

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

裏面白紙

国立公文書館	
国立公文書館	
分類	法務省 平成11年
排架番号	4 A 18 2166

Toyo

Def. No. 2943

Exh. no

Handwritten notes on a vertical slip of paper, including the name 'Togo' and other illegible characters.

陳述

係及外交、及終戦であります。法廷の便宜の爲我々は出来得る限り證據を
 提出します。即ち、露西亞關係、露西亞關係、英米露
 但し證人は往々各條の事項に亘つて証言するので石の分難は不完全であ
 ります。石各條に就て證據は主として次の諸事案を明らかにしやうとす
 るものであります。
 日獨一條に就ては東郷氏の經歷は常に日露關係が日本と地の關係に於
 英、露の諸國との關係を惡化せしむる如きものであつてはならぬと言ふ
 ことでありました。防共協定に就ては當初より之に同意を有せず之を弱
 化することに努力しました。三國同盟には強く反対を爲し、其結果終に
 駐露大使の地位を追はれたのであります。東郷氏はナチス時代のカサン
 ドラであつたのであります。
 露西亞に就ては東郷氏は冷戦友好關係維持を以て最も重要なりと爲しま
 した。東郷氏は其の經歷を論じ其の夙に立派し其の現に努力した政氣を
 殆ど完全に表現することか出来ました。
 東郷氏は東支鐵道を蘇聯邦より滿洲國に賣却す交渉に成功し、匪徒協定
 問題に就て初めて成功を収め、又駐露大使として不可償價協定の締結に
 殆ど成功した時、勲章を命ぜられたのであります。

Togo

Def. Doc. 2943

Exh. no

高橋

冒険陳述

東郷氏の無能を論じます。法廷の便宜の爲我々は出来得る限り諍議を
 小教の項目に分けて提出します。即ち、張通互係、斐西互係、英米
 係及太平洋戦争、戦時外交、及終戦であります。
 但し證人は往々各般の事項に亘つて証言するのでその分類は不完全であ
 ります。右各項に就て証言は主として次の諸事項を明らかにしやうとす
 るものであります。
 日獨關係に就ては東郷氏の態度は常に日獨關係が日本と地の關係に於
 英、露の諸國との關係を惡化せしむる如きものであつてはならぬと言ふ
 ことでありました。防共協定に就ては當初より之に同意を有せず之を弱
 化することに努力しました。三三同盟には強く反対を述べ、其結果終に
 駐獨大使の地位を追はれたのであります。東郷氏はナチス時代のカサン
 ドラであつたのであります。
 露獨關係に就ては東郷氏は終始友好關係維持を以て最も重要なりと爲しま
 した。東郷氏は其の態度を論じ其の夙に立派し其實現に努力した効果を
 殆ど完全に實現することか出来ました。
 東郷氏は東支關係を極東邦より滿洲に實を交す交渉に成功し、匪徒協定
 問題に就て初めて成功を収め、又駐露大使としては不可信協定の締結に
 殆ど成功した時、朝を命ぜられたのであります。

裏面白紙

太平洋戦争を遂じ東郷氏は現職に在る時は常に日露間の平和と友好關係
 の重要性を強調しました。
 英米露との關係に就ては東郷氏は一九四一年十月外務大臣に就任する
 迄殆んど直接の關係を持ちませんでした。但し機會ある毎に日本と英米
 との關係の改善に努力しました。東郷氏は防共協定と共に英露との協定
 に就て關係當局を説得し、海軍軍縮問題に就ては英米露との協定を阻
 害することなからしむる爲に海軍側の主張に反し、又外務大臣に就任し
 ては破綻に瀕した露交の調整に努めたのであります。東郷氏が東郷内閣
 の外務として太平洋戦争に對しては、自衛の點は、自衛の點は、自衛の點は、
 であるが、東郷氏は當時自衛から進んで居た。東郷氏は東郷氏を知らぬ新首
 相から入閣を求められたのである。
 此の入りは、東郷氏は日露交渉の成功の爲に、東郷氏に努力すべく、三軍も之に
 反せずとの防衛な保衛を取付けた。東郷氏は受諾したのである。
 東郷氏は、東郷氏は、東郷氏は、東郷氏は、東郷氏は、東郷氏は、東郷氏は、
 久しく悪化して、東郷氏は、東郷氏は、東郷氏は、東郷氏は、東郷氏は、
 たこと、東郷氏は、東郷氏は、東郷氏は、東郷氏は、東郷氏は、東郷氏は、
 弱かつたのであるが、日露交渉及び日露關係の爲に、東郷氏は、東郷氏は、
 を遂行したことであります。

裏面白紙

然し乍ら東郷氏の使命は不可能なものであつた。米艦は押し御へかりし
誤歩を急すを欲せず、日本側の總ての關係者が事後追跡と認められた一月
二十六日の電報を手交した。日本として其の大意としての地位を宛葉
し其の存在すら危殆に瀕するに甘んずるか或は自衛の戦争に訴へるか
一を誤ぼざるを希ざる立場に迫込まれたのであるが、實際其の關係は
余地はなかつたのである。新して戦争は決定された。東郷氏も事後追跡
争に反逆したか終に自衛の戦争を執ることに賛成せざるを得なかつた
のである。

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

國學開始の手順の問題の起つた時、東郷氏は通常の通商の手順を執ることを主張し、此の事案にも通商の原則の原則と見做すに可い。東郷氏は通商の原則を執ることを認められた。通商手続の開始は通商の原則に依り定められたが、通商の原則を執ることを認めた。通商手続の開始は通商の原則に依り定められたが、通商の原則を執ることを認めた。

新くして十二月七日午後一時に手交のことに打合せられ、其旨命令されたのである。領事官は手交されたのは、東郷氏に於ける事案の手続を依り一時以上も遅れ、東郷氏に於ける領土に交渉が加へられてから後になつたのであつた。

Dor. Doc. No. 2943

東郷氏は通商の原則を執ることを認めた。通商手続の開始は通商の原則に依り定められたが、通商の原則を執ることを認めた。東郷氏は通商の原則を執ることを認められた。通商手続の開始は通商の原則に依り定められたが、通商の原則を執ることを認めた。

DarDoo, 52943

鈴木内閣の短い期間、東洋氏は此の目的の爲に全力を盡し、遂に主として其の勢力に依り、一九四五年八月十五日迄の目的を達せられたのである。東洋氏は東洋の反動は東洋の爲の共同謀議者のそれではなく、修生は主権を其の認見し、神を請果に反動したことであつたと云ふことを示すてらうことを茲に述べる次第である。

原本不明瞭

裏面白紙

E 3609
Def. Doc. # 1081

2010-1-14
10
(在野党)

宣誓 供 述 書

荒木 貞夫 其他 (後略)

西米利加合衆國 其他

東京府 第一區

高橋
東京府 第一區
宣誓 供 述 書
被告 貞夫 其他 (後略)
被告 西米利加合衆國 其他
被告 東京府 第一區

宣誓を修したる上次の如く呈述致します

十日から一九三三年五月十六日迄外交官でありました。
は外交官として當時外務省次官局長であつた貞野茂徳
に提出する爲起草した「同盟国間脱退後に於ける吾國の
對外交政策」と題する報告書を検討し閣議したことがあります。私は該
報告書第一四六號を示しましたが同報告書が前記の文章であり、日本降参
九、九十六頁より成り、當時私が附んだ報告書原文に相違ないことを認め

宣誓 供 述 書
被告 貞夫 其他 (後略)
被告 西米利加合衆國 其他
被告 東京府 第一區

E 3609
Def. Doc. # 1031

高橋

栗印

東京府立総合資料館 第一階

重米利加合衆国 其他

荒木貞夫 其他 (後略)

宣 誓 冊 錦 書

私、吉田八郎は先づ宣誓を促したる上次の如く注意致します

私は一九三二年五月十日から一九三三年五月十六日迄外務次官でありました。其の間一九三三年は外務次官として嘗て外務省政務局長であつた直野茂徳が外務大臣内田清徳に提出する宣誓を檢査した。内田内閣内閣後任に於ける宣誓の宣誓外務省政務局長と稱する宣誓を檢査し歸したことがあります。私は宣誓の宣誓第一四六號を示しましたが同宣誓が前記の宣誓であり、日本降参宣誓か九、九十六頁よりなり、當時私が内閣だ報告を原六に提出をいことを認め

宣誓外務省政務局長と稱する宣誓を檢査し歸したことがあります。私は宣誓の宣誓第一四六號を示しましたが同宣誓が前記の宣誓であり、日本降参宣誓か九、九十六頁よりなり、當時私が内閣だ報告を原六に提出をいことを認め

裏面白紙

ます。

一九四七年一月三十一日

東京に於て

有田 八郎 (署名)

右は普立会人の所請にて宣稱し且署名したることを證明します

同日 東京に於て 加藤 傳次郎 (署名)

裏面白紙

E 3809A 146

22-12-16
142

華明脱退後ニ於ケル帝國ノ對米外交方針

(昭和六年四月中旬)

帝國政府ハ東洋平和獨立ノ根本方針ニ付國際形勢ト其ノ所信ヲ異ニシ、此ノ上聯立ト協力スルノ餘地ナキニ至リタル結果、今後米ニ對シテヨリ脱退スルコトヲ通告シ、今後ハ聯立ノ維持ニ立チ國際政局上參事トハ乘リタル立憲ヲ容ルニ至レル次第ナルヲ以テ、此ノ際右新事態ニ應ジ、帝國ノ對外方針ニ種シテ慎重ナル考慮ヲ加ヘ、帝國ノ現下直面セル重大難局ノ打開ニ速事ナカラシムルコトヲ期セサルヘカラス。

甲・以下先ツ帝國ノ米政策各面ニ對スル關係ニ付検討ヲ加フヘシ。

一 米 面

米面ハ聯立ノ維持ニ立テ非瑣問題ナルモ、其ノ重大ナル勢力ハ固シラシテ米政策ニ對シテ國際的地位ニ立タシメ、其ノ現下國際政局上ニ於ケル勢力ハ聯立ト離之ヲ無視スルヲ得ス、之ヲ以テ昨年九月ノ海峽會議物議以來、聯立カ重要決断ヲ爲スニ付リテハ常に米面ノ參加ヲ求メ、其ノ努力ヲ竭テ以テ聯立ノ行動ニ奮起ヲ加ヘントシ心セルハ明瞭ナル。

裏面白紙

實トリ。之ニ對シ米國屬ニ於テハ專 秘勃發ノ當初ヨリ大 猛ニ於テ
 努メテ慎重ナル態度ヲ持シ、自國カ輕重ニ於ケル戰禍ノ禍中ニ捲込マルル
 コトハ之ヲ避ケント欲スルト共ニ、「モーラルノブレシユア」ニ依リ日本
 ノ行動ヲ拘制セントスルモノ、如クナリシ處、昨年一月末七濎事件勃發ス
 ルニ及ンテ米國上下、對日態度ハ俄然惡化シ、有力トル學者政治家等ニシ
 テ對日經濟斷交ヲ唱道ナル者アルニ至リ、又上海ニ於テ日米兩國軍艦ノ間
 ニ衝突事件突發スルトキヤチ恐ルルニ至リ、米國政府ハ萬一ノ場合ニ備フ
 ル爲米國全艦隊ヲ太平洋沿岸ニ集中セリ。先之同年一月七日國務長官「ス
 チムソン」ハ日支兩國政府ニ宛テタル同文通牒ヲ以テ、錦州方面ニ於ケル
 日本軍ノ軍事行動ニ伴ヒ事變發生以前ニ存在シタル南滿洲ニ於ケル支那政
 府、最後ニ殘存セル行政的權力ハ破壞セラレタリト爲シ「日支兩國及赤國
 カ當專斷タル不 條約、約束及義務ニ違反セル手段ニ依リ成立セシメラル
 ルコトアルヘキ一切ノ狀態條約ハ協定ヲ承認スル意思トキ」旨ヲ通告シ
 テ、茲ニ所謂「スチムソン」主義トルモノヲ宣明シ、爾後國務長官ハ此次ノ
 通牒ニ之ヲ補足說明シ、滿洲ニ於ケル專斷ハ不 條約及九 條約ニ違反セ

裏面白紙

ル。トトリトノ意味合ヲ洩シ、遂ニハ暗ニ日本ヲ呼フニ便略圖ヲ以テスルニ至リ。

然レニ昨年十一月舉行ノ大統領選舉ノ結果ハ共和黨ノ大敗ニ歸シ、反テ黨タルルーゾグヰルトノ民主黨政府ト更迭スルコトトナリタルヲ以テ、我國一黨ニ於テハ本年三月四日ヨリ成立スル新政府ノ對日政策カ日本ニ有利ニ見出スヘシト期待セル者アリタルモノ、如キモ、元來米國ノ對日政策ハ一八九九年「ジョーン・ヘイ」カ唱動セル以來同國歴代政府カ金科玉條トシテ終始一貫主張シ來レル門下開放主義ヲ根幹トシ、之ニ配スルニ九國條約及不戰條約ニ益ク寺部ノ領土保全並武力行使ヲ排除スル國際平和主義ヲ以テスルモノニシテ、此等根本政策ハ民主黨新政府ニ於テモ變更ヲ見ルノ筈ナク、新大統領「ルーゾグヰルト」モ本年一月下旬新聞記者團ヨリ「スチムソン」主義ニ關スル言ハ見解ヲ質問セラレタルニ對シ、「米國外交政策ハ國際條約ノ精神ヲ維持スルヘカラス右ハ各國トノ關係ノ「石ナリ」ト簡單ニ答へシ、右ハ新政府「スチムソン」主義ヲ支持スルコトヲ示セルモノトナリト一語ニ答セラレタルハ、同大統領ハ其後三月四日就任ノ際、宣言中ニ於テ米國ノ「外交

原本不明瞭

裏面白紙

二付テハ自ラチ意欲スルカ故ニ他人ノ利益ヲ意欲シ、又自己ノ利益及隣
人トノ約束ノ破裂ヲ意欲スル善良ナル人タル、政策ヲ影ルヘキ皆ヲ遠ヘ
言レリ。

民主黨政府ハ其ノ成立ト同時ニ列下ノ世界的經濟不況ニ原因スル米會者
ノ金融恐慌ニ直面シ、露余ノ措置トシテ金融的ニ銀行ノ支辨停止ヲ命シ金
本位ヲ停止スル等、國內的ニ容易トラサル重大僵局ニ遭遇シ居ルノミナラ
ス、對外的ニモ賠償問題、世界經濟會議等幾多重要問題ヲ有スルヲ以テ、
極東問題ニ關シテハ努メテ極東ヲ維持セルモノ、如ク觀察セラル。然
リト雖日米間ノ感情ハ前記ノ如ク極端惡劣動搖以來漸ク益フテ疎隔シ極感
ノ度ヲ加ヘ居ルハ事實ニシテ、如新兩國關係惡化ノ根本原因ハ畢竟スルニ
米極端ノ見解ヨリスレハ今回ノ借款事件ハ日本ノ行動カ自發、範圍ヲ遠及
シ、ニ以條約及國際法ヲ侵犯セルモノ、ニ外ナラニトスルモノニシテ、前
又日米ノ行動カ今後邊境大スヘキヤ知知スヘカラストシテ益大トル不
安ヲ生スルニ由ルモノトナリ。

惟フ 日米關係、關係今日ノ如ク疎隔シ緊張セルニト然レテ、其例ヲ見

原本不明瞭

裏面白紙

サル所ナリ。米國ノ全艦隊ハ太平洋ニ集中セラレ居リ之ヲ大西洋ニ歸せ
 シムル事ナク、又米國ノ一部ニ於テ唱道セラレタル對日經濟封鎖ハ其ノ
 必然ノ結果トシテ日米間ニ戰爭ヲ誘致スヘシトシテ米國內ニ於テ之ニ反
 スル者多キニ觀ミ之カ實地ノ可能ニ乏シト看做サレ居ルモ、最近米國
 合ニ於テハ他國政府ノ協力ヲ得テ武器軍需品ノ供給ヲ爲ス、制限ヲ大
 ニ縮小シムトスルノ決意ヲ上程セラレ、右ハ政府ニ於テ之ヲ希望シ居ル
 以テ結局遠達ヲ見ルニ至ルヘシト一説ニ想測セラレ居ル事等ニ照シ、若
 シ列ヘハ北支ニ於テ日米兩國軍隊ノ二重ノ衝突勃發スルカ如キコトア
 ラハ之ニ由リテモ戰爭勃發ノ危険アルハ明瞭ナリ。

而シテ海上ニ喧傳セラルル日米戰爭說ニ付考フルニ、我國ノ一説ニハ、
 ロンドン「海軍」雜誌、一九三六年以後ニ於テハ日米海軍力ノ比較ハ
 レニボ、トナルヘキヲ以テ米國ト戦ハント欲セハ、定テ以テ艦隊ノ
 ストノ、ヲ當ニアレトモ、今假ニ日米間ニ戰爭勃發シタリトシ、而シテ
 東方ノ、成功シ此ノ實ヲ成シ米國ニ於テ我カ艦隊ニ對シテ之ヲ封鎖シ
 リトス、モ之ノ、ミテ以テ直ニ彼ニ對シテ打撃ヲ與ヘ之ヲ封鎖セシムルコ

原本不明瞭

裏面白紙

トトナラサルハ、我方ヨリ進ンテ帝陸ヲ攻ムシ又ハ米日本土ニ
シテ攻勢ニ出マルコトヲ懸ナルヲ以テ要ルニ、二二テ分約ニ利
ヲ得スル、英之ニヨリ英京以外ニ於テハ利益ハ收ムルコトヲ欲ス、ミナ
ス、亦、必、然、然、然、トシテ我レニ不利ナル持久戦ヲ畏ルシ戦争ヲ引ケ、
懸念大ナリ。加之、英、米、日、三、國、ニ於テハ米日一國ノミテ對手ニシテ戦
争ヲ豫想スルカ如キハ甚々困難ニシテ其後ニ於ケル英ノ態度ハ我ヨリ、
獨ハ英獨三強ノ等ト雖其ノ利益我方ニ有利ナルヲ懸念シ、我ト共ニ、
對モスレハ此等ノ諸國ノ共同動作ヲ遂行スル懸念大ナリ。從テ日米戦争
ハ我方ヨリアルモ之ヲ避ケルヲ可トス。然ルニ、日、米、兩國ノ立場ヨリ考
フルモ、我力ニヨリ我方ヲ屈服セシムルコト困難ナルニ思ヒ、其、善ル所大
トラス。

之ヲ以テスルニ太平洋ヲ占セムトスルニ如キハ日米戦レニ於テモ我
ニ過キスシテ、英、米、日、三、國、ノ利益全ク我ニ於ケル日本ノ懸念大ナリ。我
方ヨリアルモ之ヲ避ケルヲ可トス。然ルニ、日、米、兩國ノ立場ヨリ考
ルヲ以テ、我力ニシテ我方ヲ屈服セシムルニ困難ナルニ思ヒ、其、善ル所大
トラス。

原本不明瞭

裏面白紙

方ニ於テハ此ノ見地ヨリ米價ヲシテ其ノ適宜政策ニ付録ト再考セシムル
 事訂正セシムルヲ以テ我々米政策ノ根本トセサルヘカラス。

由是觀之此種日米關係ヲ有ラニル方宜ヨリ研究シ、若クモ前記根本政策
 ・進行ニ寄シ得ル方策ハ之ヲ實行シ以テ兩國間ニ益月ノ衝突ヲ回避シ感
 受ノ障礙ヲ遂ニ除去シテ太平洋方面ニ於ケル事變ノ正變化ニ努ムルニト
 寄同外交上ノ喫緊急務ナリ。言ハサルヘカラス。然ラハ日米關係ノ正變化
 計ル具體的方策如何ト言フニ、先ヅ第一ニ米價ヲシテ其ノ對支政策ヲ再
 考ミシムル機運總テ懸望スルニト此儀ノ急務ニシテ、之カ爲ニハ進取
 チシテ獨立懸望タラシムル機運ヲ確立セシムルト共ニ其ルヘク同國
 ニ於ケル門戶開放均等主義ヲ遵守セシムルノミナラス、現行力能
 固執ルノ機運ニ付シテハ河レ、方面ニ於テモ何種領土的主張的野心ヲ
 有セサルコトヲ明ニスルコト肝要ナリ。尙又米價トノ正變化ニ對シテハ日
 米關係上ノ汚濁タル強固的機運日甚民衆ニ管テハ米價ヲシテ我方ニ寄シ公

平トル「クオーター」ヲ適用セシムルコトニ依リ之ヲ解決スル、方針ヲ以テ歩武ヲ進メ、又最近米露聯合ヲ通過セル比島獨立與開港ニ付テモ從來米露ニ於テハ比島カ獨立スル適合ニハ日本ノ領土の野心、目的物トナルヘシ等日本ヲ驚ユルノ聲類リニ傳ヘラレ又新ル杞憂ヲ抱ク事アルヤニ認メラルルニ付ミ、米露間ニシテ同島ヲ米露海軍根據地トシテ使用セサルコトヲ承認スルニ於テハ其ノ中立保障ニ關シ日米間ニ協定ヲ遂クルコトハ差支トシ。但シ左所載ノ事項ハ迄ホ今日ノ兩國關係ニ於テハ急遽實行ヲ見ルヲ得サルヘキ處、第一着手トシテ兩國間ニ調停條約並ニ仲議案ヲ締結シ兩國關係ノ平靜化ヲ圖ルヲ適當トス。由來兩國間ニハ一九〇四年米露政府ノ提議ニ基キ一九〇八年仲議案條約締結セラレ、同條約ハ前後三回ニ亘リ有効期間ヲ延長セラレ、一九二八年八月二十四日迄效力ヲ存續シタル處、右期間満了前米露政府ハ日米間仲議案條約案及調停條約案ヲ提議シ來リ、我方ニ於テハ右米露提議中要同ヲ要スト認メタル諸點ニ關シ米露政府ノ非公式回答ヲ求メ、翌年八月八日前記我方質問ニ對シ米露政府ヨリ回答アリタルママニテ今日ニ及ヒ居レリ、右米

裏面白紙

日政府提議、伸論列強約案ハ(イ)内管轄事及(ロ)「モンロー」主義ヲ無
 効適用ノ條目外ニ係カントシ居ル處ニ於テ益メテ困難ナル點ヲ惹起シ居
 ル處、米政府カ内管轄事ヲ除外セントスルハ、畢竟民間懸テ伸論
 列強ノ條目ヨリ除外セントスルノ真意ニ出ツルモノトモ此處ハ東西ニ
 ハレ居ラヌ、條文ノ條目ノミヨリ見レハ内管轄事カ伸論列強ノ條
 目外ニ置カルヘキハ日米兩國ニ共通ノ問題ナルノミナラス、大平洋四國條
 約ノ前編宣言ニ於テ當該國ノ内法無ニ屬スル問題ハ内國條約ノ適用外ト
 リト認メタル先例モアルヲ以テ此言ハ更ニ考究ヲ加フル餘地アルヤニ思考
 セラル。又「モンロー」主義除外ノ問題ハ伸論列強ニ附屬シヘキ範圍ニ關
 スル一大條目ヲ察ハスモ、ナリ。然レ共同主義除外ヲ制約又ハ修正、ルコ
 トハ沿岸上又ハ内政上ノ理由ヨリ見テ米政府ノ容易ニ受容セサル所ナル
 ヘシト懸念セラルルノミナラス、同條ノ性質カ内國ニトリテハ實益ヲ生
 ズルニ拘ラス米明ニトリテハ實益ニコレタル點ハ條約ノ目的ニ關シテ
 リ大體上ヨリ政治的考慮ヲ拂フニ要スヘク、寧ロ東方ヨリ威脅的ニ威嚇
 求ムルナボトスヘシ。

原本不明瞭

裏面白紙

次に米日政府、換證セル日米通商條約に關シテハ、日米通商條約委員會カ附託
セラレタル紛争ニ付、交渉ニ開始シタル時ヨリ一年間ハ互ニ寛假シ、又ハ敵對
行爲ヲ開始シ得サルコトト爲セル條約ニ付、日米兩國、通商條約カ、強シキ
相異アルニ鑑ミ、我方トシテハ直ニ之ヲ承認シ得ル所ナルモ、強シキ通商條
ルカ又ハ一定期間中其態ヲ惡化セスト云フカ如キ決定ニムルニ於テハ蓋支
トカルヘシ。

要之仲立條約條約ニ付テハ米日兩國ニ於テ内閣及「モンロー」主義ノ除
外等ヲ極力主張スヘキニシ、我方ニ於テハ之カ受諾不可トスルヲ以テ
彼等、主張ヲ緩和スルコト頗ル困難ナルヘク、又通商條約ノ締結ニ付テモ
通商、日米アルヘキニ付、仲立條約條約ニ比スレハ兩國間ニ意見ノ合致ヲ見
ル、可能アルモノト觀ノラルルニ於テハ此條約先ツ日米間ニ締結シ得ル
條約ニ付テハ、尙以上、外更ニ兩國間交易安定、見ヨリ通商、空海、海
陸、陸軍、海軍等條約締結ニ關スル互惠内閣章、該章ニ付、通商條約ニ付テハ
通商、海軍ニモ關スヘシト思考セラル。

原本不明瞭

裏面白紙

三 英 日

第一、英日關係上最も重要キテ益カサルヘカラサルモノ、一ハ英日トノ
 接近ナリ。英日ハ東洋及太平洋ニ於テ印度、東亞及南洋諸島ヲ領有シ、新嘉
 坡及香港、要衝ヲ占ムルト共ニ、又支那ニ於テハ他國ニ奪取シテ有力ナ
 ル經濟的利権ヲ築キタル大勢力トシテ多年に亘テ東亞問題ニ重要ナル地位ヲ
 占メ居レル次第ニシテ、日英關係ノ進展ハ過去ニ於テ常時進行シ、進展ニ
 大關係ヲ有シタルカ如ク、今後ニ於テモ亦至大ノ關係ヲ有スヘキナリ。
 之ヲ追テ、事實ニ徴スルニ日英同盟ハ帝國外交政策ノ樞軸トシテ二十年
 ニ亘リ光輝アル歴史ヲ貽シタルカ、歐州大陸ノ紛争英國ノ脅威タリシ獨
 逸ノ進出阻止セラレタルノミナラス日英同盟本來ノ目的ヲタリシ西亞
 細洋ニ於テ印度方面ニ在ル其ノ利益ヲ保護スルノ形勢トナリ、日英同盟
 ハ英國ニ對シテ他國ノ必要ニ就テ少シタルト共ニ他方ニ於テ米
 國ニ於ケル其ノ利益及排日感情ニ對シテ日米關係ノ緊張ハ益々イテ米國
 民ヲシテ日英同盟ニ對シテ疑念ヲ起シメ、之カ存在ハ英國ノ利益ニ對シ
 テ莫大ノ損害ヲ與ヘシメ、重大ナル影響ヲ與ヘラントスル形勢ヲ呈セルノ
 時ニ至リ、英日關係ノ重大ナル影響ヲ與ヘラントスル形勢ヲ呈セルノ時、

原本不明瞭

裏面白紙

更ニ大發英帝國內ニ於テ領ニ勢力ヲ加ヘタル自治領ノ態度モ亦漸兩
 領ノ日本ニ排斥シテ對シ寧ロ米國ニ感德ヲ萌シカスル立シヨリ、又加察
 ハ米國ト對シ千哩ニ亘リ以テ接シ經濟的ニモ亦米國ニ對シテ密接ナル關係ヲ有ス
 ルヲ以テ米國トノ善隣關係ヲ重要視スル立勢ヨリ天々日英同盟ノ關係ニ反
 對スルニ至レル等ノ事情ヨリ、英國ハ一九二一年華府會議ニ先立テ關係
 ラレタル英帝國內會議ニ於テ日英同盟更新セサルコトヲ決定シタル上、華
 府會議ニ於テ日英米佛四國ニ互ニ太平洋方面ニ於ケル島嶼タル屬地ニ領地
 ニ關スル其ノ權利ヲ尊重スヘシコトヲ約スル四國會議ヲ締結シ以テ同盟ヲ
 修補セシメタリ。

日英同盟廢棄ハ支那問題ニ關スル日英協約ハ往昔日ノ如クナラハ、華府會
 議及其ノ所産タル九國條約ハ對支關係ニ對シテ生面ヲ啓キ、英國ハ寧分シ
 テ親支援助政策ヲ採リ對支關係ニ正副區分ニ以テ親善及進歩的關係ノ一快
 ニ着手シタルカ、支那ニ於ケル政策ノ不安ハ然レトシテ改革ノ時トシテ
 トラスト等ノ如キ政策ハ却テ支那ヲ增長セシメ支那ニ國民主義運動ヲ發
 セシムルノ結果トシ、之カ結果則チ英國ノ海外利益ヲ保護スルニ至レリ。

原本不明瞭

裏面白紙

其ノ槍玉ニトケラレタルハ英國ニシテ一九二五年初頭漢口及九江ニ於ケル
 國民軍ノ其租界占領ニ次テ上海ニ於テモ同軍ノ進撃ニ依ル事態ノ急變ヲ危
 懼セララルルニ至ルヤ、英國政府ハ帝國ニ對シテ上海ニ共同出兵セムコトヲ提
 議シタルモ帝國政府ハ出兵ノ如キ重大措置ニ關シ確定の約束ヲ與ヘ得スト
 シテ協約ヲ拒絶シタル爲、英國ハ已ムトク單獨ニ上海出兵ヲ行シタルカ
 右ハ日英協約ノ破レタル最モ著シキ實例ナリ。

此ノ間ニヨリテ英國側ニ於ケル新嘉坡軍港新設問題モ亦日英關係ニ暗クシテ
 投シタリ。本件ハ大國後英帝國國防委員會並一九二一年ノ英帝國會議ノ承
 認ヲ經テ保守黨内閣ニ依リ一九二三年三月英國下院ニ提出セラレタル海軍
 豫算ニ於テ具シセラレタリ。右ニ依レハ十年間ニ亙リ九百五十萬磅ヲ支
 出シ最新式主力艦ヲ造レテヘキ浮城築造ノ力附帶施設ヲ完成セントスルモ
 ノニシテ、右艦隊ノ中由トスル所ハ大抵後獨逸海軍ノ損失セル結果英國海
 軍ハ艦隊集中主義ヲ捨テ分岐主義ニ復シセント欲スルモ英府條約ニ依リ保
 有勢力制限セラレタルヲ以テ英帝國海軍ノ保護ノ任ニ當ル爲ニハ艦隊ノ
 活動能力ヲ増進スル要アル處、極東方面ニハ最新式主力艦ヲ造ルルニ是ル

裏面白紙

ヘキ根據地ナキ爲一朝有事ノ日ニ此ノ方面ニ行動スルヲ得ス、而カモ香港
 ハ華府條約ニ所謂防備制限區域内ニ在ル爲何等新施設ヲ爲シ得ス、故ニ石
 叻外ニ所在シ且印度洋及太平洋交通ノ要衝タル新嘉坡ニ根據地ヲ設定セ
 シトス、ト云フニ在リ。而シテ石叻議ニ當リ實成陸中ニハ日英同盟關係既
 ニ消滅シ加フルニ日本ニ於テ海軍軍備ノ拾頭ヲ保セサルヲ以テ之ニ對シ備
 フルノ要アルヲ覺キ、又ハ英帝國ノ任務タル太平洋警備ニ關シ米國ト提携
 上有事ノ際布陸及比島ト相策應ヘル上ニ於テ必要ナリ等日本ヲ假想以トス
 ル議論行ハレタルハ在日スヘク、右ニ對シ新ノ如キハ聯盟規約ノ精神ニ反
 ストシ、取ハ實上吾國防備ノ補充ニ過キササルヲ以テ華府會議ノ精神ヲ除
 斷ストシ、取ハ日本ニ對スル提駁ナリトスル等ノ反對論行ハレタルモ本件
 法案ハ遂ニ議會ヲ通過スルニ至リ、而シテ本件計畫ハ其ノ後勞働黨内閣ニ
 依リ再度ニ直リ一時中止セラレタルモ保守黨内閣及一九三〇年ノ英帝國會
 議ニ依リテ工事ハ續行セラレ、給渠建設ニ關スル「ジャックソン」契約工
 事ハ一九三五年九月ニ完成ノ決定ナリ。
 更ニ又日英通商關係ヨリ見ルニ英國カ海外市場ノ維持發展ヲ計レルハ大取

裏面白紙

後ニ於ケル産業不況及貿易ノ廻轉ニ慮スル當面ノ急務ニ英帝國內通商互恵
ノ制度ヲ樹立シテ自治領トノ經濟的提携ヲ密接ナラシムル等百方措置ヲ講
シ居レル處數近ニ於ケル低利率及勞務條件ノ有利ニ基因スル本邦物品ノ海
外進出ハ日進シキモノアリ、現ル所ニ英國市場ヲ侵蝕シツツアル爲前島
ニ經濟賦課ヲ減化シ、英國ニ於テ日貨排斥ノ起リ、對日關稅障壁ノ撤去ハ
ハ日英通商提携政策ノ提唱ヲ見ル等對日反感ヲ醸成シツツアルノ事實ハ
亦之ヲ等閑視スルヲ得ザル所ニシテ、最近日印通商條約ノ廢棄カ主トシテ
英不逞ノ和空ニ惹キモノテリトノ説モ亦首肯スヘキ所尠カラス。

而テ英國ノ現狀ニ觀ルニ現狀民國內閣ハ英國ノ直面セル未曾有ノ財政經濟ノ
難局打開ヲ使命トシテ一九三一年十月末ノ總選舉ニ依リ國民大多數ノ支持
ヲ得テ成立ナルモノニシテ、議會ニ絕對的多數ヲ擁シ其ノ成立以來豫算ノ
均衡貿易ノ政策ニ努メ之カ趣見ルヘキモノアルモ、尙内外ニ幾多ノ重要
案件ヲ控ヘ前進多難ナル狀況ニ在リ、即チ内ニ於テハ現ニ二百七十萬ヲ下
ラサル失業群ヲ育シ、國庫ノ負擔莫大ナルモノアリ、又客年七月「オタワ」
會議ニ依リ廣汎ナル帝國内通商互恵ノ制度ヲ樹立シテ自治領トノ經濟提携

裏面白紙

フロート共ニ英帝國ノ影響ヲ鞏固トセルモ、愛蘭ニ於テハ北部愛蘭ヲ台一
 スル獨立國ヲ成立シ英國ノ領土ヲ統スルノ目的ヲ實現セントシテ英國政府
 トノ關係ヲ争ひテ置キ、又相反ニ於テハ大戦ニ基ク印度ノ地位ノ向上ト
 共ニ印度人ノ地位ヲ如何ニ保ル自治運動ヲ進歩タルモノアリ、印度統治法
 正問題ハ英帝國ニ於ケル弱下ノ最大問題トシテ世界ノ視線ヲ惹キツツア
 リ。
 頁ニ對シテハ、英帝國ハ自給平和ノ維持促進ノ爲國際聯盟ヲ極力支持スルト
 共ニ英帝國ノ利益ヲ平和安定ヲ計ル爲、佛蘭西等ノ歐洲諸國ノ間ニ介在シ
 テ諸國ノ利益ヲ調整スル地位ヲ保持シ來レル處、幕府ニ於ケル聯盟軍會議
 議ハ英帝國ノ利益ヲ保護シテ行詰リノ形勢ニアルノミナラ
 ス、英帝國ニ對シテは英帝國ノ利益ヲ保護シテ行詰リノ形勢ニアルノミナラ
 社會黨ノ政策ヲ考ヘテ平和維持政策ヲ要求ノ際ト共ニ歐洲政局ノ風雲變ナ
 ラサルモノアリ、英帝國トノ間ニハ戰債問題ノ調整ノ外軍備問題、世界
 經濟會議問題等ヲ控ヘテ之カ解決ヲ計ラサルヘカラサル程メテ困難ナル事
 態ニ直面シ居レル事情ナリ

原本不明瞭

裏面白紙

日英ノ關係以上ノ如ク、而シテ英皇陛下ノ國內上流階級上ニ於ケル情勢亦如上ノ如クナルヲ以テ、一昨秋迄ハ英皇陛下以テ英皇陛下ニ於ケル英ノ地位勢力ニ預ミ、一方諸國ノ權威ヲ維持セムトシツツモ北方諸國ヘク實際的見地ヨリ日支事務ノ安堵ヲ計ラムトシテ行動スルノ如クニ出テ而シテ兩國ノ懸念調査委員ノ報告ヲ支持シテ之ヲ否認トシテ事件ノ解決ヲ急シ、結局福地ト署名トノ所信ノ結果レサルモノアルコト明瞭トナルニ及ヒテ多量懸望ト益々英ノ行動ヲ共ニシタル事情ハ之ヲ了知シテヘシ。

惟フニ英下流階級ノ志趣トスル所ハ英皇陛下方針ヲ違行スルト共ニ日支關係ノ調整ヲ計ルニアリテ、之カ爲ニハ福地ノ年月ヲ費スヘク、英ノ商務トトノ關係維持スルノ必要アルハ福地カナル處、此ノ點ニ於テ英皇陛下支拂ニ於テ福地ニ早急シテ重スアル福地ヲ有スルモノナルノミナラス英ノ懸念調査局上ニ於テ福地ノ地位ヲ占メ居リ、又福地ニ於テハ多年福地トノ關係ニ依リ密接ナル關係カ爾力福地ヲ有シタル中央的聯繫ニ預ミ、福地カ英ノ協力ヲ求メ得ヘキ最も重要ナル點ナリ。英皇陛下ノ一部ニハ密々ニ

原本不明瞭

裏面白紙

シテ日英同盟ノ復活ヲ期待スル者アルモ、^既期ノ如キハ日英同盟ノ成立ニ至
 レル事情ヲ仔細ニ考フレハ到極其ノ實現ノ望ナキコト明白ニシテ、又英
 露同盟ニ關スル日英協定ノ回復ト雖モ自ヨリ其ノ實現ハ容易ノ業ニ非ス
 然リト雖モ日英兩國ハ前記ノ如ク極東殊ニ支那ニ於テ緊切重要ナル利益
 ヲ有スルニ大ニトシニ互ニ利害關係ヲ基礎トスルニ於テハ夕アクトモ
 策殊ニ支那本部問題ニ關シテハ兩國ノ提携協力ヲ策ムルコト必スシモ
 能アラサルヘシト忌テセラル。而シテ此ノ目的達成ノ爲ニハ兩國ノ協
 定ノ根本目的ニ關シ共ニラシテ充分了解徹底セシムルト英ニ支那ニ於
 テ其國ノ有スル利益ハ英方ニ於テ之ヲ尊重シ兩國間ニ利益衝突ノ原因ヲ
 除去シ厥ル可ク良好ナル空氣ヲ作り以テ日英協定ノ趨勢ヲ助長スルト
 共ニ、他方同盟ラシテ英露ト英方ノ關係改善ニモ資スル地位向クルコト
 望ムニシテ實際的合理的ナル方策トスヘシ。

裏面白紙

25

26

三 佛國

佛國トノ關係ニ於テハ、先ツ根本問題トシテ國際關係上ニ於ケル兩國
 ノ地位及同國外交政策ニ付考慮スルニ、佛國ハ歐洲大陸ニ依テ積年ノ
 仇敵タリシ獨逸ヲ憐シ、「アルサス、ローレン」ヲ回復シ、租界地ヲ
 奪ヒ、獨逸軍備ヲ極度ニ制限セシメ、巨額ノ賠償金ヲ課スル等、所謂
 戰後ノ果實ヲ獲得シ、諒テノ政治的及經濟的要望ノ大部分ヲ充シ得タル
 カ、戰後獨力ノ振興計畫シク、廢墟地ノ復興ニ巨費ヲ費スル一万、佛國
 ハ過去百二十年間ニ固ニ巨リ外敵ノ侵入ヲ蒙リタル苦辛を経験シテ、
 ヲルト共ニ、獨逸ノ人口の増進ハ佛國ニトリ不慮ノ脅威タルヲ以テ、
 如何ニシテ歐洲戰後ノ新事態ヲ確保シ、獨逸ノ復讐ヲ抑ヘツツ自國自
 カノ増進ヲ計ルヘキカハ佛國戰後ノ最大關心事タリ。同國戰後ノ外交
 政策ノ根本目的亦茲ニ立脚セリ。
 之ヲ以テ佛國ハ大戰後ニ於テモ大戦中ト同様引續キ英米ノ支持ヲ確保
 スルコトヲ極メテ重要視シタル結果、巴黎講和會議ノ際所謂英米ノ佛
 國援助條約案ノ前印ヲ見タルモ、其ノ波本國上院ニ於ケル反對ノ為石
 條約下成立ニ了リシノミナラス、米國ハ平和條約ニ参加セズ、聯盟ヲ

裏面白紙

元支持セス、師團ノ戦後經營ニハ全ク關與セサル懸望ヲ訊ルニ至リツ
 ルハ第師團ノ不調失望シタル所ニシテ、從テ師團ハ其ノ後ニ於テモ或
 アル程ニ米國ノ意ヲ廻ヘテ同盟ヲ欲シ安全保障問題ニ引入ルルニ努
 スルト共ニ、對越ニ對シテハ波瀾白耳及小動揺諸國ト是誘シ、所謂
 緩急包圍ノ政策ニ依テ對越ヲ壓迫スルノ態度ニ出デタリ。
 然ルニ其ノ結果ハ師團ノ衰弱ニ致シ、對越ノ接近ヲ誘發スルト共ニ
 、英帝主義ノ形勢ヲ生シ、「ルール」占領ニ及ヒテ局面行詰リテ柔シ
 タルヲ以テ、師團ハ以テ平南ノ諸國ヲ戰及自國ノ後退の地歩ノ確立
 ノ爲メハ其ノ或る程度ヲ緩留シ、英帝の對越ヲ誘發トシ、極東ヲ中心ト
 スルノ政策ニ關シテ肝要ナルヲ認メ、爾來尋ラ英帝トノ同盟ヲ結
 一長トシ、米帝トノ親善ニ努メ采リタルカ其ノ或る「フアシスト」
 ノ努力の果スルニ及ヒ、小動揺諸國トノ接近ヲ誘發ナラシメ、更ニ彼
 近ニ於ケル諸國ノ利益ヲ保護出ノ形勢ニ對シテハ、米帝ノ行詰リテ柔
 テテ諸國トノ接近ヲ考慮シツツアルモノト認メラル。
 要之佛國及外交政策ハ、米國ノ平南ヲ阻害シ、極東ノ放棄ヲ味得ス

裏面白紙

ルヲ主眼トシ、之ヲ英米露等トノ親善提携ヲ重要視シ采リタルモノ
ナリ。

爾テ爾日トシテ、時又時置常任理事國ノ一員トシテ、歐洲同盟力至ハ
他國等ノ世界的問題ニ参與シ采リタル關係上、佛蘭トノ同盟ニ於テモ各
國ノ交渉ヲ生シ、其ノ同盟力其ノ基本的外交政策タル歐洲平和政策
ノ實行ニ關シ佛蘭トノ支持ヲ要望シタル例ナシトセサルモ、元來佛蘭トノ歐
洲同盟ニ對スル利害關係ハ歐米大國ニ比シ強クテ薄ク、又歐洲同盟
ニ付テハ佛蘭トノ如ク日佛同盟ニ利害ノ共通スル由ナキニアラサル
モ、完全保障ヲ要望トシテ國際事情ヲ改置シ準備ヲ實現セントスル佛蘭
ノ根本的主張ハ或る諸方針ト結局ニ於テ合致スル次第ニ至ス安之佛蘭
國ヨリスレハ其ノ故モ重要視スル歐洲政策遂行上佛蘭トノ支持ヲ不可缺
トセテヨシハ固ヨリ、重要ナリトシタル場合スラシ。而シテ今同佛
蘭ハ歐洲常任理事國ノ地位ヲ確保シタルヲ以テ、今後歐洲同盟ニ關シ
佛蘭カ日本ノ支持ヲ期待スルカ如キ場合ハ應々稀少ナルヘシトス。

裏面白紙

サルヘカラス。

佛國力其ノ歐洲政策遂行上大イニ日本ノ支持ヲ要望シタル頃著ナル例
 ハ歐洲大戦後帝國ノ歐洲出兵力凋落ト為リタル際ニシテ、今政府如比
 場合ニハ勞メテ日俄感度ニ出ツ可キハ之ヲ察スルニ難ラサルモ、其
 場合ト雖以歐各諸勢力ノ對俄狀態ニ照ラシ、往日ノ無慮ヲ有スルヲ疑
 問ナリ。同亦以歐洲各國ハ今種世界戰爭ニ於ケル修繕ノ記憶ヲ感ス、
 佛政ニハ左派ニ傾キ獨逸國憲法社會黨モ亦急遽露國條約ヲ破壞セムト
 スル意圖ヲキチ以テ、直ニ危機激發スト著スルカ如キハ早計ニ失ス。
 是テ今後露國ト佛國トノ政治的關係ハ主トシテ東洋乃至太平洋間ニノ
 範圍ニ限ラルヘク、是テ今後日佛ノ提携又ハ親善増進ハ主トシテ比ノ
 方面ニ於テ之ヲ開拓スヘキモノト思考セラルル處、佛國ハ固ヨリ東洋
 ニ於テ其ノ占ムル重要ナル地位ヲ認識シ、此ノ方面ニ於テ日本トノ
 提携ヲ訂ルノ有利ナルヲ了知シ、現ニ其ノ對支政策ニ於テ最近日英日
 英協調ノ既レタル後ハ寧ロ露國ニ通達シ居ルノ事實アルモ、然モ佛國
 外交政策ノ一般の見地ヨリスレハ佛國ノ東洋ニ對スル利害ハ即ち支那

裏面白紙

領有ノ關係ヲ中心トシ、之ニ對テ經濟的極盛ヲ加ヘタルモノナルニ、
 元來佛國ハ英米ノ如ク積極的對支發展ニ對シ大ナル關心ヲ有セザルノ
 ミナラス、佛領印度支那ノ部ニ對スル重要任ハ到底即成若ハ埃及ノ
 英領ニ對スル重要任トハ同一視シ雖キモアル結果、佛國ノ對支政策
 又ハ對東洋政策ハ同國外交政策ノ根本タル歐洲政策ニ比スレハ第二次
 的ノモノニ屬シ、結局其ノ歐洲政策ニ其ノ對英米親善政策ニ依テ調
 約セラルルモノナリト認メラル。然レニ英米ノ諸國ハ河レモ東洋及太
 平洋ニ諸種ノ重要ナル利害關係ヲ有スルチムテ、佛國トシテ其ノ對
 日關係乃至ハ東洋政策一般ニ於テ之等諸國ト衝突シ、意テ佛國ノ歐洲
 政策進行ニ不利ナル影響ヲ來サシムルカ如キコトハ其ノ政モ遂グント
 劣ノ事レル所ナリ。

即チ大規模ニ於テモ、一九二〇―二一年中、「ヤツブ」協定ニ關シ
 日米兩國ニ紛糾ヲ生シタル原因ハ當初佛國政府ニ對シ積極的對支
 政策ニ對シテ、交渉ノ模様ニ鑑ミ、佛國本國ニ對シテ同種ノ政策
 高直ニ於テ討議セラルル場合ニハ佛國ハ米國ニ對シテ其ノ利益ヲ

裏面白紙

遞へ、以テ對日親善ヲ嚮往トシテ米國ニ好意ヲ示セル事實アリ。同又
 最近一九三二年五月十三日、日佛同多平ノ懸案タリシ日印又越前縣村
 ノ調印ヲ了へ、日佛親善ニ一紀元ヲ劃シタル機ニ乘シ在佛長岡大使カ
 「タルデイユ」首相ニ對シ日佛親善ノ需要ナルヲ説キ、文部ノ專断ノ
 混亂、就中共産派ノ運動ニ對シ、日佛相互ニ其ノ安全ヲ保障スル目的
 ナ以テ日佛協約ノ續直シテ仄カシタル處、「タルデイユ」首相カ、右
 ニ調シテハ自分モ大ナル關心ヲ有スル次者ナルカ、英國モ之ニ加フル
 ナ要スヘク、又米國モ支那問題ニ付テハ頗ル親善ヲ示スルニ可キ
 際外シテハ其ノ「サツセブチビリナイ」ヲ答スヘシト答ヘタルハ、佛
 國カ特局英米ヲ除外シテ東洋問題ニ關シ日本ト提携スルノ意向ナキコ
 トヲ是モ明白ニ表明シタル事洞トムフヘシ。
 之ヲ以テ日佛親善ノ現狀ニ就スルモ、一昨平兩國事變發生以來、日佛
 兩國間ニハ、神聖文部調査委員中、「クロイデル」將軍ノ好意の態度
 、日印支越關係の成立、佛日對日ノ親善政策、佛日下議院議員ノ一
 ナ中心トセル日佛國體成立ノ氣運等、多日佛親善ニ資スヘキモノニ思マ

裏面白紙

ラルル同道有ルニ伺ラス、容平九月在佛長岡大使カ訓令ニ添キテ「
 リオ」首領ト言見シ、日佛兩國ノ外交共同利害及河橋問題ニ關シ我
 ノ佛國支持ヲ欲キテ日佛「アムカン」ノ議論ヲ開カントシタル際、
 佛國獨ニ於テハ石日佛長岡ノ絶好ノ機會ヲ提供セラレ乍ラ河等之ヲ利
 用セントスルノ態度ニ出テス、最良ク我方申出ヲ拒絶シタルノミナ
 ス、本件會談ノ要義カ佛國側ヨリ英蘭ニ漏ラサレタル形跡モアル
 ニ認マラレ、加之佛國ハ小島嶼諸國ト兵ニ請願固不承認ノ態度ニ出ツ
 ル他方、各種ノ談話ニ依リ「スチムソン」主義ヲ贊同支持シツツア
 ル有様ナリ。

日佛關係ノ現狀石ノ如クニシテ、佛國カ河等我方ノ強固態度ニほ
 ントスルノ誤謬ナキハ主トシテ佛國カ兵ノ身目關係ニ於テ、殆ツ英
 トノ關係ヲ考慮セサルヲ得サル立場ニ在リ、固シテ現下佛國ノ之等
 關係ニ對シテ佛國側ヨリ決キ固ル態度ニ由來スルモノアリト認メラル
 新ルカ故ニ、若シ今日日佛長岡諸國ニ其下向ニ進歩セシメントセハ、
 殆ツ佛國ト英蘭トノ關係ヲ改善スルコトニ莫大ニシテ若シ佛國英蘭及

原本不明瞭

裏面白紙

太平洋同盟ニ關シ、帝國ト之等諸國トノ關係カ更ニ惡化スヘキ事懸念
 生シタル場合ニハ、帝國カ政策スヘシト爲シ、米等ヲ支持シ之ニ懸チ
 買リテ歐洲同盟ニ對スル支持ヲ得ントスルコトアルヘキハ、英ニ「ヤ
 ヅブ」島同盟ニ關シ日米間ニ異議アリタル際ノ德國ノ態度、華府會議
 ノ際德國首相金福カ印支海軍根據地ヲ米國海軍ノ支配下ニ置クヘキ事
 懸チ懸念セルヤノ說得ヘラレタルコト、最近德國カ各種ノ議會ニ「ス
 チムソン」主義ヲ支持シツツアル態度等ニ激シ彼方ニテ審議ヲ要スル
 所ナリ。

向大變説ニ於ケル歐洲ノ不安ナル情勢ニ照シ、世上注々ニシテ諸國同
 ニ戰爭爆發スルニ至ルヘシトノ見聞ヲ下ス向モアルカ如キモ、諸國同
 日英米諸國ニ由ル修補カ如何ニ甚深刺ナルカハ大變ニ依リ其ニ之ヲ
 避メシタル所ニシテ、戰爭ヲ豫備ニ懸念排斥スルニ於テ其ノ懸念ヲ一
 ニスルヲ以テ、少ナクトモ近キ將來ニ於テ再ヒ一ヲ懸念スルカ如キ懸念
 同ナサルヘク、從テ諸國戰爭ノ如キハ其ノ實現ノ可能注々ニシツ、之
 ヲ以テ諸國諸國ノ政策ヲ考ツルカ如キハ其ノ懸念ナリト謂ハサル

原本不明瞭

裏面白紙

ヘヨラス。

要之、吾等ト米英等ノ諸國トノ關係現狀ノ通ナル限リ、日佛關係ハ其ノ
 文化各方面ニ於テ及此諸國ノ範圍ニ於テ之ヲ促進スルノ意地アルノ外
 支那ニ於ケル對英諸國政策等ニ於テ協助ノ餘地アルヘキモ、之ヨリ更
 ニ進ンテ具體的ニ日佛ノ政治的提携ヲ計ルコトハ至難ナルヘシ、之ヲ
 具體的ニ考察スルモ、前記ハ實ニ實アルモ、最近日支ニ於ケル米日ノ政治
 的交渉の殆ど皆日佛トナルニシテ、日佛協約ノ成立シテノ如キ
 ハ之ヲ進言セサルヘク、又佛國對國ノ政治的提携等モ米日ノ關係ノ門戸
 政治的交渉ヲ容テ得ヘ、又米日ノ關係ニ至テハ日佛ノ關係ニ比シテ
 之ヲ進言セサル限リ、佛國トシテハ結局日佛ノ關係ニ比シテ不平等ニ
 視テ置ケルニ至ルナキヲ信セス、實ニ又日佛間ニ共ニ利益ナル事少カラ
 シ、日佛關係ノ協和ニ向テシテ、佛國ハ五トシテ英日ニ對スルニ比シテ親
 シ、日佛關係ニ向テシテ日本トノ提携ヲ計ルコトハ至難ナルヘシトス
 ラル。

原本不明瞭

裏面白紙

高師ト幕部トノ關係ニ付テ是ルニ、幕部ノ將來ニ何シテハ否
 ノ報國行ハレ居ルモ、師自トシアハ最近消息ニボケル程石部ノ功
 大ノ形勢ニ違ミ、幕部ノ是防正ノ爲、從來ノ行態ニ拘ラス幕部ト
 ノ最近ナリルノ緊要ナルヲ認メ、吾等十一月不復ハ幕部ノ成
 國知スルニ至レル次第ニシテ石部幕部近ノ傾向ハ今以消息ニ察
 一派ノ活動顯著ナリフルニ從ヒ益々増進セラルヘシト觀測セラル。
 而シテ石部幕部亦ハ、殆モ在平ノ幕部同盟ト相通スルモノアリ、
 今日我國ノ幕部ニヨシ取返ナ加フル場合ニハ幕部トシアハ中
 守スルノ能ハアリ。此テ幕部ノ我國ノ所關緊要幕部ナ金ツル場
 ニシテ加スルヤハ勿論之ヲ支持スヘキヤモ決然ナリト云ハサルヘ
 以上記述セル所ヲ要スルニ對シテ幕部ノ不學無識ニケル限リ、此
 幕部ノ幕部ニ日本トノ間ニ「アンタント」テ幕部スルヤハ幕部
 ニシテナリト思考セラルヲステ、先ツ幕部ノ幕部幕部ノ幕部ニ
 グル幕部幕部ヲヨリ、之ニ幕部幕部幕部幕部幕部幕部幕部幕部
 シト云フヘシ。

原本不明瞭

裏面白紙

84

36

一編 逸

獨逸ハ世界大戦後ノ回復ト巨額ノ賠償支拂等ノ負擔ヲ受ケテ、其
 ノ結果財政窮乏シ、虚債ノ内閣ハ救済ノ力窮乏ニ勞力シタルカ、世界
 的經濟不況ノ影響ヲ受ケテ一九三一年六月迄ニ財政上ノ危機ヲ招来シ
 經濟的破産ニ瀕シ、英ノ延テ世界經濟界ニ及ボスヘキ影響ヲ大ナルヲ
 受ケタルルニ至リタル時、米國大統領「フーヴァー」ノ提議ニ
 依リ、各ノ政府間借款ノ一年間「モラトリアム」採用セラレ、幸クシ
 テ獨逸ノ經濟的破産ヲ防止シタルモ、獨逸財政ノ整理ハ之ニ依リテ安
 定セリト云フテモ、依然不安ノ状態ヲ尙殘セリ。此乃獨逸ノ復興ハ政
 府財政ノ整理ト左石兩派若派ノ努力ノ大ニ依リテ成ルタルニ依リテ
 見出シ、米ニ依リテ成ルタル「借款」指領者シキモノアリ、同派ハ政
 策ノ整理ニ於テ「然ラズ」一派ヲ由ルニ依リ、是ニ依リテ一月三日同
 派ハ「獨逸」ト稱合シテ「ヒットラー」ヲ首トスル「獨逸」立憲國ヲ
 創シ、次テ「ヒットラー」ヲ首トシテ三月五日「獨逸」立憲國ヲ創シ、
 ノ大業ニ成リ、是ニ依リテ「獨逸」立憲國ニ成リ。

原本不明瞭

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

討議ハ一九二三年「シユトレイゼマン」外相トナルニ及ヒ同國政案ヲ
 採リ、第「ト」ノ勸告ニ依リテ露ロニ對シテ同國位同以テ國ルノ方針ヲ
 建テ、一九二〇年平流ツ感案タル協約國通解決ノ爲協約國定ニ依リ「ド
 ーズ」案ヲ受諾シ、協約國支拂方針ヲ決定シ、次テ一九二五年十月「ロ
 カルノ」協約ニ依リテ英露伊白波習ノ四國ト安全保障乃至ハ神後談判
 ニ「スル」協約ニ依リテ英露西方「流」案ヲ受諾セムトスル意思ヲキコトヲ
 各「ニ」示シ、更ニ一九三〇年海牙會議ニ依リ「アング」案ノ以テ依リ
 協約國ノ決定又英露ノ協約化ヲ決定シ、露露牙會議ノ結果一九三〇年
 五月英露白「ライン」兵兵モ案遂行セラルル等、協約國國政案ノ以
 テ手散メケリ。

「万」通ハ、ガ「コ」通過ノ復讐ヲ以テ小協約國以テ後同トシヒテ所屬國
 通過國政案ヲ採リ居レルニ對シ、之ヲ常例スルノ必要上、本國邦ニ及
 近スルノ以テ採リ、一九二六年同國邦ト平定案同ヲ採リシ、一九三
 〇年更ニ之ヲ更新シ、又一九二九年同國邦ニ關スル協約ヲ締結シ、一九
 三一年十二月協約國定テ採リ。

然ルニ其後同連ニ於テ、語感ノ甚試、
 「ゾエルサイエ」平和條約ノ改訂、
 實は同連ノ懸念ク高マルニ至リ、一九三二年五月「ブリユーニン
 グ」内閣倒壊シ、石田内閣「バーベン」内閣改組スルマ、自三内閣改組
 後チ然ルニ至リ、一九三二年六月同連ノ分山官憲ニ於テハ平和條約
 締結チキルニ成功シ、又締結ニ由リノ一皮事官憲ニ於テハ平和條約
 ニ依ルニ締結ニ成功シ、不審ヲ強固シ、遂ニ列ニラシテ平和條約ノ原
 則チ承認セシムルニ成功シタル事、同連ノ改組後々石田内閣ニ至リ、
 同連外交ニ「ヒットラー」内閣ノ石田内閣改組ニ立スルニ至ルマ、同連外交
 策ノ正化チ試見シ、同連及小島内閣改組ノ各組ハ不審ヲ感スルニ至レ
 ルノミナラス、平和條約ニ不審ヲ抱キ之カ改訂チ至スル旨ヲ接知シ、
 其後同連トナリタル事、同連ニ種メテ改組ナル空氣ヲ抱キタルニ至リ、
 此ニ於テハノ正化セル改組ノ事、同連ノ接知チ許ルト共ニ最近分組セル
 事、同連ノ行方リチ打聞セムトシテ、本年三月英國首相「マクドナル
 ド」ハ同連首相「ムツソリーニ」ノ招待ニ應ジ羅馬ヲ訪問シ、同連言
 語ノ提議セル英佛諸國同連協定案ニ有目下英佛諸國其他ノ諸國トノ間

原本不明瞭

裏面白紙

ニ而議ヲ重ネツツアル情況ニアリ。
 謂テ日獨ノ關係ヲ考察スルニ、獨逸ノ現狀ハ以上ノ如ク、同國ハ目下
 専ラ歐洲ノ事態ニ没頭シ居ル關係上比較的ニ直接利害關係稀薄ナル極
 東問題ヲ顧ミルノ餘裕少キモノノ如ク、從來英極東問題ニ關シテハ
 積極的ニ反日的態度ニ出ツルコトナク不即不離ノ態度ヲ持シ大體ニ於
 テ大勢孤獨主義ヲ採レルモノノ如シ。
 最近獨逸ニ於テ舊獨逸南洋委任統治地域回收ニ關シ論議セラレタルカ、
 元來南洋諸島ハ現在ノ獨逸ニトリテハ政治的及經濟的ニ重大價値アル
 モノトハ思考セラレザルヲ以テ、帝國ノ反對ニ對抗シテ趨ク迄之方同
 御チ主張セントスルモノトモ思ハレス、寧ロ右ハ獨逸カ其ノ眞望スル
 東河弗利加ニ於ケル舊獨逸殖民地回復ニ切實ヲ造ラントスルニ出ツルモ
 ノカト察セララル。
 要之日獨ノ關係ニ於テハ、獨逸ニ於ケル極右黨ノ政權掌握ヲ利用シ極
 東ニ於ケル我國ノ立場ヲ了解セシムルニ努ムルト共ニ、日獨間文化的
 學術的ノ接觸了解ヲ促進シ、以テ獨逸ヲ我方ニ引付ケ置ク議立同クルコ

裏面白紙

ト肝要ナルハシ。

五和慶

德國ハ東洋ニ廣大ナル殖民地ヲ領有シ、極東問題ニ對シテハ大ナル關
 心ヲ有スヘキ立場ニ至リ。華府會議ニ於テ四國條約成立ノ當時、德國
 側ノ利益ニ基キ、大平洋方面ニ於ケル德國ノ利益タル屬地ニ關スル同
 國ノ利益ヲ尊重スル旨宣言スルコトナリ。帝陸政府ハ大正十一年二
 月五日附子以テ在德公使ヲシテ右ニ關スル公文ヲ交付ヤシメタル經緯
 アルヲ、由來德國側ニ於テハ今迄我方カ領領印度ニ對シ何等カノ野
 心ヲ有スルヤキヤウ急惧シ居ルモノ、如ク、又最近日本領領印度協會
 會長近衛公使ヨリ外務大臣宛提出ノ我國ト和慶國トノ國交増進ニ關ス
 ル建議書中ニテ、今次我國ノ聯盟撤退ニ基ク國際政局ノ動搖ニ依リ、
 我國ト英領印度トノ間ニ於ケル條約關係經濟關係ノ前途ニ一沫ノ不安
 ヲ感スルノ感ナキヲ保シ難キ様思考ヤラルルニ付、此ノ際我國ト英國
 及印度印度間ニ於テ仲數ヲ締結約若ハ適當ナル外交的旋爲ニ依リ斯ル

裏面白紙

不安ヲ御試セムコトヲ政府ニ建議シ居レルカ、帝國政府トシテモ、此ノ種關係ノ杞憂誤解ヲ一掃シテ日蘭親善關係ヲ増進スルト共ニ、太平洋平和ノ精神ヲ世界ニ顯明シ、依テ以テ太平洋ニ於ケル事變ノ平靜化ヲ計ルニ資スルコト極メテ望マシキ事ナリト思考セラル。加之我國ハ南領印度及東領「ボルネオ」トハ地理的歴史的及經濟的ニ重要ナル關係ヲ有シ、特ニ南領印度トノ經濟關係ハ逐年緊密ヲ加ヘ、本邦ノ獨逸地ニ對スル輸出ハ昭和六年六千三百四十五萬圓、同七年一億二十五萬圓ニ達シ、將來益々發展ノ傾向ニアリ、同地ヨリ本邦ニ對スル輸入モ昭和六年四千六百萬圓、昭和七年四千四百一十一萬圓ニ達シ、又本邦人ノ同地ニ於ケル投資額ハ既ニ約七千萬圓ノ巨額ニ達シ、今後更ニ其發展ノ期スヘキモノアルヲ以テ、南領印度ノ不安ヲ除去シ、彼我經濟關係ノ増進ヲ計ルハ極宜ニ適スル措置タルヘシ。

帝國政府ハ南領印度ノ希望ニ基キ、同領トノ間ニ仲裁裁判及調停條約締結ニ因スル交渉ヲ開始シ、目下商議進行中ナル處、本件ハ此條之ヲ促進セシメテ以テ日蘭兩國親善關係ノ増進ニ資セシムヘク尙又先彼在南領

裏面白紙

藤公使ヨリ意見稟申アリタル日蘭間ニ太平洋四國條約ト同趣旨ノ協定ヲ
ヲ締結スルノ件ニ、若シ蘭國側ヨリ提議シ來ル場合ニハ蘭國側ノ不安
ヲ除去シ、太平洋平和ニ關スル我方眞意ヲ世界ニ表明スルコトナルヲ
キヲ以テ、之ニ應スルコト得策ナリ。

六 蘇聯邦

(一) 日「ソ」國交開始以後最近迄ノ兩國關係特ニ「ソ」獨ノ對日態度
日「ソ」國交ノ基礎ヲナセル北京基本條約ノ締結ヲ見タルハ大正十
四年一月二十日ニシテ、兩國ハ右條約ノ實施ト共ニ大使館及領事館
ヲ相手國ニ開設シ、同時ニ北樺太ニ於ケル利權契約問題及一九〇七年
ノ日露漁業條約改訂問題ニ付交渉ヲ開始セリ。
帝國政府ノ推薦セル日本當業者ト「ソ」政府トノ通ニ行ハレタル北
樺太ニ於ケル石油及石炭ノ兩利權契約ハ、何レモ大正十四年十二月十
十四日莫斯科ニ於テ締結ヲ了シ、又漁業條約改訂ニ關スル兩國政府
間ノ交渉、彼我ノ國家、社會及經濟組織ノ相異ニ基ク主張ノ不一致
ヨリ容易ニ妥結ヲ見ルニ至ラザリシモ、昭和三年一月二十三日ニ至

裏面白紙

リ新條約ノ締結ヲ見タリ。然レトモ右新條約實施ノ結果逐年種々紛
 争ノ發生ヲ免レサリシ爲、帝國政府ハ昭和六年六月廣田大使ヲシテ
 「ソ」政府當局トノ間ニ漁區安定問題ニ關シ交渉セシメタル結果、
 昭和七年八月、遂ニ圓滿ナル解決ヲ見タル次第ニシテ、兩國ノ關係
 ハ、昭和五年一月「ソ」側ノ宣傳禁止違反問題ニ關シ我方ヨリ抗議
 ヲ申入レ、次テ滿洲銀價問題ニ付相當ノ波瀾ヲ見、又吾海州林
 業利權企業中止ニ至リタル等ノ事實ハアルモ、大体ニ於テ支障ナク
 進歩セリ。

而シテ昭和六年十月十八日滿洲事變突發以來、「ソ」政府カ何等
 ニ對シテ採リタル態度ヲ見ルニ、終始中立不干渉ノ方針ヲ以テ一貫
 セリ。事件カ從來帝國ノ勢力範圍トシテ認メラレタル滿洲ニ局限
 セラレタル時代ニ於テ「ソ」政府カ前記ノ態度ニ出テタルコトハ、
 昭和四年東支鐵道問題ニ關聯シ「ソ」支問題類似ノ紛争發生シタル際
 帝國ニ於テ嚴正中立ノ態度ヲ採リタルコトアルニモ遠ミ、左迄怪ム
 ニ足ラストスルモ、其ノ後事件ノ擴大スルニ伴ヒ、帝國ノ軍事行動

裏面白紙

カ北滿洲ニ及ヒタル後、即チ現實ニ「ソ」聯邦ノ利益ニ触レタリト
 認ムヘキ時代ニ於テモ猶且不干渉ノ態度ヲ持シ、洞サヘ東京ニ依
 ル帝國軍隊ノ輸送ニ同意ヲ與ヘ、在滿「ソ」聯邦領事官ヲシテ「リッ
 トン」委員會ノ事業ニ協力セシメラレ辰キ旨國際聯盟ヨリ請求アリ
 タルニ對シテハ之ヲ拒絕、又蘇炳文事件ニ際シ、滿洲皇在滿邦人ノ
 「ソ」聯邦經由引揚ニ對シ好意的援助ヲ與ヘタルノミナラス、東支
 鐵道ニ付テハ之ヲ我國ニ賣却シ差支ヘナキ意同ヲモ表示シ、更ニ最
 近國際聯盟ヨリ共同委員會ニ參加方招、請ヲ受ケタルニ對シテモ明
 瞭ニ拒絕ノ回答ヲ發シタルハ、前記漁區安定問題ノ解決ト共ニ特ニ
 注意ニ値スル處ナルカ、由來蘇聯邦ノ極東ニ於ケル日本ノ實力ニ對ス
 ル認識ハ爾餘ノ國ニ比シ遙ニ大ナルニ起因シ、殊ニ同聯邦カ目下國
 内ノ強盛事業ニ忙殺セラレ居ル際、内外諸敵ノ事情ヨリ外國ト事ヲ
 精フルコトヲ許サレサル爲何等日本ヲ刺戟スル行動ヲ避ケントシタ
 ルモノナルヘク、又滿洲事件後、曩ニ「ソ」側ノ提議セル不侵略條
 約ノ締結ヲ熱望シ、類ヨニ右提議ニ對スル帝國政府ノ同意ヲ促カシ

タルハ諸洲國ノ成立及之ニ伴フ帝國ノ北極遠出ニ鑑ミ、極東「ソ」領ニ對スル帝國ノ威威増大セルヲ感シ、不従協定ニヨリ日領領土ノ安全ヲ保障セントシタルニ因ルナルヘシ。

「ソ」聯邦カ今日迄帝國ニ對シテ採リタル態度ハ正ニ稱述ノ如ク、諸洲專横前ニ於テモ相當互讓妥協ノ方針ニ出テタルモノト認メラレ特ニ事變發生後ニ於テハ、前記「ソ」領ノ態度ノ爲、帝國カ對諸政策遂行上多大ノ便宜ヲ得タルハ争フヘカラサル事實ナリ。

而シテ日領交開始後今日迄八年余ニ亘レル兩國間各種交渉ノ事績ニ鑑ミ、「ソ」領ノ態度時ニ覆軟ノ差異アリタルモ、其ノ國情ノ許ス限リ大体ニ於テ穩健ナル措置ニ出テタルハ「ソ」領ニ於テ不衛極東ニ於ケル日本ノ地位並實力ニ付相當正確ナル認識ヲ有シタルト、「ソ」領内外ノ狀態ニ鑑ミ其ノ對日態度ヲ隨時之ニ適應スル機調整スルノ必要アリタルトニ基クモノト云フヘク、而シテ右「ソ」領政策ノ現實遂行ヲ可能ナラシメタルモノハ同領ノ強大ナル中央集權確立ノ事實ニ在リト認ルルヲ適當トスヘシ。

□日「ソ」關係ノ確立ヲ必要トスル理由

「ソ」關係ニシテ其ノ理想トスル世界結合ニ邁進スルニ於テハ我方トノ
 ノ衝突ヲ早急之ヲ免レサルハク、殊ニ同種カ熱心邁進中ナル五ヶ年計
 策ニ就テハ、我々ハ大ナル關心ヲ以テ之ニ注目スヘキハ勿論ノ事ナル
 カ、一ツ「聯邦」カ如何ニ進化宣傳ニ力ヲ注クモ世界結合ヲ達成ハムト
 スルニハ其財力ニ斷ラズ必要アルヘキカ、五ヶ年計カ國民生活ヲ整
 頓トシテ進行カラレ得ニ國民ハ日常食料品ニ付何等ノ困難ニ於テ、且シ
 ラ供給ヲラレ、國家財政亦整理ニ整頓シツツアル現狀ニ於テ、且シ
 テ好々所期ノ目的ヲ達成スヘキヤニ付テハ相當期間ノ餘地アリ。假令
 右計畫ヲ完成シ、「ソ」側カ然否ノ所問平和政策ヨリ糾紛シテ世界亦之
 主義ノ發展力ニ影響フルコトアリトスルモ、右手段ハ主トシテ各々ノ所
 屬社會主義化ニ影響アリトナス而シテ同種ニ對シテ行ハレ、「ソ」側中
 心熱ナト在ナル我々ニ對シ其ノ主力ヲ向ケルカ如キハ「ソ」側中
 心熱ニ對シ其ノ關係ノ複雜性ニ對シ可能性質ト觀ルヲ妥當トスヘシ。ア
 ニ我々カ今後政策決定時於テ行フニ於テハ、日方ハ近キ異ズニ「ソ」

裏面白紙

其終ニ對シ一關係ナリナル地位ヲ占ムルニ至ルハク、左ハ我方ノ有力ナル
 國勢トスル所ナリ。
 吾國カ今後進ムヘキ道ハ、出テ石川ノ里ニテ其國勢ノ實ヲ察スルコト
 ニ努力スルト共ニ、右目的達成ノ爲ニハ成ルハク列強トノ間ニ在リテ
 實ヲ建クハ勿ク、道ニテ友邦親善ノ關係ヲ修リ、以テ列強ヲシテ吾國
 及滿洲國ノ利害ニ於ケル地位ヲ充分ニ認メシムルニアリ。而シテ「ソ」
 國其ノ實力ハ首途ノ如ク、他方同様にノ間ニハ首途親善ノ在リテ亦ニ
 吾國同様にアルヘキ程々ノ解決問題ナル事ヲ示シ、吾ニテモ「ソ」ハ吾國
 ノ利益ヲ刺戟シ、若テ吾國ノ平和ニ好マシカラサル影響ヲ與フル事ナリ
 トヤサルニ對シ、吾國トキ一層親善ノ關係ヲ確立スルニ努ムルコトハ自
 然ノ理トシテ、其ノ結果ハ吾國ノ解決ヲ容易ナラシ
 ムル外、差當リ計外ニ其利益ニシテ、其ノ結果ハ吾國ノ解決問題ノ如キ「ソ」
 國先頭ヲ差クシムル可成アルニ至ルハシ。
 近時ニ於ケル日「ソ」國交關係ヲ逐々スルニ、吾國學界以來「ソ」國カ
 新東「ソ」國領土ノ安全ニ對シ大ナル不安ヲ感シタル可キハ勿クナルカ

裏面白紙

終極ヲ望ミ、今チキチキ新キヤノ存心乃チ大ナキヲラレサルニ
非ス。尙且前記定意ニ著クモ、國ノ強兵在トモ同聯シ、「ソ」ノ方
西ニ於ケル「ソ」ノ地位ニ對シテ、強兵在トモ同聯シ、其ノ實ニ其ノ可シキナ
シト云フハセルナリ。而シテ前記ノ強兵在トモ同聯シ、其ノ實ニ其ノ可シキナ
「ソ」ノ地位ニ對シテ、強兵在トモ同聯シ、其ノ實ニ其ノ可シキナ
キハ言フチ存心ナル所ナリ。
日「ソ」ノ強兵在トモ同聯シ、其ノ實ニ其ノ可シキナ
カチキチキ新キヤノ存心乃チ大ナキヲラレサルニ
非ス。尙且前記定意ニ著クモ、國ノ強兵在トモ同聯シ、「ソ」ノ方
西ニ於ケル「ソ」ノ地位ニ對シテ、強兵在トモ同聯シ、其ノ實ニ其ノ可シキナ
シト云フハセルナリ。而シテ前記ノ強兵在トモ同聯シ、其ノ實ニ其ノ可シキナ
「ソ」ノ地位ニ對シテ、強兵在トモ同聯シ、其ノ實ニ其ノ可シキナ
キハ言フチ存心ナル所ナリ。
日「ソ」ノ強兵在トモ同聯シ、其ノ實ニ其ノ可シキナ
カチキチキ新キヤノ存心乃チ大ナキヲラレサルニ
非ス。尙且前記定意ニ著クモ、國ノ強兵在トモ同聯シ、「ソ」ノ方
西ニ於ケル「ソ」ノ地位ニ對シテ、強兵在トモ同聯シ、其ノ實ニ其ノ可シキナ
シト云フハセルナリ。而シテ前記ノ強兵在トモ同聯シ、其ノ實ニ其ノ可シキナ
「ソ」ノ地位ニ對シテ、強兵在トモ同聯シ、其ノ實ニ其ノ可シキナ
キハ言フチ存心ナル所ナリ。

原本不明瞭

裏面白紙

が長ナカルヘキノミナラヌ、西國臣交ト儀ト云ヌルニ於テハシカ方ハ
化官等御止ニテヌル北京御使ヲ御見セサルコトナリ、「ソ」ハ
親ナル手付ヲ以テ官儀ヲ修スニ至ル可ク然レハ御テ非ニ不測ナル事
ルヘシ。

前キノ御儀ニ任ミ、我ヒトシテハ甚覺リ痛切トシテ御儀ニ於テ、
「ソ」ニ於テハ五ヶ年御儀ノ成行、「ソ」御儀ノ成行ニ於テ
御儀ノ成行ヲ禁ムル一テ、御儀ノ成行ニ於テ御儀ノ成行ニ
ク、御儀ノ成行ニ於テ御儀ノ成行ニ於テ御儀ノ成行ニ
テヌルヲト儀トヌルモノナリ。

臣ニ日「ソ」御儀ノ成行ニ於テ三巴ニ於テホス御儀ヲ考テヌルニ、
ソ」御儀ノ成行ニ於テ御儀ノ成行ニ於テ御儀ノ成行ニ於テ
御儀ノ成行ニ於テ御儀ノ成行ニ於テ御儀ノ成行ニ於テ御儀ノ成行
シテ、日「ソ」御儀ノ成行ニ於テ御儀ノ成行ニ於テ御儀ノ成行
ナルヲ以テ、日「ソ」御儀ノ成行ニ於テ御儀ノ成行ニ於テ御儀ノ成行
御儀ノ成行ニ於テ御儀ノ成行ニ於テ御儀ノ成行ニ於テ御儀ノ成行

原本不明瞭

裏面白紙

不
ノ
アル
アル
米
シ
言
日
日
合
甘
ヨ
能
考
カ
印

條
不
ノ
アル
アル
米
シ
言
日
日
合
甘
ヨ
能
考
カ
印
不
ノ
アル
アル
米
シ
言
日
日
合
甘
ヨ
能
考
カ
印

原本不明瞭
裏面白紙

51

52

日「ソ」我意「係」ノ確立ハ日英關係上何能ナキヤヲモルモノナシトモサル處、若シ日オカ「ソ」野能ト電交ヲ結ンテ英「係」ニ對抗ヤントスルモノナルニ於テハ右ハ尤モノ義ナルモ、日「ソ」關係カ新ル程度ノ「アンタント」ニ進ヤサルハ則カニシテ、英「係」モ此目ニ付相シタルコトナカルヘキヲ以テ右ノ如キ事會ノ「ナカル」ヘシ。至ニ「係」ノ如キ事會「ソ」「係」ト不便「係」ヲ爲シタルモ、之カ爲英「係」ノ惡化シタリト云フヲ聞カス。

以上ノ外、日「ソ」關係ノ改善ハ、英米以外ノ諸國ニ對シテモ英「係」ノ平和的意味ヲ有スルノ結果トナリ、英「係」ニ於ケル一般對英「係」ヲ有利ニ思フスルノ一手段タルヘシ。日オハ英「係」ノ爲メ、英「係」ノ善化ヲ期シテ力ヲ盡セルモ、右善化ハ今日ノ世界人心ニ對シテハ多少「係」トナリタル現ナキニ非ス。至ニ英「係」ノ善化カ如何程各國ニ「アツピール」シタルヤハ則チナリト云フヘク、各國ノ同心ハ英「係」ニ於ケルト同シク、日オノ力送出ノ點ニ在ルヘシ。而シテ英「係」ノ善化ニ於ケル「ソ」「係」ノ善化的意味ナル日英關係ハ各國ノ十五歳知スル所ナルナ、若

原本不明瞭

裏面白紙

シ今日ノ事ニ於テ「ソ」國爭發生キヤナ、「ソ」軍ハ我ラク我軍ニ強
 國ナルガ於テ謂ムル能ハスシテ退却スヘキモ、其軍ニ勝シ我軍ヲ
 ト後方ニシテ非難シタル點外自ノ所慮ハ一層減退トナルヘク、我軍
 於「ソ」國ハ其軍ヲ退却シ上ノ所懸チ休フコトナルベシ。又若シ「ソ」
 軍ノ其城ヲ擧ニシテ我軍ヲ追撃セバ我軍ルニ至ラハ、我軍ハ其合干渉ノ終
 止ツルコトヲモ期シセサルベカラズ、我々我ニ於テ「ソ」國トシテ
 フルハ今日ノ所況シテ我軍ノ得タルモノニ非ス之ナキ事ヲハ其下ノ急務
 ル點ニ於テ我軍ヲ進行ノトニテ一大支トシテ我軍ルコトナルヘシ。其之點
 ノ點外「ソ」國ニ在リ今日ノ事ハ其口曰「ソ」國ノ其軍ヲ我軍トスル
 事ニ在リト云フヘシ。

原本不明瞭

裏面白紙

一 「ソ」不修... 五... 六... 七... 八... 九... 十... 十一... 十二... 十三... 十四... 十五... 十六... 十七... 十八... 十九... 二十... 二十一... 二十二... 二十三... 二十四... 二十五... 二十六... 二十七... 二十八... 二十九... 三十... 三十一... 三十二... 三十三... 三十四... 三十五... 三十六... 三十七... 三十八... 三十九... 四十... 四十一... 四十二... 四十三... 四十四... 四十五... 四十六... 四十七... 四十八... 四十九... 五十... 五十一... 五十二... 五十三... 五十四... 五十五... 五十六... 五十七... 五十八... 五十九... 六十... 六十一... 六十二... 六十三... 六十四... 六十五... 六十六... 六十七... 六十八... 六十九... 七十... 七十一... 七十二... 七十三... 七十四... 七十五... 七十六... 七十七... 七十八... 七十九... 八十... 八十一... 八十二... 八十三... 八十四... 八十五... 八十六... 八十七... 八十八... 八十九... 九十... 九十一... 九十二... 九十三... 九十四... 九十五... 九十六... 九十七... 九十八... 九十九... 一百...

原本不明瞭

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

シテ我輩ノ共進主義ヲ確立セシムル處アルノミナラス、
 「ソ」ノ所爲ノ
 我輩ニ對スル官能ノ可能ヲ大ニシムヘシトノ所爲
 ナリトシテ一旦「ソ」ノ所爲ト不
 同ニシテ我輩ノ利益ニ於テハ「ソ」ノ所
 爲ハ我輩ノ利益ヨリ優
 劣ヲ定クル能ハシト思惟シ、我輩
 利益ニ對シテハ「ソ」ノ所爲ハ我輩ノ利益ニ對シテハ「ソ」ノ所爲
 利ヲ利トシテ我輩ノ利益ニ對シテハ「ソ」ノ所爲ハ我輩ノ利益ニ對シテハ「ソ」ノ所爲

八日「ソ」基本ニ對シテ及不
 同ニシテ我輩ノ利益ニ對シテハ「ソ」ノ所爲ハ我輩ノ利益ニ對シテハ「ソ」ノ所爲
 上、我輩ノ利益ニ對シテ及不
 同ニシテ我輩ノ利益ニ對シテハ「ソ」ノ所爲ハ我輩ノ利益ニ對シテハ「ソ」ノ所爲
 アリトノ所爲。

我輩ノ利益ニ對シテハ我輩ノ利益ニ對シテハ「ソ」ノ所爲ハ我輩ノ利益ニ對シテハ「ソ」ノ所爲
 一、我輩ノ利益ニ對シテハ我輩ノ利益ニ對シテハ「ソ」ノ所爲ハ我輩ノ利益ニ對シテハ「ソ」ノ所爲
 ナリトシテ我輩ノ利益ニ對シテハ「ソ」ノ所爲ハ我輩ノ利益ニ對シテハ「ソ」ノ所爲
 我輩ノ利益ニ對シテハ我輩ノ利益ニ對シテハ「ソ」ノ所爲ハ我輩ノ利益ニ對シテハ「ソ」ノ所爲
 ノミナラス、我輩ノ利益ニ對シテハ我輩ノ利益ニ對シテハ「ソ」ノ所爲ハ我輩ノ利益ニ對シテハ「ソ」ノ所爲
 テハ、我輩ノ利益ニ對シテハ我輩ノ利益ニ對シテハ「ソ」ノ所爲ハ我輩ノ利益ニ對シテハ「ソ」ノ所爲
 我輩ノ利益ニ對シテハ我輩ノ利益ニ對シテハ「ソ」ノ所爲ハ我輩ノ利益ニ對シテハ「ソ」ノ所爲

テ我國トシテ必要ナル行動ノ自由ヲ不侵略條約ニ依テ從來以上ニ
 拘束セラルルモノトハ謂フヲ得サルヘシ。我國ノ一部ニ「ソ」聯邦
 ニ對シ武力行使ヲ爲サムトスル思想ノ存スルハ事實ナルモ現下ノ
 情勢ニ於テ此ノ上更ニ「ソ」聯邦ニ對シ武力行使ヲ企圖スルノ不
 得策ナルハ既述ノ通ナリ尙「ソ」聯邦ニ於テハ本條約ニ於テ滿洲
 國ニ對スル不可侵ヲモ保障スルノ意アルモノト認メラルルヲ以テ
 此際「ソ」聯邦トノ間ニ右保障ヲモ含ム不侵略條約ヲ締結スルト
 共ニ「ソ」聯邦ヲシテ滿洲國ヲ承認セシメ、依テ以テ滿洲國ノ確立
 ヲ計ルコト適當ナリ。

ニ各國ハ蓋ネ夫々獨自ノ立國精神ヲ有シ、其ノ基本的思潮ニ於テ其軌
 ヲ一ニセス君主國ト共和國、獨裁政治ト民衆政治ノ對立ハ、今日ニ
 於テモ尙存シ、時ニ或ハ自國ト異ナル政治形體ヲ有スルモノヲ排斥
 セントシ之カ爲戦争ヲ惹起シタル例スラアルモ、蓋シハ夫々異ナル
 政治形體ノ下ニ外交關係ヲ結ビ國交ノ圓滑ヲ計ルヲ常態トス。
 「ソ」聯邦立國ノ精神ハ諸外國ノソレト著シク異ナルモノアリ、又

裏面白紙

建國當初「ソ」聯邦ハ世界赤化ニ努メタリト雖モ、近年寧ロ其ノ主
 カヲ國內ノ經濟建設ニ向ケツツアリ。我國ニ於ケル現下ノ赤化運動
 ハ頗ル憂慮スヘキモノアルモ、其ノ原因ハ主トシテ建設ノ國內事情
 ニ存スルモノニシテ、右カ「ソ」聯邦ト或ル程度ノ連絡アルコトハ
 然ヨリ否定シ難キモ之カ對策トシテハ、國內ニ於ケル赤化分子ニ對
 シ、現在以上ニ斷乎タル察見措置ヲ執ルト共ニ、本運動ノ原因タル國
 内諸問題ニ付適切ナル解決ヲ計ルコトカ要下ノ急務ニシテ、右二點
 ノ實行ヲ見ルニ於テハ、左の脅威ハ若シク減殺セララルヘキモノナ
 リ。又「ソ」聯邦ノ經濟侵略ニ對シテハ其ノ「ダンピング」政策
 等ニ付衷心ヲ憂スルモノアリト雖モ、之カ近キ將來ニ於テ我國經濟
 ニ對スル重壓トナルカ如キコトハ豫想セラレズ。旁々「ソ」聯邦ノ
 思想戰經濟戰カ我國ヲシテ立ツ能ハシメサル迄ニ激烈ニ行ハルヘ
 シト云フカ如キハ「ソ」聯邦ノ威力ヲ過信スルノ嫌アリ、不侵略條
 約ノ締結ハ日「ソ」兩交ノ改善ヲ計リ、併セテ兩國間諸懸案ノ解決
 ニモ奮セントノ一般的考慮ヨリ出ツルモノナルニモ繼ミ、右ノ理由

裏面白紙

トシテ之ニ反對スルハ當ラスト謂フヘシ。

「ソ」政府ノ動搖説ハ過去十五年ノ間幾度カ傳ヘラレ乍ラ曾テ實
現セサリシ所ナルカ、今最近ニ於ケル「ソ」聯邦ノ國情ヲ視ルニ
同國政府ハ農業國ヨリ一躍工業立國ヲ主眼トスル五年計畫ヲ着テ
之カ達成ノ爲國民ニ對シ甚大ナル犠牲ヲ要求シ來リタルノミナラ
ス、同計畫ハ重工業傷重ニ傾キタル結果國民日常生活ニ必要缺ク
ヘカラサル物資ノ生産ニ停頓ヲ來タシ、他方煤田農産部ノ成績亦
思ハシカラサルモノアリ、主要農産地タル「ウクライナ」及北高
加索方面ニ於ケル昨年以來ノ不作ト相俟ツテ國內一穀ニ物資及食
料品ノ缺乏甚ク國民ノ生活態度ノ窮迫ヲ告ケ、國家ノ財政亦窮
乏ニ陥リタルハ專電ナレハ、窮迫セル甚カニ二三ノ地方ニ於テ積
極的反抗政府運動ヲ起シタリトノ報道ハ悉ク事實ト思考セラルル
モ、此等ノ反抗運動カ全面的ニ連絡アル程度ノモノトハ考ヘラレ
ス。政府ハ格別若手ニ軍隊ヲ發遣シテ其ノ信望ヲ鞏キルリ、農民
反抗ノ態度官憲ノ手ニテ適時ニ彈壓シ后ル有様ニシテ數百年來帶

裏面白紙

時代ノ経過ニ依リ且天任受動的ナル爲國氏ノコトナレハ、
之カ爲現存ノ憲法ニ拘束ヲ受スモノトハ思ハレズ。従ツテ「ソ」
政府ノ憲法ヲ固ナラストシテ不侵不奪ノ精神ノ不侵ヲ示スルハ當
ラサルモノト思フ。

我ニシテ南洋ノ諸島ヲ支配スルニ於テハ、我ニ於テ「ソ」
聯邦ニ對シテ尙ナル地位ヲ占ムルコトヲ待ヘキヲ以テ、此ノ我
國トシテハ不侵不奪ノ精神ヲ維持シ、以テ對「ソ」聯邦ノ精神ヲ對リ
維持經營ニ専念スルコト適當ナリ。

我各對「ソ」聯邦ニ對スル共同の干渉又ハ對「ソ」如キハ最早現
存の憲法ノ精神トナリ得ズ、各國共々自己ノ現存の利益關係ヨリ
シテ其對「ソ」政府ヲ定メ居ル所ニシテ、對「ソ」最近「ソ」
聯邦トノ間ニ不侵不奪ノ精神ヲ維持シ、米國內ニモ實新ノ促進及新東
平和ノ維持ノ爲「ソ」聯邦ヲ承認セムトスル氣運濃厚トナリツツ
アルカ如キ注目ヲ受ス。而シテ「ソ」聯邦トノ此ノ進歩的ノ精神カ
第三對トノ我ニ來シタルカ如キ懸念モナク、我國トシテハ同様

裏面白紙

約商結ニ依リ却テ我方ノ平和的意向ヲ妨害スルコトトナ
ルヘシ。

六 共産主義ノ消長ハ主トシテ国内經濟ノ事情ニ原因スル所ナルヲ以
テ、我輩トシテ一面之カ原因除去ニ努ムルト共ニ、他國必須ノ成
績ヲ行フニ於テハ「ソ」聯邦ト交渉的接近ヲ爲スモ別ニ急務スル
ノ要ナキノミナラス、不平等條約ニ於テハ宣明禁止モ亦其重要ナ
ル一事項タルヘキヲ以テ、共産主義ノ根絶又ハ宣明ヲ云々シテ不
平等條約ノ締結ニ反對スルハ當ラサルヘシ。

七 「ソ」聯邦ハ現ニ出來得ル限り我輩トノ紛争ヲ避ケントシツツア
ルハ希望ニシテ、從ツテ日「ソ」不平等條約力締結セラレタルモ
「ソ」聯邦カ經濟的発展ヲ増大スルモノトハ思ハレサルノミナラ
不平等條約ノ締結ニ付テハ、我方ハ之ト共ニ東支鐵道、北極太
陽回線ニ轉スル極東ノ解決ヲ期シ居ルモノナル處、果シテ右ニ
依リ是等條約力締結ニ當ニ解決セラレルニ於テハ、我方トシテ決シテ
不平等條約締結ニ比シ不利ナル地位ニ立ツモノト謂フヲ以テス。

裏面白紙

ハ「ソ」邦ハ日「ソ」邦本條約及不平等條約ヲ以テハ日「ソ」邦條
 ノ安定ノ爲メ不平等ナリト爲シ、不平等條約ノ維持ニ要テ兩國ノ
 特殊利益ニ應ジテ必要ノ事項ヲ規定（「ソ」邦邦力多クノ要ト爲
 結シタル不平等條約ヲ免ルニ、領土ノ不平等中立ニ置スル條約ノ
 外、經濟的不平等及重税禁止等ニ關シ規定シ、又別ニ租界手帳ヲ
 定メ后レリ）セントスル主權ニ出テ起ルモノナルヲ以テ、彼等ニ
 シテ「ソ」邦邦トノ關係ノ安定ヲ許ラントスルモノナルヲ以テ「ソ」
 邦邦ノ義務ニ應ジ不平等條約ヲ締結スルニ不可ナシ。
 以上ニ列ミ、我邦ハ日「ソ」邦不平等條約ノ締結ヲ容トスル理由ナク
 邦テ之カ締結ヲ可トシ、他國之ト懸殊セシメテ「ソ」邦邦ノ義務
 承認、東支領土ニ移スル條約ノ外、北極海ニ移スル條約ニ付交
 渉ヲ行フコト計畫ナルモ、現下ノ日ソ情勢ハ尙本條約締結ノ氣運
 セサルモノアルヲ以テ、政府トシテハ先以テ日「ソ」

裏面白紙

關係ノ平等ヲ期スルト共ニ、滿洲國ノ對「ソ」政策ニ關シテハ努
メテ同國體トノ運轉協調ヲ密ニシ、合法的平和手段ニ依リ各該懸
案ノ解決ヲ計ルノ要アリ。

石方法トシテハ、「ソ」前編協定「トレイド・ラグ・リメン
ト」乃至協定ヲ言ム迄商條約ノ締結ニ依リ彼此貿易ノ促進ヲ計
ルト共ニ、彼我從來ノ諸懸案解決ニ努力シテ先ツ兩國運轉協調ヲ
緊密ニスルコトトシ、他方政治的方面ニ於テハ滿洲國ノ治安維持
ノ爲ニスル我カ用兵ノ結果「ソ」專ト衝突ノ畏テニアラサルニ
至リ、是等「ソ」三前編ニ關「ソ」領域方面ニ於ケル武力
衝突ノ防止ヲ主タル目的トスル辦法ヲ締結シテ、一面滿「ソ」同
等ノ鐵道ヲ計リ、他面滿一ノ衝突ヲ未然ニ防止スルコトヲ期ス
ヘク、同右ト同時ニ「ソ」前編協定問題ノ解決ヘ「一」ヲ計
ル一方、東支鐵道ニ關シテ先ツ平和的手段ニ依リ鐵道經營上ノ「
滿平等主義ヲ確立シ、更ニ進ンテ同鐵道ニ對スル「ソ」聯邦ノ特
利ヲ其取シ（註二）、以テ「ソ」一滿間紛争ノ根柢ヲ一掃スルニ努

裏面白紙

ムルコト通替ト認メラル。

(註一)「ソ」は邦トノ領境確定問題ハ滿洲國ニ立脚ヨリノ懸案ナ
ルカ、之ヲ未解決ノ懸トナシ置クコトハ、該境首長、管轄取柄等
ノ關係ヨリ「ソ」側トノ紛糾ヲ預發モシムル所以ニシテ、固キマ
レハ國交ニ影響アリ。右國境確定ニ備シテハ、一カ二四年ノ「ソ」
支及「ソ」邊境定ニ於テ「ソ」側モ王族上同意ヲ欲シタル次第ナ
レハ、實行上ノ困難ハアルモ、早キニ遂テ之ヲ解決ヲ計ルノ要アリ。

(註二)京支鐵道ハ帝政藩國ヲ經東支路ノ爲建設シタルモノニシテ、
今日ニ於テモ尙「ソ」領邦ノ極東ニ於ケル經濟發達上ノミナラズ、
赤化宣傳ノ爲ニモ有力ナル是場トナリ居ル次第ナル處、同鐵道ハ
一カ二四年ノ「ソ」支協定以後兩國對等ノ立場ニ於テ共同經營ノ
範圍トテレルニ抑ラズ「ソ」側ハ滿洲國成立ノ今日迄依然舊管上
優越ナル地步ヲ占メ居リ、最近同鐵道トナリタル「ソ」側ノ東支路
延長問題トモ結局右ノ平等關係ニ趣因マルモノナルヲ以テ、

裏面白紙

日本軍ノ武力行使ニ訴ヘストモ海軍編制ニ於テ凡有ル百伍の千枚
ヲ艦スニ於テハ目的達成ノ可能性アリ。但石對等前線編立ニ於
テモ同船運内ニ「ソ」一割分力ノ存積マルコトハ艦隊編ノ石文艦
上好マシカラマ、艦ヲハ「ソ」一割分力ノ存積ノ爲ニモ有替ナルヘ
テニ艦ミ、結局ハ「ソ」一割分力ヲ存積シテ石文艦運ヨリ全然于ラ引カシ
ムルコトヲ要ト認メラル。然レトモ之カ爲武力行使ノ手段ニ訴フ
ルコトハ諸外國ヲシテ十分期待セシムルニ足ルヘキ理由ナク、勞
勞日本國ヘ又ハ諸國ニ於テ東支ニ對スル「ソ」一割分力ヲ賣収
スル以外ニ名案ナシ。

石買収費ハ蒸ヨリ積蓄ノ金額ニ應スヘキモ、サリトテ強テ武力解
決ヲ行フニ於テハ石買収費ノ對外信用ヲ著シク失益シ、結果ハ眞
收買ヨリモ尙高價ニ償スルモノアルヘシ。

乙、帝國ノ對歐米諸國關係ハ上述ノ如キ處一昨年滿洲事變勃發以來
歐米各國ハ帝國政府カ諸條約ヲ殆ト無視シテ侵略的行動ニ出テタリ
トノ批難ヲ感シ機會有ル毎ニ帝國カ更ニ侵略的行動ニ出ツルコト無

裏面白紙

65

66

キテラ懸念シ居ルハ谷ムヘカラサル事實ナリ新クテ一昨年以來日本
 軍ノ武威發揚セルニ返シ帝國ノ國際信用ハ甚シク失墜セルノ感ミア
 リ近代國際間ニ於テ殊ニ大國間ニ干戈ヲ交フルハ國家ノ榮大辱ニシ
 テ爲巴ムヲ待サル時台ニ眼ラルヘク苟モ大變名分ニ合致セサル擧兵
 カ遂ニ失敗ニ歸セルハ結局同収奪ニ過アラス逆ニ敗リ禍ニ守ラムトス
 ルカ如キハ之ヲ或返スヘキニ非ス信譽ノ尊貴スヘキハ國家存亡ノ
 關鍵ニシテ所ナク一國ニシテ其ノ國際信用ヲ失墜スル時台時局頃災ヲ
 招クコト所信ナリ而シテ信譽ノ現下ノ緊要點ハ歐洲諸國ニ對スル信譽ニ
 存スルコト勿論ナル退之ヲ爲ニハ急カテサル年月、努力並ニ信譽ヲ
 必要トシ之カ經營ニ成功スルニ於テハ信譽ノ重要ニ於ケル進歩ハ急
 カラスニ加ハ世評ニ影響スルノ重要ヲ擧クヘキモ一石ニ當ルニ
 充分ナル影響ヲ得ケルコトアレハ一昨年以來ノ信譽ノ努力ハ不
 泡ニ斷一斷ニ大進ニ於ケル進歩ハ遂ニ恢復セラレルコトナルハ
 シ無難ナリノ如キヲ以テ國家經營充分ニ實踐ラセケルニ先立テ經
 緯器ヲ急シルカ如キハ懸念ニ之ヲ待クハク獨り取計上ノミナラス何故

裏面白紙

經濟其ノ他全般的ニ考察ヲ加ハ窮局ニ確タル目途ヲ立テスシテ大争
 ヲ行ハントスルカ如キハ極メテ取ラサル所ナリ況ンマ現下ノ形勢一
 於テハ本年一月辭府輔政總督ニ於テ四十餘國カ一攻ンテ我方ニ返封
 セル餘餘未ダ拾メサルモノアリ帝國カ或ル一國ノミヲ擧出セムトハ
 ルコトハ極メテ困難ニシテ形勢更ニ動搖スルカ如キ場合ニハ勦モハ
 レハ多數國共同シテ帝國ニ當ラムトスル狀況アリ依テ先ツ今後日
 ノ年收ノ範圍ヲ縮小シ封スル經營其ノ實ヲ舉クル迄ハ他國トノ間
 ニ事端ノ發生ヲ避クルヲ要ス而シテ之カ爲ニハ母クトモ右ノ期間
 手廻ヨリ除成ナクセラレサル限り支那以外ノ國ニ對シ嚴ニ封鎖ノ
 生ヲ解クヘク現ニ我ニ對シ武力抵抗ヲ試ミツツアル支那ニ對シテ
 ハ已ムラ待テハ醫懸ノ歩武ヲ進ムヘキモ機會アレハ速ニ復舊ヲ
 復スルノ方針ヲ確定シ其ノ時外ニ出テサルコトヲ定メ更ニ事
 ヲ以テ中外ニ聲明スルノ必要アリ
 而シテ現下ノ形勢ニ於テ列國中帝國トノ衝突ノ懸念最も大ナル國ニ
 アリ一ハ蘇聯邦、他ハ米國ナリ

裏面白紙

帝國ト蘇聯邦トノ關係ニ付テハ前中第六中ニ述ヘタルカ如ク蘇聯
 邦ニ於テハ目下我万トノ衝突ヲ極力回避セントシ居ルノミナラス
 近キ將來ニ於テモ帝國ニ對シ軍事的且經濟的ニ強固ヲ加ヘムトスル
 カ如キ舉動ニ在ラサルコトハ對蘇政策樹立上最も注目ヲ要スル點ナ
 リトス
 帝國カ蘇聯邦ト兵火ヲ交フル必受アル場合ニハ蘇米兩國ヲモ率ヒテ
 之ニ當ルコトヲ或上策トスル疑今自蘇聯邦ニ於テ帝國ニ對シ強ク
 迄懸忍シテ舉動ノ發生ヲ回避セムトシ居ルコトハ列國ノ敬重スル所
 ナルヲ以テ他國ノ了解乃至支持ヲ得ルノ見込ナク若シ此ノ際帝國カ
 蘇聯邦ニ對シ舉動ヲ起スニ於テハ列國ハ帝國ヲ敬重スヘク其ノ結
 果ハ極メテ變フハキモノ有ルヘシト從テ此ノ際ハ帝國ヨリ進テ蘇聯
 邦ニ對シ舉動ヲ行フルカ如キハ之ヲ避クルヲ得策トス
 尙蘇聯邦ニ於テハ最近益々極東ニ於ケル帝國ノ實力ヲ認識シ來リ居
 ル處今後帝國ノ對蘇聯邦經營ノ實績カニ於テハ右認識ハ愈々深メ
 ラルヘキ次第ナルヲ以テ此ノ形勢ハ之ヲ我方ニ利用スルヲ要スル處

裏面白紙

先ツ滿洲關係ニ付テハ東支鐵道ニ於ケル加糖ノ地歩ヲ鞏固ニシ共
 同經營ノ實ヲ擧クシテ進テハ前編甲第六ニ於ケタル理由ニ依テ東支
 鐵道ヲ買收スルコトトシ又故ルヘシ速ニ蘇州府境ノ神境ヲ確定スル
 コトトスヘシ

次に帝國對蘇州府關係直接ノ事項ニ關シテハ元ツ明後年ニ實現セラル
 ル蘇州府約改訂交渉ニ關シ今日ヨリ我方ノ地歩ヲ固メ置クト共ニ北
 滿太石中利權ニ付テハ條約ヲシテ法規ノ適用ヲ受領セシメ且石
 油會社ヲシテ蘇州府蘇州縣ニ進進セシムルコトヲ適當トシ東地領
 ニ於ケル他ノ權利權ニ付テモ其ノ利益ナルモノハ蘇州府ラシテ之ヲ我
 方ニ從其セシムル條約計ノハキモノナリ

更ニ又不長條約ニ付テハ前編甲ニ述ヘタル理由ニ依リ得ルヘシ速
 ニ之ヲ締結スルヲ可トスル次第ハ俄石ハ俄未タ決セサルモノアル
 ト共ニ蘇州府關係ニ於テモ客年ノ中ニ於ケル方如キ條約締結ニ對スル
 熱望ヲ尙有スルヤ否ヤハ疑ナキヲ知サル次第ナルヲ以テ本年ハ實
 ク之ヲ固クトスルモ尙蘇州府關係ニ於ケル蘇州府及蘇州縣ノ衝突ヲ

裏面白紙

裏面白紙

豫防シ又之ヲ地方的ニ局限スルノ措法ヲ講シ以テ右兩國ノ關係ヲ熾
 増セシムルヲ要ス
 對米關係根本方針ハ、前項甲第一ニ述ヘタル通り米穀ヲシテ其ノ極
 東政策ニ付再考セシムルト共ニ日米戰争ヲ防遏スルニ在リ。米穀ニ
 於テ吾國カ運京全數ニ亘リ絶對的優越權ヲ行使スルハ其ノ欲セサル
 所ニシテ、我方ニ於テモ近キ將來ニ於ケル實際的政策ト爲スヲ得ス
 我方ニテ努力専心スヘキハ對米政策ノ完成ニシテ、米穀亦其ノ實
 際的ニ必要トスル所ハ支那其ノ他ノ極東ニ於テ貿易ヲ促進シ企業ノ
 發展ヲナルコトニシテ、華實門戶開放協會均等ノ主義ヲ實現セムト
 スル次第ナルヲ以テ、此ノ間ニ兩國ノ對極東政策ヲ調和シ得ヘキナ
 リ。
 即チ吾國カ之ニ隣接セル極東方面ニ於テ優越的地位ヲ有スルコトハ
 米穀與糖ニ於テモ大體ニ於テ之ヲ認ムルモノナルヲ以テ、我方ハ凡
 ユル機會ニ於テ右認識ヲ明白ナラシムルニ努メ、以テ米穀關係ヲシテ
 國家ニ於ケル現下ノ要務ヲ承認セシムルニ盡力シ、他方支那本國ニ

裏面白紙

、サハ列國殊ニ英米等ト共同シテ其ノ開發ニ盡リ、支那ノ再建ヲ
計ルノ方針ヲ確立シ、之カ實行ニ着手スルコトトスヘク、一方又
諸國關係ノ平靜化ヲ圖リ前記根本方針ノ確立ヲ期スル具體的方針
トシテ種ニ米穀問題ヨリ發議シ來リ居ル神祕談判及調停談判締結ニ
歩武ヲ進ムルヲ要ス。

更ニ又現下ノ歐分ノ經濟移スルニ於テハ一九三五年ニ滿洲ノ協定
ナル海軍軍縮會議ニ於テハ日本諸國ハ正面衝突ヲ畏ルヘク、軍縮
協定ノ成立セサルハ勿論、其ノ結果太平洋防備環境維持ノ協定無
視セラルヘク、兩國ノ邊境守ヨリ日本戰爭恣テハ世界戰爭ヲ惹
起スルノ傾向ヲ誘發スルニ至ルヘシ。而シテ其ノ結果力我方ニト
リテモ不利ナラサルハ既述ノ如ナルヲ以テ、我方トシテハ此ノ際
米穀ヲシテ其ノ極限政策ニ付テ再考セシムルト同時ニ、我方ニ於
テモ並ニ對策ヲ再考スルコト必要ナリ。
尙術論等トノ關係ニ付テハ前記中ニ於テ夫々述ヘタル通りニシテ、
之等諸國ハ遠東問題ニ關スル依リ英米ト衝突シテ遂に對立同一線

近ニ出ツルカ如キコト宛聚ナク、之等諸國ニ對シテハ友好關係ノ便
運ヲ企圖スルニ止ムハキナリ。

其後ニ英門トノ關係ニ付テハ元來同國ニ對シテ大ナル利益ヲ
有スルノミナラス印支ヲ兵ノ空輸ニトスル關係上、英門トノ關係
係ニ付テハ利益甚大ニ付テハキ必要アル次第ナルカ、他方同國ノ實
界均地位ハ西貢ニ於テモ不測ニ相次キ活動ヲ許スモノアリ、而シ
テ支那ニ付我万ト相違兵通ナル利害關係ヲ有スルヲ以テ、英門カ英
國ト關係スルノ途徑ハ通商ニ比較シ然メテ多シ。將又英門カ英

國ト關係スルハカラサル場合ニ於テハ、英門兩國ノ利益カ本
領約ニモ相容レサルモノアルニモ所ミ、英門ヲ利用スルノ必要アリ
。是ニ又英門ハ其ノ對米關係上、日本國ノ關係和ヲ計リ得ル地位
ニ在ルヲ以テ、英門トノ親善關係ヲ促進シ英門トノ保護ヲ計ルコト
甚タ必要ナリ。

附録

英「ソ」邦接境諸國近東及阿比斯加諸國方察

原本不明瞭
裏面白紙

「ソ」は邦ノ要領諸國中、諸藩ヨリ立セル版圖有給（即チ分給、「エストニア」、「ラトヴィア」、「リシアニア」及叙）
 亞東洋ニ屬スル諸國（即チ土耳其、波斯及利比亞）ハ尙レモ大體ニ於テ夫「ソ」諸國ノ抗爭關係ニシテ、彼等諸國ハ多年ニ於テ是レタル諸國ヨリ、又土、波、新等諸國ハ「ソ」諸國トノ關係ニ同情乃至援助ノ念ヲ懷キ居リ、若キ此等諸國ハ「ソ」諸國トノ關係ニ於テ其ノ利益ヲ保護スル必妥ニシテ、策源地トシテ諸國ノ地ナルト共ニ近界諸國ニ就テハ英國ヲモ牽制シ得ル可成ナリ。尤モ此等諸國ハ既シテ技術トノ利益ニ係少ク、又波、新等諸國ノ利益ヨリ有給ノ利益如何ナル程度之ヲ利用シ得ヘキヤハ想ハルモノ、前途ノ事情既我諸國ノ利益ニ係キ、今日ヨリ此等諸國ニ夜万ノ地歩ヲ棄クテ特策トスヘシ

右ノ内「ラトヴィア」、波斯、羅馬尼亞、土耳其、波斯ニハ夫々大公使館ノ設置アルモ阿富汗ニハ未タ何等ノ施設ナシ。然ルニ同國ハ俄ニ帝國トノ友好關係設定ヲ希望シ、且ニ兩國友好條約ノ締結ヲ見タル次

裏面白紙

第ナルカ同國ハ近頃内ノ産業發達ニ付テモ英「ソ」兩レカノ勢力
 ニ招ルヲ欲レ爾レ爾兩國ヲ逐ケテ日本ニ援助ヲ仰カンコトヲ希望シ居
 ルコトニモアリ、此際遠ニ公使ヲ交ハシ、先方ノ希望ニ副フト共ニ兩
 ノ場合英領印度又ハ「ソ」領中央亞細亞ニ對スル援助根據地タラシ
 メ併セテ我カ經濟發展ヲ計ルコト緊要ナリ。
 最近ニ英領利加諸國ニ付テ一言センニ、英及ハ「ソ」二平英領ノ編成
 ヲ脱シテ獨立國トナレルモ、他外法權英領ノ關係ヨリ今同英領初メ歐
 洲諸國ノ勢力相當強キモノアルカ如シ。然ルニ同國ハ「ソ」エズ「連
 河」程エ有學ノ場合我國トシテ重視スヘキ關係アル外、近頃及北同
 利加方面ニ於ケル貿易ノ中心地タルニ對シ、遠ニ同國ニ公使館ヲ設置
 スルノ要アリ。又「ソ」ニテイオヒア「ハ」從來ヨリ我カ紡織品等ノ市場
 ニシテ、我國トハ能ニ修好通商條約ヲ結ビ、我トノ接近ヲ求メツツアル
 ニ因リ、近キ將來ニ我公使館設置ヲ適當トスヘシ。

裏面白紙

22-12-16(2)
Res. No. 2938

Hand No. 3610

自分捺印は外務省文書課長の職にある者なるは左記の文書は現在外務省に存在
しないことを證明する。

昭和二十二年十二月 日

証明書

於東京

林

署名

1

同日同所

石巻名義印は自分の直前になされた。

立會人 浦部 啓

裏面白紙

- 一 在日駐米武官が...と非公式に...の報告せる在日開上代...大使...の半公...一九三六
- 二 駐日...の...一九三六
- 三 リッペン...一九三六年七月
- 四 日英交渉...一九三七年...大臣及び在英吉田大使...
- 五 大島武官の...一九三八...三月在日駐米大使...
- 六 在日駐米武官の...一九三八...
- 七 在日駐米武官の...一九三八...

裏面白紙

- 八月三日 閣議編成反對意見を上申せる 一九三八年八月中旬在
 外 蘇聯大使館外務大臣あて電報
- 在 蘇聯軍武官をして防共協定見直しにつき強硬態度と交渉を保持せ
 しむる意思の傳へる電報決定を通報せる 一九三八年八月末外
 務大臣蘇在蘇東郷大使あて電報
- 一〇 右通報に對し日蘇關係強化の不可及ひ懸念武官の外交交渉不
 當なる語を強詞し反省を促せる 一九三八年八月末在 蘇東郷大使
 館外務大臣あて電報
- 一 一 蘇聯大使館新聞專任に する 一九三八年九月外務大臣及ひ在
 蘇東郷大使館機密往復電報
- 一 二 ノモンハン事件動静を報せる 一九三九年五月外務大臣蘇在蘇
 東郷大使あて電報
- 一 三 日蘇不可侵條約締結につき意見を具申せる 一九三九年冬在蘇
 東郷大使館外務大臣あて電報
- 一 四 日蘇中立條約申入を訓令せる 一九四〇年六月外務大臣蘇在蘇
 東郷大使あて電報
- 一 五 日蘇中立條約交渉中止を訓令せる 一九四〇年八月外務大臣蘇

裏面白紙

22-12-16(39)
Def. Doc. 42918

Exh NO RE3611

清瀬一郎

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓供述書

供述者 野口芳雄

自分供我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス

裏面白紙

一、私は一九二五年七月より翌二六年三月迄外務省歐米局第一課員として勤務しましたが一九二五年七月より同年末迄京郷氏は其の課長でありました一九三〇年一月より三三年十月迄歐米（亞）局長に在任されまして私が勤務しました時には京郷氏は終始歐米（亞）局長に在任されまして又私が一九三九年十月より翌四〇年十一月迄大使館通譯官として莫斯科に勤務した際の薩摩大使は京郷氏で同氏が松岡大臣の召還命令で歸朝された後一ヶ月にて私も歸國致しました此の間一九三九年九月の「ノモンハン」事件停戦協定成立直後即ち同年十月以後に於ける京郷大使と「モロトフ」外務人民委員との一切の會談に通譯の役目を勤めました又一九四〇年十二月歸朝より四三年二月迄歐亞局に通譯官として勤務しましたが此の間京郷氏は一九四一年十月より翌四二年九月迄外務大臣であり更に一九四五年四月私が在勃牙利公使館書記官として歸朝し改務局勤務を命ぜられたのは京郷氏が再度外務大臣に就任せられた直後であり同年八月迄在任された此の兩度の外相時代同氏の在京薩摩大使との會談には常に通譯の任に當りました従つて京郷氏の行つた對蘇交渉の經過及これに關する同氏の意見に付ては最も正確にして一人だと考へます

二、京郷氏に「ノモンハン」停戦協定成立後兩國關係益々好轉し來りたる機を捉んで日蘇國交の改善に拍車を掛けられた結果多年の紛争問題も次々と片付くことに成功したのであります其の主たる條件文を拾

裏面白紙

裏面白紙

ひ上げて「ノモンハン」關係停滯交換、滿蒙國境確定、北鐵建設代償最終割賦問題、日露通商交渉、一般國境紛争處理問題等があり更に兩國外交上創期的の企てであつた日露中立條約締結交渉は東郷大使の時

三

、東郷氏は露聯との交渉に於て日本の立場のみを固執することなく常に彼等の利益を相互的に尊重すべしとの見地から問題の解決を計ることに努め東京政府の訓令に對しても無理なと思ふ點に於ては再考を求め事實の真相を十分検討した上で交渉に臨まるとし、常として新か

四

る東郷氏の態度は「モロトフ」外相の深き信任を博し兩者間の交渉は常に和やかを空氣に満され通譯に従事した私も此の莫新科時代運使を仕事をした事は嘗てなかつた所でありませ

五

、一九三九年十二月三十一日日露漁業暫定取極交渉は夜を徹して行はれたのであります其の席上諒て露側から右漁業取極と同様解決を主張して居た北鐵最終割賦金支拂問題中に在る金約款條項に付「モロトフ」氏は經濟問題をれば一應當該條約の差需を徴する必要ありと主張

裏面白紙

六、漁業取極が徹脊交渉後一月一日早曉に調印せられたのでありましたが、調印後に「モロトフ」氏は京滬大使の努力に對し敬意を表すとして乾益し且昨年京滬大使と協力して「ノモンハン」事件を解決せることの極めて欣快たるを述べ向京滬氏の努力は報ひられ今年に於ても日露關係は益々明朗化するであらうと述べました。

七、京滬氏は更に日露間に平和的關係を確立することを持論とし之が爲日露不可侵條約の締結方を政府に或は電報を以て或は館員を寄附せしめて進言し漸く政府より中立條約締結の交渉を爲すべき旨の訓令を得て一九二〇年七月初「モロトフ」氏に對し口頭を以て左記内容の提案を致しました。

（一）兩締約國ハ「善隣邦及日本諸國ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ歸スル條約」ヲ以テ兩國間相互關係ノ基礎トナスコトヲ確認ス

（二）双方ハ平和的親善關係ヲ維持スヘク又互ニ領土的保善ヲ尊重スヘキコトヲ聲明ス

（三）若シ締約國ノ一方カ行爲ノ平和的ナルニ不拘第三國若クハ他ノ國ヨリ攻撃セララルルニ於テハ締約國ノ他ノ一方ハ全紛争ノ繼續中中立ヲ守ルヘシ

日本協定ハ五年間有効トス
數日後「モロトフ」氏は右提案は實質上不可償條約と同趣旨のもので
あるとて原則的に之に同意し越えて八月中旬東京大使の提案第一條第
一項の削除を條件として同提案を受諾すると共に北緯太利益の屏消を
申出ました東京大使は東京に對し右利益は既に蒙行困難の狀態にある
ので詳細提案に應じ本件條約を成立せしむべきであると進言せられま
した

裏面白紙

ハ然るに一九四〇年七月就任した松岡外務大臣は東郷氏の交渉が妥結に至る
 寸前に東郷氏に訓諭を命じ交渉の中止を訓令致しました「モロトフ」氏は
 意大交渉の途上に於て突然大使の受任を見たるに加へ後任連川大使が就任
 途上新京に於て日蘇外交日紙選元論を發表したので不安を察し待たずとの理
 由を以て東郷氏の奥州村口に待命三日に亘り日本新聞の中立條約に對す
 る意圖を責ししましたか東郷氏は是迄の交渉は自分の發意に出づるもので
 あるが充分政府と連絡の下に行はれて来たので内閣の審つても方針は變化
 充方の疑念をなく自分も訓諭を撤回せしめられた
 中立條約提議の動機は「ノモンハン」事件後の日蘇關係の好轉を欲とし
 るが故に依本館の平常化せんとするのが意圖であつたことは當時東郷大使
 より述べたが私か聞いた所でありました又交渉當時連川大使の陳言は私に
 た私に東郷大使が連川大使の陳言は當然矢張り進んで来たことを求むるは不可
 り日本は南方に對しては早くに経済的總論の増進以外に求むるは不可である
 と語られたのを聞いたことかありませう東郷氏は一九四〇年三月中英新條
 から伯林に赴き二三日滞在されたことかありませうか之は病氣診察の爲で差
 遣へ旅行されたのほこの時だけでありました
 一九四〇年十月東郷氏の奥州村に於て「モロトフ」氏は「私の永い公的生涯に
 の為儘されたる公式送別宴に於て」

裏面白紙

裏面白紙

於て東郷入使程熱心且平直に自己の正しいと信ずる所を主張した人を曾て見た事かない自分は東郷氏を卓越せる外交官、政治家としてのみならず人として尊重する一との賞讃を主しました

一 次は東郷氏の外相時代のことに付甲述へます一九四一年十月東郷氏が外務大臣となるや「スメタニン」一蘇聯大使より日本の新蘇中立義務維持に付甲入りのりたる際一度ならず蘇聯大使に頻連との和平交渉の意向を以てこれ蘇に一九四二年一月向入使蘇國に際しては「若し蘇聯が政府に高一和平の氣持が生じたならば自分は何時にても交渉を遂して仲介の任に當る用意がある一との「モロトフ」一外相への「メツセーヂ」を托せられた。尙其の際東郷外相は不安「全世界が戦争に捲き込まれ居る除日蘇關係のみは殆も夕立の中の一道の晴れ間を見させて居るに似て居る自分の希望は此の晴れ間を擴大して全世界に元明を齎らさんとするにある一との意旨を述べた。凡ました父東郷氏は一九四二年の夏頃蘇聯と和平により可成速かに至國和平に導く必要があるか此工作に對する我が出発官の活動より充分ならすと嘆じた事かあります更に一九四三年初め私か勃牙清國へ赴任後今の東郷氏を訪問し蘇聯の和平發展に感起方を述べた。したるに對して同氏は「今次戦争の急速終結の爲には蘇聯と和平あり進むのか最も懸念であると思ふから政府が自分の願望を蘇聯に告げて活動せしむると言ふならば勿れ其の任に當る決心である」と言明されました

一 一九四五年四月私は勃牙利から歸朝しましたが翌五月東郷外相は私を招

さ終戦の目的を以てする新議交渉の内意を仄かさねたが、之が同年六月廣
 田元総理と「マリック」條約入使の所謂根柢會談となつて現はれ私に命に依
 り會談の進捗と放出次第外相間の連絡係を切りました。此の對露新訓は
 不感功に終りましたか之は状況が甚しく我に不利で手のつけようのない状態
 となつて居たのに依るものであります。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）十一月十九日 於東京

供述者 野口方 輝印

右ハ富立曾人ノ函前ニテ眞書シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於

立曾人 西 春彦印

裏面白紙

良心ニ從ヒ眞實ヲ遵ベ何事ヲモ誤セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ
誓フ

宜
誓
誓

署名捺印

野

口

芳

雄

印

10

裏面白紙

5

E 3612
Def Doc #1280

大正十二年十一月十八日
東京府
事官として在勤中
日、瑞西商ジュネーブにおいて開議の國際連盟總
おける帝國代表者議員を命ぜられ、同年九月七日
二十九日旧林に歸任せり

OGD

高橋

余は外務大臣官房人争訟長の職に在る者なる處左記は外務省保管の記
録に照し事實相違なきことを證明す

東 橋 茂 徳

一 大正十二年一月十一日仕外務省記官、試采局第一課長を命す
二 大正十四年十二月二十六日仕大使館一等書記官木西在勤を命す
三 昭和四年六月二十九日仕大使館参事官、獨逸在勤被仰付、同年九月二
十四日東京出發、同十一月九日旧林着任
昭和七年十一月十八日歸朝を命ぜられ同年十二月二十二日旧林出發
東京着

証 前記 昭和五年九月十日より同年十月四日まで開議せられ
証 前記 昭和六年十二月九日ジュネーブ一戒重信會談に参列の全權委員
証 前記 昭和七年二月二日開會の昭和十三年九月三十日連盟理
事官において無期延期と決定せり

5 E 3612 Def Doc T1280

TUGO

高橋

余は外務大臣官房人等課長の職に在る者なるを左記は外務省保管の記録に照し事實相違なきことを證明す

東 郷 茂 徳

大正十二年一月十一日仕外務省記官、賦米局第一課長を命す

大正十四年十二月二十六日仕大吏第一等書記官を命す

昭和四年六月二十九日仕大吏第一等書記官、滿鐵在勤被仰付、同年九月二十四日東京出發、同十一月九日旧林着任

昭和七年十一月十八日勅命を命ぜられ同年十二月二十二日旧林出發

昭和八年一月二十八日東京着

前記の通り大使館参事官として滿鐵在勤中

昭和十五年七月三十日、滿鐵在勤中、同九月七日

前記の通り同九月二十九日旧林に歸任せり

昭和十六年十二月九日ジュネーブ一級参事官に参列の全權委員と

前記の通り昭和七年二月二日開會の全權委員と決定せり

昭和十三年九月三十日連任

裏面白紙

昭和七年八月十三日一時勅命を命ぜられ九月二十二日旧林出
 同年九月九日東京着、同年十月二十二日東京出張同年十一月十九日
 旧林に歸せり
 昭和八年二月一日任外務省試本局長
 昭和九年六月一日任外務省試本局長
 昭和十二年十月二十七日任特命全權大使
 昭和十四日東京出張同年十二月二十四日旧林着任
 昭和十三年十月十五日特命全權大使としてソヴィエト連邦に
 新着任、昭和十三年十月二十七日旧林出張同年十月二十九日
 新着任
 昭和十五年八月二十九日勅命を命ぜられ九月二十日莫新科出
 年十一月五日東京着
 昭和十六年三月十八日任外務大臣兼拓務大臣同年十二月二日免兼官
 昭和十七年九月一日任外務大臣兼拓務大臣
 同日貴族院令第一條第三号に依り貴族院議長に任ず
 昭和二十年四月九日任外務大臣兼拓務大臣同年八月十七日任免兼官
 官並兼官
 昭和二十二年四月四日

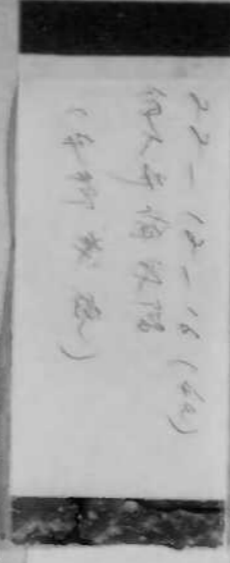
寺岡 漢平

裏面白紙

6.

E 3613

Def. Doc. #1251



高仰

高松

一、特命全權大使 東 郷 茂 徳

昭和十三年（一九三八年）十月十五日、「ソヴイェト」聯邦駐劄被仰付

獨 駐劄被免

同年十月二十九日莫斯科著任學務引繼ヲ了セリ

年）八月二十九日歸朝ヲ命ス

出發

美 次

昭和十五年（一九四〇年）九月十四日任特命全權大使 「ソヴイェト」聯邦駐劄被仰付

同年十月十一日東京出發

同年十月二十三日莫斯科着

右ハ外務省保管ノ人事記録ニ照シ事實相違無之此段證明ス

昭和二十二年（一九四七年）二月一日

外務大臣官房人事課長 寺 岡 洪 平

6.

E 2613

Def. Doc. #1231

葛粉

証 明 書

一、符命全權大使 東 海 茂 徳

昭和十三年（一九三八年）十月十五日、「ソヴイェト」聯邦駐劄参事付

獨任証劄被免

同年十月二十九日莫斯科著任尋訪引繼ヲ了セリ

昭和十五年（一九四〇年）八月二十九日歸朝ヲ命ス

同年十月二十日莫斯科出發

同年十一月五日東京着

一、駐華中將 越 川 美 次

昭和十五年（一九四〇年）九月十四日任特命全權大使 「ソヴイェト」聯邦駐劄参事付

同年十月十一日東京出發

同年十月二十三日莫斯科着

右ハ外務省保管ノ人事記録ニ照シ尋實相違無之此段証明ス

昭和二十二年（一九四七年）二月一日

外務大臣官房人事課長 寺 岡 洪 平

裏面白紙

7.

TOGO

Def. Doc. 号 2744
E 3614

Exh. 号

トゴ (Togo)
自供書 (自給書)
(自給書)

高橋

自分供我區ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣書ヲ爲シタル上次ノ
如ク供進致シマス

供進者 成田 勝四郎

自供書

荒木貞夫 其他

對

亞米利加合衆國其他

極東國際軍事裁判所

7. TOGO

Def. Doc. 号 2744

Exh. 号

E 3614

宣

如ク供述致シマス
自分供我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ

宣誓供述書

供述者 成田 勝四郎

荒木貞夫 其他

對

亞米利加合衆國其他

極東國際軍事裁判所

裏面白紙

裏面白紙

一、私は昭和三年（一九二八年）外務省に入り、昭和九年（一九三四年）六月より昭和十三年（一九三八年）一月迄歐亞局第一課に昭和十三年（一九三八年）三月より十月迄在柏林大使館二等書記官、昭和十三年（一九三八年）十二月より昭和十五年（一九四〇年）八月迄在新京大使館三等次で二等書記官、昭和十五年（一九四〇年）八月より昭和十七年（一九四二年）十一月迄歐亞局第一課の首席事務官次で課長、昭和十七年（一九四二年）十一月より昭和二十年（一九四五年）八月迄人事部長として勤務しました。

二、私の最初の歐亞局第一課勤務の三年餘の期間、局長は東郷茂徳氏でありました。その勤務には主として滿洲國の發展より生じた数々の日蘇問題、例へば國境紛争、滿洲國內の蘇聯國籍人との紛争、赤の脅威に對する紛争がありました。蘇聯問題の主管局長としての東郷氏は蘇聯の不法行爲に對しては迅速に抗議されましたが、日本側に不當な仕業のある場合には同様に厳しく詰責して居られました。例へば陸軍省又は在新京大使館（同時に國軍軍司令官でもありました）から、國軍省より報告された國境事件につき蘇聯に抗議を致す様多くの要求がありました。之等の要求は新京から直接電報で来るか或は陸軍省宛の電報の寫しを同省から回附して来たのですが、何れも露西亞問題を取扱つてゐた歐亞局第一課で取扱つて居ました。てれらは極めて多數で私

三、
 が見て處理したのも多く、そうでないのも澤山ありました。時には
 陸軍省關係官より第一關係官に口頭で要求して來ることもありまし
 東郷局長は抗議を發する前に日本側に過失がないことを確める爲更に
 調査を要すると述べられたことが数々あります。斯かる場合には再調
 査の訓令が新京の大使館に發せられ或は陸軍省にその旨要求しました
 東郷氏は陸軍省や陸軍軍に對し、蘇聯側に過失があつた場合の日本の
 立場を強固にしたいならかゝるやり方を改め自ら過誤を認さぬ様注意
 されました。東郷氏は又國庫事件以外の日蘇又は滿蘇間紛争に付ても
 新京大使館或は陸軍省を通じて陸軍當局に多くの報告を發しました。
 三、樺太の利権企業經營者や漁業協定により蘇聯水域で作業する日本人
 漁業者から、蘇聯の壓迫に付歐亞局第一課を通じて外務省に對し煩繁
 に苦情を申し立て、添りました。東郷氏は屢々私の前で彼等に對し、
 業者側にも落度がある即ち業者が問題を誇張したり事實の一部を隠し
 たり不當な利益を収めたり又一般に利権契約や漁業權の遵守について
 最も誠實なる努力をしてゐないことを指摘されました。かゝる場合に
 業者が外務省から蘇聯に對して強い態度に出るに買ひたいと要請すると
 東郷氏はよく業者に對し、諸君は不當に政府の保護に頼らうとして居
 る、蘇聯が明瞭に不法なる措置に出た時にのみ政府の援助を期待出來
 るのと悟されました。

裏面白紙

四、上述の期間中、防共協定の締結は日蘇關係を冷却させました。かゝる協定を締結することに決した政府の方針に従ひ、その締結に臨する外務省の準備を整へることは東郷氏を長とする歐亞局の任務でありました。當時私は、東郷氏は「イデオロギー」と闘争する爲に政治的協定を締結するのには意味なりとの意見を述べたといふことを聞きました。

五、昭和十三年（一九三八年）三月三等書記官として伯林大使館に着任後、私は大島陸軍武官が防共協定強化の爲に宿願中だとの報があることを知りました。詳細は大使館員には不明でしたが、陸軍武官が大使に知らせずに「リッペントロップ」外相と直接に話合つてゐるといふことは知つて居りました。

東郷大使は防共協定の強化乃至は日英同盟の如きものに對しては強く反對して居られ、交渉進行中を知るや直ちに外務大臣に對し右趣旨の見解を進言されました。氏の外相宛の電報や又私及他の館員への説明によつて當時私の知りました氏の意見は「ナチ」の外交政策は早かれ遅かれ獨逸を蘇聯、英國、佛蘭西、その他の諸國との衝突に導くであらう、そして獨伊との同盟條約は支那事變の解決に寄與せざるのみならず、日本を歐洲の、そして遂には世界の動亂に巻き込むだらうと云ふのでありました。

裏面白紙

東郷大使の日獨同盟に對するかゝる態度は大使が支那に關する經濟提
携強化についての獨逸側提議に應じなかつたこと、相俟つて大使とリ
ッペン、トロツキー外相との關係を惡化せしめ他方氏が引續き柏林に駐
在することは日獨提携強化の希望實現の邪魔になると考へて居た海
軍側の反對を強くするに至つたのであります。

裏面白紙

裏面白紙

六 昭和十三年（一九三八年）十一月私が日本に歸つてから知つたことによりますと、東郷大使の伯林から莫新科への轉任は氏のかゝる態度と軍部のこの様を反對に著くものでありました。當時私が知つたことを私は昭和十三年（一九三八年）十二月六日の手紙で東郷氏に報告しました。此の手紙は私に示され辯護文書第二八五二號となつて居ります。私は此の同題をよく知つてゐた外務省賦課長から聞か知つたといふこと以外に、この文面に何等附言することはありません。

七 東郷氏の第一次外相時代駐亞局第一課長として公務上日蘇關係事項を取扱つた關係から私は東郷氏の蘇聯に對する態度をよく承知して居ります。東郷氏は職に就かれて以來當時日蘇間に行はれて居た中立を兩國共に嚴格忠實に遵守する爲熱心に努力されました。

昭和十六年（一九四一年）十一月二十二日外相は「スメタニン」蘇聯大使を招致し八月五日及十三日に同大使が當時の外相豊田大將との會談に於て、蘇聯は中立條約に忠實である、蘇聯領内で他國に軍事基地を許與しない旨の保證を與へたことを指摘し、次で「スメタニン」氏は蘇聯の該政策は不變であり中立條約は日本と同様蘇聯にとりても引續き兩國關係の基礎たるべきことを確認せられたいと申入れられました。十二月一日「スメタニン」氏は蘇政府の命に依る趣を以て求められた確認を與へ更に十二月六日「モロトフ」外相の命令により中

八、立憲約は蘇聯の對日政策の基礎をなす旨再確認しました。

太平洋戦争開始後昭和十七年九月初迄の間に於て蘇聯邦船の航行等に關し若干の問題が起りました。即ち我が海軍に於ては我が海軍の必要上防禦海面なるものを設定して一般船の通航を認るを成し、或は外國船の所定地通過に付一定の勸告を爲すこと、致しましたので外務省は是等日本海軍に依つて執らるべき措置に付其の都度海軍省の要求に基き在京蘇聯邦大使館に認め通報し、尙右措置に關し蘇聯邦船の抑留等の問題が起りました際には釋放其の方法に依る問題の迅速解決の爲盡力しました。

又蘇聯邦船が交戦地域内に於て損害を受け中には沈没したものもありましたが、其の場合外務省は其の原因の如何を問はず船員の保護を遺等善後措置に付て可能な限りの便宜を供與する様努力しました。

又東洋の第二次外相の全期同私に外務省人專課長でありました。この期に於て軍部より駐蘇大使佐藤武氏は蘇聯反戦に對する態度に「貴國生に欠くる」所ありとて此を轉任せしむることが望ましい旨の意向が洩らされました。私が此の事に付東洋氏と話した時若し佐藤大使を蘇聯から他に轉ずるとすれば、それは戦争終結の目的で米英兩國政府と妥協し得る様な歐洲の一地位であらうと言はれ、就ては佐藤大使が派遣せらるべき所は我が國の外交代表が何れも公使である瑞典、

裏面白紙

瑞西又は「ヴァチカン」だらうから大變をして居るものを公使として任命し得るかといふ問題を研究せよと言はれました。其の後聞もなく私はこの事について氏に報告しました。此の話は東郷外相就任後聞もない頃、昭和二十年四月のことであつたと思ひますが敢る事情の爲それ以上の進展を見ませんでした。それは主として其の後聞もなく藤野の仲介による戦争終結の計畫が進められたからであります。

一〇

外務省職員に對する支那事變勲功行賞は私が人事課長在任中其の事務を處理し賞勳局とも之に付自ら交渉しました。當時外務省として行賞上の功績審査標準を二通り設けましたが、其の第一は事變中外務省が參與した主な事項（例へば事變勃發直後の對支交渉、居留民の保護引揚、第三國の在支利益に關する交渉、第三國との政治交渉、貿易協定の締結等）を列挙し各人の之に對する功績を調査したのであり、列挙事項は必ずしも直接支那事變に關係ある事項に限定せられませんでした。第二は事變との關係に於て重要なる任地と然らざるものとを程度に應じて等級別とし、各人の職歴を調べて重要なる任地に長期間も重要時期に在職した事實があればそれ丈にて一定の功績ありたるものと推定するといふ方法でありました。之が東郷氏の場合具体的に如何に適用されたかと申しますと、第一の

裏面白紙

標準に依つて賞勳局で氏の功績として取上げられたのは「ノモンハ
ン」停戦交渉に關するものであります。然し東郷氏は第二の標準
に依つて行賞の全期間即ち昭和十二年七月七日から昭和十五年四月
二十九日に至る間、次亜局長、駐獨大使、駐露大使といふ要職に
を兼いては第一級に位する重要任地に在勤したといふ事實に基き既
に勳章を以て賞せらるゝカテゴリーに入れられたものと記憶して居
ります。

旭日大授章（之は最高勳章ではありませんが）を賜りましたのは特別
の事情に依るものでは無く東郷氏は支那事変中の功績に對する行賞
決定前たる昭和十六年五月に定期敘勳として瑞寶一等を賜つて居り
ますのでその直ぐ上級の勳章即ち旭日大授章を賜つたに過ぎないの
であります。

裏面白紙

Def, Doc 744

昭和二十二年（一九四七年）十月三十日 於東京

候 選 者 辰 田 勝 西 郎（印）

右ハ爲立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於 東京

立 會 人 西 春 彦（印）

裏面白紙

Def, Doc 7788

誓フ

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ誤認セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

宜

誓

誓

署名捺印 成 田 壽 西 郎 (印)

裏面白紙

葛橋

十二月六日

東洋大使閣下

三田 勝 四郎

東京府十日園書在の上今日新京に向て赴任の途に

より得承する處にばれば

大使更迭に付ては在英大使の人選英國にて宇垣氏は「東洋大使にロン
 ドンに行つて貰ふと好都合だが、さうすれば大島の昇格問題なる故國を
 云々と論じたることもあり又軍部に在りて大使更迭問題起りたる際も「現
 大使は河も失望してゐないのだから換へる必要は無い」と云語りたる田
 なるも空疎少尉、小島武官等より「東洋大使は海軍官の氣受けたる懸
 くりツベンの如きは東洋大使を相手とせず」とか「チエコ問題に際し友
 邦大使は河れもミュンヘンに赴きたるも東洋大使のみ動かさず、大島は「
 リツペン」私用の飛行機の差具を受けてミュンヘンに赴けり」等の懸宜
 得電報來り居り一方調の交渉の爲大島を起用すべしとの論起り外務省内
 の活手にも呼應する者あり遂に東洋の選定は強硬を占めたるもの如く自給
 とりの大島の候補を揃へたる諸君の如きは強硬に外務省幹部の利用す

8

E 36164
Doc. 000, 2852

手印

高橋

十二月六日

東郷 大佐閣下

田 邊 四 郎

拝啓 陸軍の候に不御意に於て御指圖の御誤謬遂に繼承大佐に
昇上候。

私こと十一月二十四日着京二十日同宿在の上今日新京に向て赴任の途に
候申候

東京中最高官なる方面より傳承するに候れば

大佐更迭に付ては在英大佐の人選京國にて宇垣氏は「東郷大佐にロン

ドンに行つて貰ふと好都合だが、さうすれば大島の新任に候る故國に

云々と洩したることもあり又軍部に空留大佐更迭問題起りたる候も「現

大佐は河も失望してゐないのだから換へる必要は無い」と云語りたる日

なるも東郷少将、小島武官等より「東郷大佐は海軍官の氣を受け候る恐

くりツベンの如きは東郷大佐を相手とせず」とか「チエコ問題に候し

部大佐は河れもミュンヘンに赴きたるも東郷大佐のみ動かず、大島は「

リツベンの私用の飛行機の運送を受けてミュンヘンに赴けり」等の懸直

得電報亦り居り一方調の交渉の爲大島を起用すべしとの論起り外務省の

の着手にも呼應する者あり遂にこの運送機を占めたるもの細く自答

よりの大島の談話を指漏したる候にこの如きは東郷少将と外務省幹部の利用す

E 36744
Doc. 000, 2852

高橋

8

る島となりざりし松石之侯
 宇垣大巨の詩或は近衛首相との感情の疎隔、葉山に於ける新聞記者との
 會見に於て近衛政變乃至政府の方針に就する言動ありたること（神對徑
 徑の答をりしに翌日に秋憲兵の知る事とある）一候殿降参件の際外相は不
 快大なる方針に付上奏したる意を受け痛く面目を失し之が爲陸軍の反宇垣
 の上奏を爲し陛下より御空意を受け痛く面目を失し之が爲陸軍の反宇垣
 熱心とされること、宇垣外相は立脚困難に付抱負を有したるに與互流の
 段正に及び外相の活動阻めらる可きに至れることに不満を感じたること
 等の理由の由
 東京は國々の値が少々上れる故にて日用品、食糧等河等の不自由無く
 街頭を歩けば物々々々自愛の程所上候。
 末等乍ら時節病愈々々々自愛の程所上候。

103-2

10

1090

22

高橋

E 3615
Def. Doc. 42749

Exh

（本行 敬啓）
（本行 敬啓）
（本行 敬啓）
（本行 敬啓）
（本行 敬啓）

復東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

木 貞 夫 其他

警 供 述 者

供 述 者 山 路 章

自分僕我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ添リ宣書ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス

10

T090

22

E 7615
Def. Doc. 2749

Exh. no

書信

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

荒木貞夫 其他

宣 誓 供 述 書

供 述 者 山 路 章

自分等我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス

1

裏面白紙

104

105

裏面白紙

一 私ハ大正十一年外務省ニ入り昭和十六年ヨリ昭和二十年迄在勅公使トシテ勤務シ昭和二十一年三月退官シマシタ其間昭和九年四月外務事務官トシテ歐米局第二課勤務ヲ命ゼラレ昭和十一年九月外務書記官ニ任ゼラレ歐亞局第二課長ヲ命ゼラレ英倫獨逸等歐洲諸國トノ外交關係ヲ主管シ昭和十三年四月迄其ノ職ニ在リマシタソシテ昭和九年四月カラ昭和十二年十月ニ至ル迄ノ間ニ於テ歐米(後ニ歐亞)局長ハ東郷茂徳氏デアリマシタ

二 昭和十一年二月初メ頃在獨代理大使井上馨官カラ外務次官宛半公信ヲ以テ在獨陸軍武官ガ獨歐側ト非公式ニ政治的談合ヲ爲シツツアル旨報告越シマシタ其後暫ラクシテ同年四月有田八郎氏ガ外務大臣ニ就任サレマシタガ其後間モナク滿洲中ノ武者小路大使ガ獨逸ニ歸任ノ爲東京出發ニ當リ有田大臣ハ同大使ニ對シ當時ノ諸般ノ事情ニ就ミ日獨間ニ何等カノ政治的協定ヲ締結スルコト時宜ニ適スルト考ヘルカラ歸任ノ上ハ其ノ心算テ現地ヲ研究アリ度キ旨語サレタ悉デアリマスガ同大臣ハ武者小路大使伯林着ノ頃ヲ見計ヒ同年五月右内容ヲ訓令トシテ發電、右ニ付先ツ獨逸側意向ヲ探ルヘキ旨同大使ニ指示サレマシタ。同年七月武者小路大使ヨリ「リツベントロツプ」カラ協定案ヲ提出シテ來タ旨電報越シマシタガ右案文ノ内容ハ防共協定ト之ニ關係スル一

種ノ新協協力ヲ含ムセノデアリマシタ。
三 其時東郷亞局長ハ私ニ對シ「イデオロギー」ヲ基礎トスル國際協定

ヲ結ブコトハ唯神聖同盟ノ失敗ヲ繰返ス結果トナルニ洞ギナイカラ日
獨斷的協定締結ニハ反對デアルト語ラレタコトヲ記憶シマス、併シ
乍ラ關係閣僚ノ意見ハ本協定ノ締結ヲ可トスルニ在ツタノデ局長タル
東郷氏ハ之ニ從フノ外ハナカツタノデアリマスガ、本協定締結ニ當ツ
テハ蘇聯邦及英米トノ外交要化ヲ防止シ其他第三國ニ對スル面白カラ
ザル影響ヲ最大限度ニ止メ、且ツ日獨關係力ヲ衰ニ日本ノ必要トスル
程度以上ニ出デシメナイ様ニ周到ナル注意ヲ拂ヒ、以下ニ述ブル如ク
之カ爲出來得ル限リノ努力ヲ盡サレマシタ。

四 當時外務省、陸軍省等ノ會議ニ於テ東郷局長ハ有田外務大臣ト共ニ獨
逸ト防共協定ヲ締結スルニ付テハ世界ノ各地ニ重大ナル利害關係ヲ有
シ特ニ支那問題ニ深キ關心ヲ有スル英米兩國ト政治的協定ヲ締結スルコト
ヲ絕對ニ必要ナリト主張シ之ニ對スル以軍備ノ強硬ナル反對ヲ却ケテ
遂ニ陸軍ヲシテ此ノ條件ヲ受諾セシムルニ至リマシタ。
次ニ獨逸側提出ノ防共協定案文ハ現在見當リマセンノデ全部ヲ正確ニ
記憶シマセンガ東郷局長ハ伯林ニ於ケル獨逸トノ交渉ニ於テ案文ノ文
句及内容ニ付次ノ如キ重要改訂ヲ要求セシメ之ヲ貫徹シマシタ。

裏面白紙

イ、防共協定案ニハ宣傳的の字句多ク殊ニ其ノ前文ニハ「ヒットラー」
 張リノ文句モアリマシタノチ斯ル文句ヲ「トーン、ダウン」シマシ
 タ。

ロ、同協定ノ本文ヲ考メテ要務的ノモノニシマシタ。例チ「コミンテ
 ルン」ノ破壞工作ニ懸スル情報及政策ニ懸スル意見ノ交換ニ止メマ
 シタ。

ハ、協定期限十年ヲ五年ニ改メマシタ。

尙附屬秘密協定案文ニ付テモ東郷局長ノ努力ニ依リ左ノ如ク變更サレ
 マシタ

イ、第一條ノ原案中、締結後ノ一方ガ攻勢又ハ攻勢ノ脅威ヲ受クル場
 合「トアルハ斯キニ過クルヲ以テ之ヲ」提議ニ因ラサル攻勢ヲ受ケ
 又ハ受ケムトスル虞アル場合「ト改メマシタ。

ロ、第二條ノ原案中、日獨兩國ノ一方ガ防共協定ノ締結ト合致セザル
 政治的協定ヲ締結スルニ付テハ他ノ地方ノ同意ヲ要スルト
 アル規定ニ付多クノ例外ヲ設ケ日蘇兩國ニ懸案中ノ協定其他ノ利
 益協定、滿洲國境關係協定等ニ付テハ日本ハ獨逸ト協定ノ要ナキコ
 トトシ斯クテ大部分ノ政治協定ヲ本條ノ適用ヨリ除外シテ日本ノ行
 動ニ對スル制限ニ關スル限り事實上本條ヲ骨抜きニシマシタ。

裏面白紙

五 尙英關係ニ付テハ東郷局長ハ支那ニ重大利害關係ヲ有スル英國トノ
 間ニ協定ヲ遂ゲテ日英關係ヲ隱微ニシ之ニ依テ米賦トノ關係ヲモ改善
 シテ世界ノ平和ヲ維持スベキデアルト屢々私ニ話サレ日獨協共協定ノ
 條件トシテ英國トノ協定締結ヲ主張シタノハ右ノ信念カラ出デテ居ル
 トノコトデアリマシタ。然シナガラ防共協定締結當時ノ懸念ハ英國ノ
 同意ヲ得ルニ不利ナルモノガアリマシタ。デ交渉ハ恰メラレマセンデ
 シタ方東郷氏ハ希望ヲ捨テズ昭和二年春頃カラ英駐トノ交渉開始
 ヲ決意シ、兵船等ノ支那停泊當局及上司ヲ勸カシ軍部トモ交渉シテ英
 國ノ在支利益を尊重シテ支那ノ利益ヲ作リ上げ、吉田駐英大使ニ英國
 政府ト交渉方圖合ヲ發シマシメ、吉田大使ヨリ電々ノ注文出デテ時日
 ノ計數ヲ瓦磨セシメタノハ返ハ返スモ遺憾ニ耐ヘマセン。

裏面白紙

Def. Doc. #2749
Def. Doc. #2749

昭和二十二年（一九四七年）四月五日 於東京

供 遞 者 山 路 章

右ハ當立會人ノ臨前ニテ宣稱シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於 京

立 會 人 阪 本 洋 子

裏 面 白 紙

誓フ

良心ニ至ヒ其責ヲ堪ヘ何事ヲモ欲セズ又何事ヲモ爾加セザルコトヲ

ワ

宣
誓
書

香
石
齋
印
山
路
章

裏面白紙

71
DD # 2866 E 3616
74

高橋

證明第三六九號

證明書

元外務大臣 東郷 茂徳

明治十五年二月十日生

22-12-16 (2)
東京府立大
(東京府立大)

外務省歐亞局長
州國へ出張ヲ命ス

東京出發

十月十九日 東京着

右は外務省保管の人尋記録に照合し事實に相違無くこゝに證明する
昭和二十二年十一月八日

外務大臣官房人尋部長 寺岡 洪平

11
b.D # 2866 E 3616
74

高橋

證明第三六九號

證明書

元外務大臣 東 郷 茂 徳

明治十五年二月十日生

一 昭和九年六月一日 任外務省歐亞局長

二 昭和二年十月七日 滿洲廳へ出張ヲ命ス

十月十日 東京出發

十月十九日 東京差

右は外務省保管の人事記録に照合し事實に相違無くここに證明する

昭和二十二年十一月八日

外務大臣官房人事課長 寺 岡 洪 平

裏面白紙

9

E 3617
Doc. Doc. 2753

TOGO

高橋

1921年11月19日
1921年11月19日
(牛新 敬啓)

自分請願口ニ行ハルル方式ニ従ヒ先ツ「成」ノ口リ宜クヲ爲シタル上
次ノ口ク供越致シマス

経路ヲ詳述スル所

三 米 津 田 合 採 司 其 他

荒 木 貞 夫 其 他

空 供 越 致 寄

供 越 致 寄 山 一 二

9

E 3617
Doc, Doc, 2755

TOGO

高橋

自公...
次ノ...
...ニ行ハルル方式ニ従ヒ先ツ...
...ノ...
...ヲ爲シタル上

一 二

宣 答 漢 記 答

荒 木 真 夫 其 記

五 宗 嗣 相 合 衆 司 其 記

延 保 明 治 三 年 所

原本不明瞭

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

本交渉全部を妥結に導いたので其の功績は當時世上一般に認められた所でありませす

四 東郷局長は露國國境に於て種々發生する露争の豫防及解決の爲國境警備委員會議設置地方に付在任中鋭意努力し其旨ある毎に露國に之を提議する事取返がりました。

新章

一九三五年三月東文會議議決交渉法成立後の同年七月露政府は國境警備委員會議設置交渉開始に異議なき旨承認し翌月露政府の協定案を提示しました、然るに露國及露領事官から右委員會議設置に先立ち露國國境線の確定を行ひたいとの主張が出た爲交渉は進展せず次いで一九三六年三月露側でも若干の條件で國境確定にも應ずる意思を示し四月から十一月頃迄交渉の結果先づ露領東部國境に於ける國境警備委員會議及露領事官會議設置を決定し進而露領の國境線全部に付ても同様實行する主旨で話が進められましたが露方の主張が完全一致せざる爲何れも實現を見ませんでした
私は一九三五年五月から一九三七年十一月迄在露大使館書記官として勤務しましたので以上の言行を承知して居ります
三 東郷局長は日露不可侵条約の締結に就ても局長就任當初から其必要

Doc, Doc, #2755

を説いて居りましたが、局長は正中の感業解決に多忙で
りて片交りに着手する暇もありませんでした、
局長は在在甲斐の政庁からも此問題に可成り遠くはなれて居る。

原本不明瞭

裏面白紙

Doc, Doc, #2755

昭和二十二年(一九四七年)十月三日於東京

英 通 書 通 山 一 二

右ハ管立會人ノ面請ニテ宣シ且ツ管石條印シタルコトヲ證明シマス

同日於 同所

立 會 人 西 洋 洋 彦

原本不明瞭

裏面白紙

Doc, Doc, 2755

良心ニ從ヒ眞コヲ起ベ何事ヲモ談セズ又何事ヲモ附加セザルコト
ヲ言フ

宣
言
書

署名
印
通
山
一
二

6

原本不明瞭

裏面白紙

15

TOGO

E 7418
Der. Doc. # 742 (cor)

1912-10-16 (1000)
外人手紙 (1000)
(中野 敬三)

高橋

如ク 自 分 僱 我 國 ニ 行 ハ ル ル 方 式 ニ 從 ヒ 先 ツ 別 紙 ノ 通 リ 宣 誓 ヲ 爲 シ タ ル 上 次 ノ

供 送 者 笠 原 幸 雄

供 送 者

荒 木 貞 夫 其 他

亞 米 利 加 合 衆 國 其 他

極 東 國 際 軍 事 裁 判 所

15

TOGO

E 3618
Der. Doc. #2742 (corrected copy)

高橋

亞東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

荒木貞夫其他

對

宣誓供述書

供述者 笠原 幸雄

如自分供述我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ

裏面白紙

一 私に元陸軍中將であり、昭和十三年一月當時少將でありましたが、謀本部附として歐洲に派遣せられ同年十一月迄伯林に滞在しました。伯林派遣は特別の使命によるものでなく、在獨帝國大使館附武官の内命を受けられたのであるべく早く任地に赴き語學其他を勉強し度いと言ふ私の希望に基き派遣されたのであります。私の伯林滞在中東郷大使とは二三度會つたことがありますが公務の上では何等關係がなく公務に付て話をしてたことありません。

二 七月頃「リッペン」外務大臣は大島陸軍武官に對し兩氏間に會つた話のあつた日獨伊三國同盟に關する提案を致しました。其時私は大島武官に對し本案が東郷大使に示されないのでおかしいではないかと述べた。同武官は「リッペン」外相から本件は先づ日本軍部の意向を知りたいことにあると本案を先づ東郷大使に示したら反對する虞れがあるから同大使には示さないで貰ひ度い從て猶逸側として「オット」大使にも知らせないことになつて居るとの事であつたので自分は之を東郷氏に語るわけには行かないと答へられました。

三 七月中旬私は大島武官の依頼に依り前記獨側の提案を持つて飛行機にて歸朝八月初め東京に到着しました。私は東京に於て右提案を陸海軍當局に提出し又外務大臣にも話しましたが本件に付五相會議の決定を見ました。九月末伯林に戻り状況を大島武官に報告しました。私の東京行は大島武官の依頼に依るものであります。猶逸側提案を東郷大使に知ら

裏面白紙

裏面白紙

せることなく伯林を離れたことに付ては伯林に長ると直ぐ私は東郷大
 使を訪れ釋明しました其時大使は本件に付五相會議の決定があつた趣
 であるか自分には猶逸との同盤には反對であり自分の見解は既に外務大
 臣に具申してある旨を述べられました
 四
 私が前記の次第で東京に滞在した間宇垣外務大臣に會ひ東郷大使は
 獨逸政府首脳部と折合ひが悪く獨逸政府當局は同大使が「ナチス」の
 政策に協力的でないとの見解を持つて居り爲に今回の「リッペン」の
 「ツプ」の発表も之を同大使に示すことを欲しなかつたものである旨を
 話しました。當時軍部内には大島陸軍武官を駐獨大使にしやうとする
 意見が行はれて居りました
 五
 東郷大使と「ナチス」の高官との關係に就て私は昭和十三年九月の
 「ミュンヘン」會談の際大島武官は「リッペン」の飛行機で
 「ミュンヘン」に赴いたに拘らず東郷大使は全然行かなかつたことを
 記憶して居ります

昭和二十二年（一九四七年）十月二十三日 於東京

供 遊 者 笠 原 幸 雄

右ハ富立曾人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於 東京

立 曾 人 西 春 彦

裏面白紙

Der. Doc. #2742

良心ニ従ヒ眞實ヲ遵ベ何事ヲモ試秘セス又何事ヲモ附加セサルコトヲ誓フ

宣
誓
書

署名捺印
立
原
幸
雄

裏面白紙

123

124

12

Togo

E 3619
Def. Doc. #2743

Kxh. NO.

高橋

2012-16 (110)
証人申請書(被告)
(被告側)

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス

種東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

供述者

供述者 首 藤 安 人

124

125

12

E 3619
Def. Doc. #2743

Exh. NO.

高橋

如ク供述致シマス
自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ廻リ宣審ヲ爲シタル上次ノ

供述者 首 藤 安 人

宣 審 供 述 者

荒 木 貞 夫 其 他

對

亞 米 利 加 合 衆 國 其 他

橫 東 國 際 軍 爭 裁 判 所

裏 面 白 紙

124

125

一 私ハ大正九年（一九二〇年）外務省ニ入り昭和十二年（一九三七年）二月カラ昭和十三年（一九三八年）十二月迄在籍日本大使館ニ商務書記官トシテ勤務シマシタ。ソシテ昭和十二年（一九三七年）十二月カラ翌年十月迄東郷大使ノ部下トシテ働キマシタガ其ノ間ニ日獨協力ノ二ツノ重要問題ガアリマシタ。私ハ之ニ懸スル同大使ノ見解及ビ行動ニ付テ承知シテ居リマスノデ茲ニ證言致シマス。

二 第一ノ問題ハ防共協定強化即チ日獨伊三國同盟締結ノコトデアリマス東郷大使ハ斯ル方策ニ終始反對ノ態度ヲ執ツテ居ラレマシタガ、大使館附陸軍武官ハ大使ヲ差指イテ右方策ノ爲ニ活動シテ居マシタ。大使館員ハ大島中將ガ「リツベントロツプ」外相ト直接ニ交渉シテ居タコトヲヨク承知シテ居マシタ。私ハ通商問題ニ付殆ンド毎日東郷大使ト面會シテ居マシタノデ同大使ハソノ際屢々向盤問題ニ付テ意見ヲ表明サレマシタ。私ハ通商問題ニ關心ヲ有シテ居マシタ關係上東郷大使ニ對シ獨逸ハ經濟力ガ著シク強化セラレテ居ツテ通商上東郷並ニ「バ」ルカン「」方面ト密接ナ關係ヲ生シタガ此ノ關係ハ益々強化サレ一層重要姓ヲ加ヘツツアリ英國ガ傳統的ニ大キナ利害關係ヲ有スル歐洲ノ此ノ方面ニカ、ル事態ガ展開シテ居ル以上兩國ハ遂ニ衝突スルダラウ。ソシテ若シ日本ガ獨逸ト軍學同盟ヲ結ベバ日本ハ英國トノミナラズ米國トノ競争ニ捲込マレルコトトナラウガ之ハ本來我國ト無關係ノコト

裏面白紙

三
 テ日猶提議ノ政策ヲ非難サレマシタ。
 昭和十三年(一九三八年)三月カ四月頃大使館附海軍武官ハ海軍省ヘ
 日獨協力關係増進ヲ必要トスル此際猶逸外務大臣ト折合ノ惡イ東郷大
 使ヲ留任セシムルコトハ帝國ノ爲ニ採ラザル處ナリト強調シ大使ヲ猶
 逸ヨリ追出サントスル極旨ノ電報ヲ打チマシタ。其ノ電報ニハ陸軍武
 官ト打合濟ミト書イテアリマシタ。右電報ノ内容カ外務省ヨリ東郷大
 使ニ轉達サレ右ノ事情ヲ知ツタ我等館員ハ大イニ憤慨シテ之ハ陸海軍
 ノ大使館乘取リノ陰謀デアリマスカラ不問ニ附スベキデハナイトシ東
 郷大使及大使館護持ノ運動ヲ行ヒマシタ。併シ吾々ガ殆ンド何事モ爲
 シ得ヌ間ニ結局同年十月東郷大使ニ「ソヴイエー」聯邦ヘノ轉任命
 令ガ來マシタノ東郷大使ハ獨在勤僅カ十月月デ柏林ヲ去ルコトナ
 リマシタ。東郷大使ハ轉任命ヲ受ケタ時私ニ日獨伊同盟問題ニ反對
 シタカラ遂ニ柏林カラ追出サレタ話サレマシタ。
 四
 私モ其ノ后間モナク歸朝ノ命ヲ受ケ其ノ途次同年十二月八日柏林ヲ出
 發莫斯科ニ立寄り東郷大使ト會談シマシタガ其ノ際東郷大使ハ私ニ三
 國同盟問題ハドウナツタカト聞カレマシタカラ私ハヨク知りマセヌガ

裏面白紙

五

ダンダン進行シツ、アル様デスト答ヘマシタ所、同大使ハ君ガ歸朝シ
 タ後總理外相其ノ他閣僚等ノ要人ニ會談スル場合ニハ東郷ハ日獨伊同
 盟ニハ絶対ニ反對デアルコトヲ傳ヘテ實ヒ度イト云ハレマシタ。
 ソレデ私ハ十二月二十二日着京後有田外務大臣澤田同次官ニハ勿論ノ
 コト十二月二十四日ニハ木戸厚生大臣、近衛總理大臣並年一月早々湯
 淺内大臣等其ノ他ノ要路ノ人々ヲ面談會見ノ際同大使ノ右傳言ヲ申述
 ベテ置キマシタ。
 五 東郷大使ノ下ニ勤務中ニ起ツタ第二問題ハ支那ニ於ケル日獨間ノ經濟
 提携問題デアリマス。昭和十三年一八九三八年二月頃所謂經濟使節
 ガ來獨シマシタ。之ハ日本政府ノ使節デハアルガ單ニ大使館ヲ援助ス
 ル丈デ協定ヲ締結シタリ又ハ直接交渉シタリスル機能ハ持チマセンデ
 シタ。當初獨逸官憲ノ了解スル所デハ同使節ハ日本ト獨逸トノ通商協定ノ
 ニ當ルモノト考ヘテ居リマシタガ事實ハ日獨ノ通商交渉ハ大使館ガ直
 接獨逸政府ト其ノ衝ニ當ルコトニナツテ居ツタノデアリ、同使節團ハ
 新ル公ノ權限ヲ有シタノデアリマセンデシタ。然ルニ其ノ頃獨逸ハ
 本ガ北支一帯ヲ其ノ勢力ノ下ニ置ク様ナ事ニナリマシタノデ大使館
 附駐軍武官ハ大使館トハ何等協議スルコトナク單ニ海軍武官及ビ經濟
 使節ト協議ノ上「リツベン」トロツブレ外相ニ對シ支那ニ於ケル獨逸ノ
 通商條件ヲ定メル一ツノ提議ヲ致シマシタ。ソレハ支那專横發生以來

裏面白紙

獨逸ノ對支通商ニ迷惑ヲ及ボシテ誠ニ御氣ノ毒デアアルガ日本モ北支ノ要地ヲ占領スル様ニナツタカラ將來同地方ニ於テ獨逸ニ對シ日本ト同等ノ待遇 (equal Treatment) ヲ與ヘマセウト云フ趣旨ノモノデアリマシタ。

六 當時支那ニ於ケル状態ニ關スル「ハンブルグ」商人達ノ不滿ニ弱ツテ居リマシタ「リツベントロツプ」外相ハ之ヲ大イニ喜ビマシタガ學問大ナレバ本件ハ日獨兩國政府ノ正式約東トシナケレバナラナイト考ヘ昭和十三年(一九三八年)五月之ヲ「モランドンダム」ノ形式ニ作製シ東郷大使ニ對シ之ヲ示シ在柏林日本人側カラコンナ提案ガアツタカラ之ヲ正式約東トナシタイト申入レマシタ。東郷大使ハ極限ナキ者ヨリノ申入レヲ公式交渉ノ基礎トスベキデハナイ又帝國政府ヨリモ何等ノ訓令モ受ケテ居ラナイカラ斯ル「メモランダム」ニ付交渉スル事ニハ行カスト答ヘマシタ。東郷大使ハ「リツベントロツプ」外相トノ會見後電報スルヤ否ヤ私ヲ呼ンデ右ノ次第ヲ話サレマシタ。後カラ東郷大使カラ聞イタ處ニヨレバ「リツベントロツプ」外相ハ此ノ東郷大使ノ態度ニ甚ダ不審ヲ感ジタ總デアリマシタガ「リツベントロツプ」外相ハ更ニ前記ノ陸海軍武官並ニ經濟使節等ト再度會談ノ上、前記會談中ノ東郷大使ニ手交シ電ニ角日本政府へ傳達シテ貴ヒタイ旨ヲ申入レマ

裏面白紙

シタ。東郷大使ハ歸館ノ後早速私ヲ呼ンデ其ノ経緯ヲ話サレマシタ。即チ大使ハ再度ノ申入レデモアリ、已ム無ク之ヲ日本政府ニ傳達スルコトヲ約束サレマシタガ大使ト私トハ *Proprietary* 待遇等ハ事實上出来ルモノデナイコトナ約束ハ日本トシテハ不可能デアルト云フコトニ意見ガ一致シ此ノ趣旨ハ前記ノ申入レト共ニ外務大臣ニモ電報シマシタ。

モ其ノ後暫ク私ハ當時日獨間ニ存シタ通商條約ニ代ハルヘキ條約ノ締結ノタメ忙殺サレテ居タノデ支那ニ於ケル經濟問題ニ關シテハ殆ド要與シマセンデシタ。唯本件ニ付東京カラ訓令ガアリ交渉ハ繼續サレタト云フコトヲ承知スルノミデアリマス。私ノ知ル限りデハ此ノ交渉モ殆ド進展ヲ示サズ東郷大使ノ在任中ハ支那ニ於ケル獨逸ノ貿易ノ問題ハ何等合意ヲ見ルニ至リマセンデシタ。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）三月四日 於東京都大蔵省

供 送 者 首 塚 安 人 印

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス
同日 於 東京都大蔵省

立 會 人 加 藤 信 次 郎 印

裏面白紙

Def. Doc. 2743

フ 良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ詆秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓

宣
誓
書

署名捺印
首
尾
安
入
印

裏面白紙

Toyo

620
DC 2745

1911年11月
宣明会
（在野村、後）

高橋

新加坡同濟醫院

亞米利加合衆國 共 他

野

荒木 貞夫 其 他

宣 明 會 供 進 會

昌 谷 泉

ル方式ニ從ヒ先ヅ開クノヨリ宣明會ヲ爲シタルト云

73

Toyo

E 3620
DEP DOC 2745

高橋

ノ自
加分
々供
々我
供我
送同
者ニ
シ行
マハ
スル
方
式
ニ
従
ヒ
先
ヅ
製
成
ノ
河
リ
宣
張
ヲ
爲
シ
タ
ル
上
大

宣	荒	亞
張	木	米
供	貞	河
送	夫	加
者	其	令
昌	他	泉
谷		同
京		所

新
宣
張
同
送
者
昌
谷
京

原本不明瞭

裏面白紙

裏面白紙

一、私は一九二一年三月外務省に入り各地に於て勤務せる後一九四〇年九月に

二、其間在任日本公使に任せられ一九四五年四月退官しました

三、月迄の間私は在任日本大使館一等書記官として伯林に在り、首席書記官として館務に従事して居りました、大使専用電報符號の使用にも當つて居りましたので、此間に發生せる防共協定強化同盟、即ち日獨同盟問題、駐獨帝大使更迭の同盟に付直接関知しました。

四、百公の見聞に依る知悉に基き左の通り發言します

五、私は一九三八年七月在伯林大使官が「リッペン」の場に防共協定強化に付交渉を爲し笠原少将が下に關する獨逸側の提議を携帶し急遽歸來せる由を聞込みましたので、郷大使に報告しましたが同下八月下旬に郷大使は外務大臣に對し電報を以て、日獨伊同盟は防共協定強化の達成が及ぶ如く日支東洋の協定に貢獻するものでは無い尙獨逸の勳典を以て自己の力によるものと信じて目的達成の爲には凡てを「リッペン」の傾向の悪い「ヒットラー」に協力することは二千有餘年の歴史を有する我々として甚だ危険である。又三國同盟は歐洲に於ける戦争遂起に悪用される可

2

性多くして結局日本も遂にへを喰ふこととなるべく終つて對獨伊關係を強化し又は同盟關係を設定せむとするが如きは帝國の前途に大きな不利を與へ危険があると思へらるゝから本件同盟交渉は之を取止むること可然との旨を上申せられました。

然るに東京に於ける關係會議に於ては防共協定強化同盟に付陸軍武官をして「リッペントロツプ」の連絡を保持せしむることとに決定せる旨八月末外務大臣より電報があつた爲東京大使は直に日獨關係を現存の線以上に進むることの不可なることを高調すること共に陸軍武官をして斯る關係以外のことを取扱はしむることの不適である旨を電報せられ強く其反官を求められました。右電報發給後翌日を出でずして東京大使に對し莫斯科に轉任方に付其承諾を準備し旨の電報が外務大臣から到着しました。之に對し東京大使は日獨關係は周到なる注意を必要とするに依り寧ろ自分は此際伯林に踏止まりて爲一層の努力を要せしむる旨を以て右任命方に付内諾を與へませんでした。然し直に外務大臣より右承諾せられたる旨電報ありたる爲東京大使は之を承諾し一九三八年十月莫斯科に轉任することとなりました。

裏面白紙

五月二十日（一九四五年一月九日）中野実氏が鈴木内閣の外務大臣に就任せられた。是より先私は同年三月末久しき以前から徳意の瑞典公使「バツゲ」氏と會談しました。同氏は近々離任するが日本に二十年も勤勞して来たので何か日本の爲に役立つことはないかと尋つてはる。吾り聯合国は日本を無條件降参せよと公言して居るが、日本から和平を申しでたら先方は必ずしも之に同意すまい、日本の衆も同様視する。皇宮の安泰の如きは問題としないだらう。瑞典製から米町の意向を深ることも羨支をいささかへるが、昔時の外相重光氏は之に同意されらるだらうかとの話でありました。仍て私は之を内容に重光外相に致次ぎました。其後「バツゲ」公使が外相を訪問した。本件が話同に上り重光氏は瑞典政府が自己の發意により瑞典條件に同意する米町の意向を尋つて貰へるなら休令である。是れを由を重光「バツゲ」西氏から聞きまして

六 重光氏の外相就任後四月十一日又は重光氏を訪問して吾の瑞意を報告する。是共に本件に同意する同氏の意向を訊ひました。重光氏は自分は此問題に付夫だ誰からも報告を受けて居ないが自分は重光氏を訪問して居るから百

裏面白紙

瑞典公使の提議を實現させる様同公使に話して貰ひたい事でありま
 した。
 仍て私は翌十二日午後臨時任の爲飛行列の出發を待ちつ、東京中であつた。
 「バツゲ」公使を訪ひて大臣の意向は前外相と同様である事告げ、六件
 に關し新大臣と會談の意向ありやを尋ねました所、瑞典公使は非常に喜べ
 るもの、如く早速考察の實行に取掛かるべきことを約し、又出張等れば
 大臣とも會見したき希冀を述べましたが、丁度其翌朝飛行列が出發したの
 で公使は外相と會見することが出来ませんでした。

裏面白紙

DEF DOC 号 2745

良心ニ從ヒ爲テ了ラシク進ベテ則チ其ヲモ厭ミセズ又則チ其ヲモ附加セザルコトヲ爲ス

宣

書

名

署名捺印

星

谷

忠

裏面白紙

昭和二十二年十一月四日十月六日 於 東京

供 送 者 昌 谷 忠

右ノ貴立會人ノ面跡ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於 東京

立 會 人 西 泰 彦

裏面白紙

清田一郎

診 断 書

昌 谷 六十一才

一、病名 神経衰弱症（高度）

附記 右疾患により向三ヶ月間休養を要するものと認めます

右の通り診断致します

昭和二十二年十二月七日

東京都豊島区椎名町三丁目二〇一八番地
醫師 醫學博士 高 島 克 巳

裏面白紙

66

Def, 200, 2000
= E 3621

Def, NO

27-12-16 (13)
27-12-16 (13)
(東野) 伊 (史)

葛橋

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

貞夫其他

供述書

供述者 伊藤 述史

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り直書ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス

16

Doc. No. 2669
= E 3627

Doc. No.

T 65

高橋

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宜誓ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス

極東國際軍事裁判所	亞米利加合衆國其他	對	荒木貞夫其他	宣誓供述書	供述者 伊藤 慶 述 史
-----------	-----------	---	--------	-------	--------------

めくれず

裏面白紙

一、私は一九三九年公使の資格で外務省に勤務して居りましたが政府の命に依り日獨伊三國同盟條約締結に關する政府の意嚮を在獨伊日本大使に傳達する任務を帯びて一九三九年一月東京を出發同年二月伯林に到着しました

二、私は伯林到着後大島大使と任務の趣旨に依り意見の交換に時日を過して居ました間に神經節にかゝり「ホテル、プリストル」で休養して居りました際に駐蘇大使東郷茂徳氏が訪ねて呉れました其の際兩人間に私の任務の問題に付會談しましたが其の要旨は次の通りであります

三、私は東郷大使に東京では三國同盟に關し種々の意見はあるが結局事件發生の際取るべき措置に付て締約國各自か之を決定すると言ふ意味のものであれば政府は同盟を締結し得べく尙蘇聯に關しては例外を認めてもよいと言ふ考であると説明しました之に對し東郷大使は蘇聯に對しても斯る政策を執るべきでない三國同盟は自分の在獨大使時代東京に意見上申した通り同盟贊成者の言ふが如く支那事變解決に資することなく却て歐洲戦争を誘發し日本もかゝる戦争に捲き込まれる危険を増火するから自分は之に反對だと述べ私（伊藤）が速に歸國し交渉を不成立に導く様努力することを希望すると言ひました

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）九月三十日 於東京

供 送 者 伊 藤 述 史 印

右ハ菅立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於 同 所

立 會 人 百 春 彦 印

裏 面 白 紙

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ
誓フ

宜 誓 書

署名捺印 伊 藤 述 史

4

裏面白紙

22-12-16 (14)
Def. Doc. #2752

E3622

清和

私ハ方式ニ從ヒ宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

宣誓供述書

供述者

クルト・マイスナー

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國

其他

對

荒木貞夫

其他

裏面白紙

一、私は獨逸市民であり六十二歳であります。私は一九〇六年以來引續き日本に住み商業及環遊等に從事しました私は一九二〇年より一九四六年迄獨逸東亞博物土俗學會と云ふ一八七三年設立の東洋文化の研究の爲の學術的関係の組織でありました。私は日獨兩政府乃つてナチス黨に地位を持つたことはありません

二、私は東郷茂徳氏を一九二一年から知つて居ます。東郷氏は大使館員との公的接觸の他在留獨逸人と接觸されることは殆どありませんでしたが東郷夫人が私の意欲に當る關係上私は東郷氏と割合に親しくしました。即ち二十五年の知り合ひとして多いときは週一回又少くとも二三ヶ月に一度はお互の家の或る他の場所であつたり話したりする機會がありました。私達のつきあひは常に親しく且内輪のものであり公式のものではありませんでした。斯うして私は東郷氏が公衆に就いて見た時もさうでなかつた時にも同氏の關係問題に就いて個人的に内輪の意見を聞く機會がありました。私が政治問題に就いての意見があつたのであります。東郷氏が常に同種問題に就いて述べられる意見は概く私の印象に與りよく覚えて居ります

裏面白紙

三 東郷氏は時新私に日獨提議に賛成ならざるを述べられました。私
 は東郷氏が東京帝國大學獨文科の出身でありゲーテやカント時代の
 獨逸文化や文學を愛好することを承知して居たので獨逸の政治上の
 見解に對する東郷氏の意見には特に意外なものがありました。私は
 東郷氏が獨逸大使に擔任する以前から向氏が日獨提議に反對である
 旨を聞いて居ました。向氏の局長時代防共協定が出来た時向氏は一
 度ならずイデオロギの基礎に同盟を作ることは反對であり日本
 は英米や露と離隔する様な政策をこるべきでなく日本が斯る取
 めを爲すことは決して好結果を齎さぬと云ふことを云はれた
 向氏は獨逸の勢力の伸張に伴ひ東郷氏は益々獨逸に對する同情を失ひ日
 本は獨逸と事を共にすべきでないを考へられた。東郷氏は常に私に
 反ナチスの考を云はれた。私が向氏の大使時代柏林に赴いた時向氏
 がリッペントロツプ外相と仲の悪いことを聞き知りました
 三 東郷氏が第一次の外相に就任した時私は祝儀を述べに行き其談當時
 我々皆が心配して居た戦争を回避することが出来る議望むことを述べ
 へ處向氏は戦争回避こそ自分の所めであり是後迄平和的解決の寫努
 力すへき旨を答へられた

裏面白紙

東郷氏

東郷氏は又、新首相を醸成することは浅いが首相及び内閣が外相の平和
解決の努力を充分に支持することの確約を得たので新内閣に入ったの
であると言つた

六 私は日本に於ける獨逸の在留民團に在奉の上や社交上關係が多いで
したから在留民團内に於ける東郷氏の評判を知つて居ました。其評
判では東郷氏は強弱ではなく、特にナチスを嫌い日本の利益を深く
考へる人であると言ふことであつた。東郷氏が初めて外務大臣に就
任した時獨逸人仲間では日本獨逸を提携し米英に對抗して行くこと云
ふことを疑つたものであつた。又岡氏が第二回目に外務大臣に就任
した時には「彼は聯合国と和平するだらう」とか「彼は獨逸との同
盟を専切るだらう」と云ふ聲が盛に聞かれたものであつた

裏面白紙

Def. DOC. 2752

一九四七年七月九日下名ノ面前ニ於テ署名宣齋セリ

クルト・マイスナー

バーナード・A・ハガードン
陸軍歩兵少尉

裏面白紙

22-12-16 (15)
Det. Doc. 2755

Exh. 4

3623

清田一郎

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

坂木貞夫 其他

宣 告 供 述 書

供 述 者 松 本 俊 一

自分供我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣言ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

裏面白紙

裏面白紙

一、私は一九二一年外務省に入り、一九三七年四月から一九四〇年三月迄同省人事課長でありました。東郷茂徳氏の第一次外務大臣時代（一九四一年十月十八日から翌年九月一日迄）には外務省條約局長であり、又同氏の第二次外務大臣時代には一九四五年五月十三日から同年八月十七日迄外務次官でありました。

二、私は外務省人事課長として日独両共協定締結の功績勲章及びその執行賞手紙に干與致しました。元來條約締結の場合の行儀に付ては、内外への影響を考へねばならぬので、實際上何人が推進力になつてゐるか、或は條約の趣意に反對であつたが四處の事情で嫌々乍ら事務を取扱つたとか云ふ内面的事情を行儀の上には現はすこと行儀上の或、或ひ外務省としては形式的に事務担当の主任者を第一位の候補者に推す慣例になつて居りました。本件日独防共協定の場合には外務省員としては、外務大臣（堀内）一、次官（堀内）二、並に本省主管局長（後藤）たる大島（堀内）三、徳島局長（堀内）三、歐亞局長（堀内）五（其れも其の地位は本協定締結當時のもの、勲章は従前の勲章の次の上級）及在独大使館の事務担当主任官が其の選に入り、東郷氏も歐亞局長として前記の勲章を見られた次第であります。

三、一九四一年十一月二十五日日独伊防共協定を五ヶ年延長する取極締結の際日独に存する同協定附屬の秘密協定は之を存せしめなさいことになりまし。同秘密協定に對しては豫てから蘇聯邦政府は不協の意を表して居ましたので、東郷大臣は此機會に之を廢棄して蘇聯邦との友好關係の進展に支障なからしめたいとの考から大臣自身の發意で在獨大使に訓令して、右廢棄方を勸進政府に申入らしめ、同政府の同意を得たる後之を同議に諮り其通り政府の決定を見たるものであります。

四、一九四二年一月十八日日、獨、伊間に軍事協約が締結せられたといふことに付ては外務省は全く無知して居なかつた所でありませ。又斯かる條約が三國政府間に締結せられたる事もなく、之が諷印又は實施の爲本件が機密院に諮詢せられた事實もありません。若し斯かる軍事取極が成立せる事象ありとすれば、それは作戦に關する三國軍事當局の申合せに過ぎざるものと推察します。又三國軍事當局の決定に依つて三國間に世界分割の計劃を約束することは日本憲法上の手續として爲し得ざる所であります。

又當時三國軍事當局に世界分割の計劃に關し申合せが行はれたといふことを聞いたこともありません。

五、一九四五年八月十日午前七時「ポツダム」宣言受諾に關する日本政

裏面白紙

府の米、英、露、支宛通告が發電せられました。右通告には「ポツダム宣言に對する條件中には、天皇の國家統治の大權を變更する要求を含まざるべし」と諒解する旨が記載してありました。

八月十二日午前一時頃東郷大臣より電話があり、只今外務省「ラヂオ」室から右日本の通告に對する右四國の回答が發表せられたとして、其の内容を傳へて來たが、其の字句に不明の箇所もあつたので、取調べの上右回答を研究し結果を報告すべき旨命ぜられた。私は午前五時半安東政務局長、泷澤條約局長等と共に東郷大臣邸を訪ね、研究の結果として右回答に我方の申出た諒解事項を大體承認したものであるとの結論に到達したる旨を大臣に報告しました。

尙米國務長官から瑞西政府を通じて發せられた右回答は翌十三日未明外務省で接受しました。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）二月十七日 於東京

供送者 松本俊一

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣讀シ且ツ署名捺印シタルニトヲ證明シマス

同日 於 東京

立會人 西 春 彦

裏面白紙

良心ニ従ヒ眞實ヲ遊ベ何事ヲモ誤秘セズ又何ニラモ附加セザルコトヲ誓フ

宣
書

署名捺印
松
本
一

裏面白紙

TUGO

書信

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

Handwritten notes on a slip of paper, including "No. 2111", "2112", "2113", and "(*) 981 森島守人".

述者 森島守人

者

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣旨ヲ爲シタル上テノ
如ク供進致シマス

高橋

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣 誓 供 述 書

供 述 者 森 島 守 人

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上テノ
如ク供述致シマス

裏面白紙

一、余は大正八年外務省に入り昭和十一年八月大使館一等書記官として伯
 林から歸朝し其後中國に出張成都事件後、駐滬を視察、十月半頃外務
 省東亞局勤務を命ぜられ、次で同年十二月東亞局長心得に任命せられ
 た。余は職務の關係上東海氏と當時密議に連絡をとり意見を交換する
 機會が多かつたが、其の外に昭和四年夏も秋にかけ張學良が實力を以
 て東支鐵道の回收を計り、魯支兩國間に紛争を醸した際奉天領事たり
 し余は東海氏と共に一ヶ月内外哈爾濱に出張して居り、又東支鐵道讓
 渡の交渉に當つては同氏が歐亞局長として東京に於て其衝に當り、又
 余は哈爾濱總領事として「ソ」總領事「ミハエル、スラヴスキー」
 氏を相手に現地に於て同問題並同問題を結ぶ幾多の案件の折衝に當つ
 て居た關係上歐亞局長たりし東海氏等とは殊の外緊密な關係を持して
 居た。従て余は東海氏の意思乃至行動を最も卒直に且間違ひなく知り
 得る立場に正つた。

二、余が東亞局長心得に就任した當時は、成都事件を切掛けとして開始せ
 られた中日外交調整は急遽事件の爲挫折し、又日獨防共協定の爲漸く
 妥結に至つた日「ソ」漁業協定に付ても「ソ」印が調印を拒否し、又
 同協定は英米兩國に於ては好感を以て選へられず日本の國際的立場は
 有利には展開して居なかつた。
 此日本の國際的地位に關し當時余が直接東海氏から聞いた同氏の意

裏面白紙

裏面白紙

見は大體次の通りであつた。

(1) 日獨防共協定の締結に就ては「イデオロギー」に對するに政治協定を以てするは不適當なもので、自分個人としては主義上不賛同であるが諸般の事情上已むを得ない。

(2) 日獨防共協定は必ずしも日本の實際的立場を強化せず寧ろ之を弱くする虞あるが故に日獨協定に先立ち又は少くとも之と併行して日英國交調整の協定を遂ぐることを、「ソール」協定の間に不可侵條約、米國との間には調停條約の交渉を進める必要がある。

(5) 日英の了解の爲には中華民國の問題が必然的に對象となる。

三、東郷氏の右意見は漸次政府の各部面に滲透し旁々日本政府も日英間に了解を遂げ次で日米間の了解に達む段取の下に種々考慮を廻すこと、なつたが日英間の話合と中日間の話合とは不可分の關係にあるので中日交渉並日英交渉を併行して行ふ方針を昭和十二年春頃迄の間に樹立した中露關係事項は官制上より言へば亞細亞局の管掌する所で歐亞局長は間接に之に關係すること、なつて居たが東郷氏が此の日英及日華間の問題解決の政策を屢々且熱心に支持しそれが遂に採用されるに至つたのは同氏が右不可分關係の存立を痛感して居られたが故である。日英交渉の主題は(1)中國問題(2)世界市場全般に於ける日英兩國の通商上の利害調整(3)國際金融問題であつた。但し英國に對し日本の眞意を

理解させる爲には早なる約束では駄目で日本の誠意を具體的事實に依つて示す必要がある。之が爲には從來の對華方針を根本より變更するを要した。仍て先づ若干の特殊且手近な問題を取上げて中國と協議し日華間に其の解決を見たる上日英兩國間の空氣緩和するを待つて國交全般の調整を計ることに決した。右對支交渉の題目が日本政府内部で論議された際東郷氏は日英交渉の成功に資せんが爲に海軍の説得方に代表共甚大なる努力をなした。

五 此等の交渉に付ては現地軍の完全なる了解を確保しない限りその圓滿なる進捗を期し得ないので、陸、海、外三省から現地に人を派し政府の方針を説明懇談を盡し同意を取り付けた。余は外務省を代表して昭和十二年春陸軍省派遣の柴山大佐（海軍よりは藤井少佐別途出張）と同道上海、南京、北京及び新京に出張し新京では關東軍を代表せる東條參謀長より同意を取り付けた。日本政府の方針漸く決定し當時の在英吉田大使に訓電の發送を見、外務省と在英大使との間に事務的に行方を續け居る間に昭和十二年七月の滿洲橋梁事件の發生を見、日英交渉は中日交渉は遺憾乍ら開始を見るに至らなかつた。

六 昭和四年支那紛争の際北滿一ヶ月餘出張して居た東郷氏は滿洲問題の重大性を現地に於て十分認識し、張學良氏を相手方として滿洲に於ける諸問題の急遠平和的解決を計るを緊要とし、右の意見を歸朝後外

裏面白紙

務大臣を初め、野田等朝野の有力者に強く進言する所があつた。
 東支線道義に關する交渉に付ては、當初陸軍、海軍に於ても反對意見
 が強く、又北南の現地に於ては交渉繼續中、遼々の問題が起り交渉の圓
 満なる進歩を妨ぐる虞も懸無てはなかつたが、東支線は終つて一貫非常な
 熱意を以て反對意見を斥け、又交渉の妨害となつた事柄の排除に大なる
 努力を續けた。同交渉の成功は東支線の表裏兩面に於ける努力に負
 ふ所が多い。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）十二月十日 於東京

供送者 森 島 守 人（印）

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於同所

立會人 西 春 彦（印）

裏面白紙

管
フ

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

宣

誓

書

署名捺印 森 高 守 人 (印)

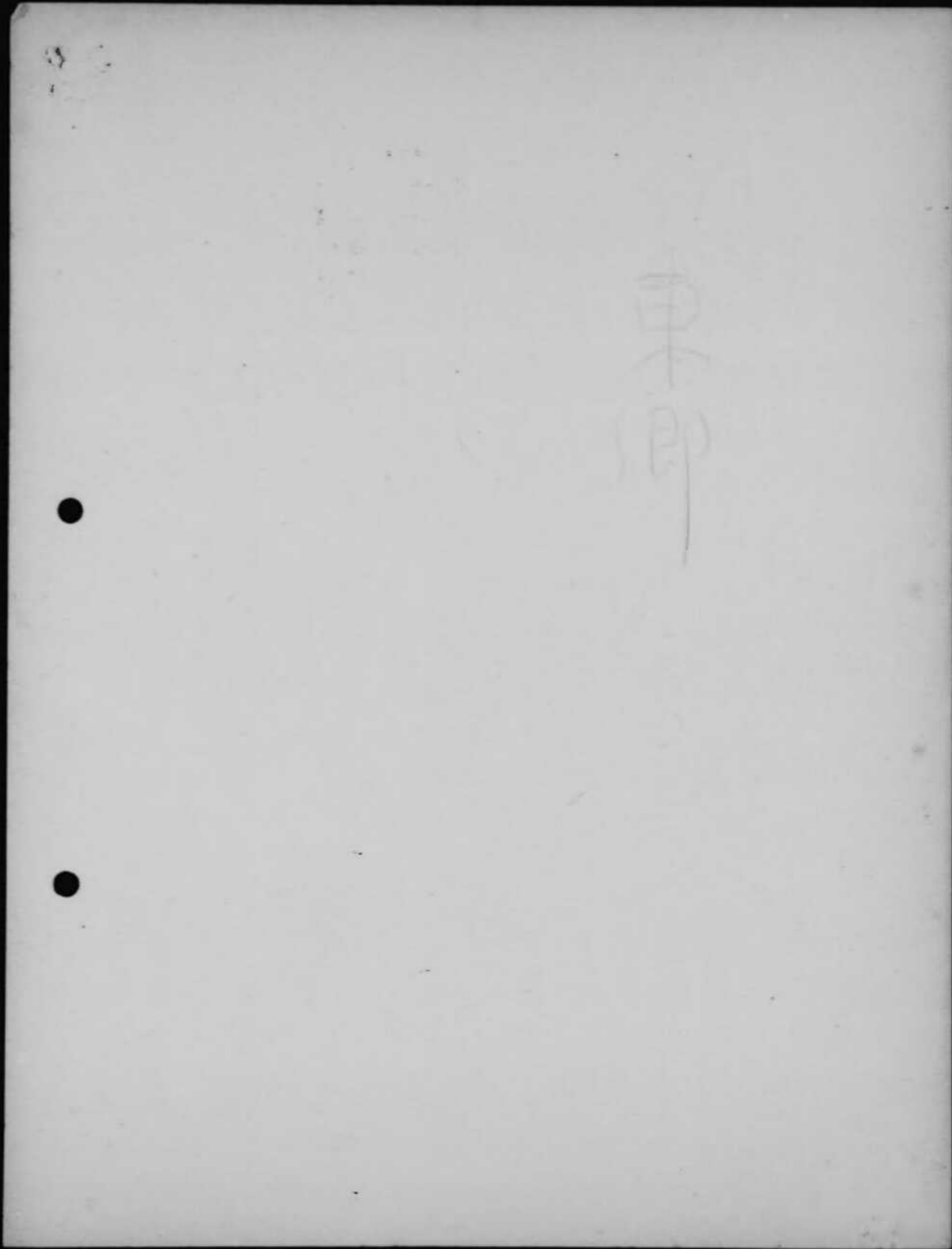
裏面白紙

22-12-16 (16)
Doi, Doc, #2910E3624 (ToGo)
Errata Sheet

三頁四行目
「日華間に其の係況を免たる上日英兩國間の・・・」を
「日華間の係況の運行を計り右運行に依って日英兩國間の・・・」
と訂正願ひます

(森島守人「口談録」)

正誤表



E 3625
Def. Doc. #2921

27-12-16 (11)
本人申請 (27)
10-99 (27)
(27)

自分儀我ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述被シマス

Genomoto

井上幸治郎

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

荒木貞夫 其他

供述者

供述者

E 3625
Def. Doc. #2921

Exh. no

自分僕我ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り電書ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス

Genomoto

	亞米利加合衆國	其他
	荒木貞夫	其他
	重審供述者	
	井上孝治郎	

1

裏面白紙

一 私は一九二五年外務省に入り一九三一年より一九三八年迄歐米局（後に歐亞局）に事務官として勤務しましたが、其の間一九三四年より一九三七年初迄の間に東郷歐米局長の下にあつて海軍軍務問題に關する事務に執筆しました。

又一九三五、六年の倫敦海軍々續會議には全權職員として参列しました。（一九三五年十一月出發、一九三六年二月歸京）現在に終戦連絡中央事務局經濟部長であります。

二 外務省では世界平和維持と國民負擔軽減の見地からは勿論特に當時の日本の内外の情勢に鑑み、一九三三—一九三五年軍務會議の成否を重要視し其の準備の爲調査部第五課を軍務問題に専念せしむると共に第五課員を特に歐亞局參勤とし東郷歐亞局長の指揮監督を受けることになりました。私も右第五課員となり歐亞局參勤を命ぜられました。東郷局長は軍務問題に精通して居り又軍務協定の成立に熱意を持つて居られたことは當時の外務省での周知のことでありました。第五課長は初めは山形清、後は加藤傳次郎で私は兩課長の下で軍務事務に當りましたが東郷局長よりも屢々直接仕事を命ぜられ又東郷局長の當時の軍務に關する意見も直接承りました。私は其の當時東郷局長より直接得た知識及職務上兩課長より得た知識

裏面白紙

等に依り左の通り證言致します。

三 一九三四年の海軍軍縮會議豫備會談に對する日本政府の態度に關し最も問題になつたのは海軍側の主張する共通最大限に依る軍縮方式及華府條約廢棄の二つでありました。

四 共通最大限案に付ては東郷局長は當時の國際及國內情勢に照らし從來華府倫敦兩條約で比率主義を認めて來、又一九三二年の華府一級軍縮會議に於て比率を認められた提案を爲したこともある日本が一舉に共通最大限を提案することは餘りに日本側のみに都合よい主として到底英米の同意を得る見込なきのみならず、却て日本の平和的意圖に付疑念を抱かるゝこととなり、軍縮條約成立の見込はない。

五 全然英米が受諾する見込のない此案を爲す事は外交上有害無益なりとの見地より斷乎共通最大限案に反對し、他に海軍側との妥協案を發見せんと協力したのであります。然し海軍側はその主張を護らぬ爲折衝二、三ヶ月に亘りましたが東郷局長は徹頭徹尾海軍案に反對する態度を變へなかつた爲妥結に至らず、其の内良し交渉開始の時期切迫するに及び政府首腦部の裁斷に依り海軍案採擧に決定した爲に東郷局長も遂に不得已之に聽従せざるを得なくなつたのであります。

五 東郷局長は華府條約の廢棄は日本の外交上極めて重大問題であつて必

裏面白紙

ず列國の感情を刺戟するのみならず何か之に代る新しい條約が出来てから廢棄するのならば良いが之に代る何等の條約の出來ない内に廢棄すれば軍縮無條約状態となり直ちに各國間に建てる争を惹起し國際情勢は悪化し引いては戦争誘発の原因となることを恐れて居られました。然し海軍の強硬なる態度の爲東郷局長の意見は採用されませんでした。

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

Dor Doo 2921

六一九三五手の海軍省議の日本全權委員に具ふる訓令草稿の添及
 其の添主として問題になりましたのは當時軍議に關する日本の主張
 が露れられたかつた場合に賣納は猶又は遺憾無報を受諾するかどう
 かでありました。海軍省はそういふものは賣納の成立しない決
 り無意味なるのみならず、日本の国防上不利を無味するものであ
 ると反駁でありましたが、東郷局長は軍議に賛成するところ多
 く、又各口同の不安を去するのに便宜つと考へ、此文行でも成立
 をしむることの必要を主張しました。

然し是等の商議に行ても東郷局長の意見は實現せられませんでした
 其賣納軍議に行ては東郷局長は遺憾無報の同意だけでも軍議になら
 ず考へて居りました。

及海軍省は海軍省の關係上陸軍及大藏省に海軍省から既成の妥
 べく、さすれば露外に對して遺憾の發給を請ふることには陸軍上不可
 能であらうから露軍に對して遺憾の發給を請ふことは陸軍上不可
 しと主張しましたが、海軍省は露軍に對して遺憾の發給を請ふ方法がある
 から賣納出来ないと主張しました。
 東郷局長は各口同の賣納軍議の爲は海軍省の意見の解決を希望し
 れたことは勿論でありましたが、更に海軍省の意見の解決を希望し

Der, Doc, 52921

大 尋常も重要視されました。赤に書かれた、
 百 楚秋の日本の外交を軍議の旨を捉へ何と
 せしむ之を糸口として日本の軍議の旨を捉へ何と
 した。それでありますから愛もよ更に言説を固持し
 敬信をされたことも戻りませんでした。吉田は
 大 前一九三八年二月日本軍議が建策の
 東郷兵が既に三月大使に出発してありまし
 もりませんでした。

原本不明瞭

裏面白紙

Dor, Doc, 52921

昭和二十二年（一九四七年）十二月二日於東京

栗 尾 君 井 上 孝 治 郎

本ハ當立會人ノ西前ニテ宣旨シユツ君名捺印シタルコトヲ聲明シマス

同日於 東京外務省

立 會 人 加 藤 傳 次 郎

7

原本不明瞭

裏面白紙

Der, Doo, 52921

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ誤ラセズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宣
誓
書

署名捺印
井上 淳 治

原本不明瞭

裏面白紙

22-12-17.2
Dsr Doc 号 2741

3626

清瀬一郎

自分儀我由ニ行ハルル方式ニ従ヒ元ツ別紙ノ通り電書ヲ爲シタル上次ノ如ク供送致シマス

直書供送書

供送者

門

處

秀

元

元不貞天其他

封

正本利加台衆海其他

極限凶險事及判所

3

裏面白紙

一 私は大正十三年六月外務省に入り昭和十五年三月から同十七年十月迄
 有田・松岡・豊田・東郷各外務大臣の下で人事課長の職にありました
 二 正確なデータは記憶致して居りませんが外務省人事課長として上司の命を承けて某
 の晩年の頃と存じます私は外務省人事課長として上司の命を承けて某
 日夜東郷大使を兵の私毛に勸回致しまして終業退出方お願致しました
 東郷氏は其時名目上大使であつたのでありまして終業退出方お願致しました
 の召喚に依り兵衛科より請願して以來外務省に於ては何等職を保持され
 ませんでしたが、事實向大使は松岡大臣自ら又外務次官を通じて辭職を
 要請されて居たのであります。私のお願に對して東郷大使は自分は松
 岡外務大臣の政令に就ては反對であるが其外に其人毎に辭するやり方
 にも猶た不同意であるから辭表を提出しない等表を出せば松岡大臣の
 やり方に同意する結果になることを慎みながらである、依て松岡大臣
 の方で自分を記元する方法をとられたいと申さる其の他松岡大臣の政
 策を批判する意見を種々陳べられまして、斯くて東郷大使は松岡大臣
 の要求した辭表提出を拒否されぬは之を上司に報告しました。
 三 昭和十六年（一九四一年）十月東郷外務大臣意旨の直後私は時の外
 務次官から東郷大臣は其の政令實行の爲に省内の急進分子を矯正する
 ことを考慮して居らるる旨を伺ひたのでありまして其後東郷次官は大

裏面白紙

の命に依り従来日本の方取に轉換の深かつた大使一名に辭退の退
 出を求め十月二十五日附候願免本官の辭令を見ました。次いで更に西
 次官は東洋大臣の補正の命に依り従来外務省内で最も急進的と目せら
 れ時に官吏として起軌の行動かめつた長官二名事務官一名に休職を命
 ずる意向を言談せられたる所に辭退を提出して参りました。仍て私に之を次
 官に取次ぎましたか。さう言ふことなら辭退を受け見たとのことです。
 和十六年十月二十九日附候外務省に依願免本官の辭令を見たとありま
 す。以上の四名に對する外務省の旨とする一筆の官吏の辭退ありま
 從前外務省内に於ても外務省の旨とする一筆の官吏の辭退ありま
 河津に本英に對する強硬な態度を指す一筆の官吏の辭退ありま
 望の政策を公に講説したり外務省の旨とする一筆の官吏の辭退ありま
 的を運版せんとする外務省の旨とする一筆の官吏の辭退ありま
 東洋外務大臣の補正は如何なる態度を以て終止するかの行爲かありま
 れた眞の補正の補正は如何なる態度を以て終止するかの行爲かありま
 その結果管内の風評は如何なる態度を以て終止するかの行爲かありま

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）十一月十八日

海軍省 門 野 元

石ハ兼又人ノ面ニテ直ニ且ツ石ヲ印シタルコトヲ察知シマス

油口於 示

海軍省 野 元

裏面白紙

DRF DO. 2741

▲▲▲

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何ヲモ欲セズ又何ヲモ附加セザルコトヲ
誓フ

宣
誓
書

署名
印
門
後
元

15

裏
面
白
紙

22-12-17(32)
Def, Doc#2754

E8627

清瀬一郎

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣誓供述書

供述者 富吉 榮 二

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス

裏面白紙

176

177

一、私ハ現在日本社會黨所屬衆議院議員デアリマス。東郷茂徳氏ハ同郷ノ先輩デハアリ且ツ特色アル外交官トシテ尊啓シテキタ人デアルタメ屢々面談スル機會ガアリマシタ。

一、昭和十五年十二月中旬（日ハ記憶シマセン）東郷氏ガ駐蘇大使ヲ辭メテ歸國シ、展墓ノ爲鹿兒島ニ歸ラレタ時、私ハ當時鹿兒島新聞記者デアツタ迫文雄君ヲ同伴シ、比ヲ鹿兒島市西田町ノ東郷茂弘氏（茂徳氏令弟）宅ニ訪レ、種々話ヲ聞キマシタ。私ハ元來社會主義者デアリ、日獨伊三國軍同盟ニ反對デアリ、コノ件ニ付テ特ニ東郷氏ノ見解ヲ質シマシタ。之ニ對シ東郷氏ハ「國家ノ利害ニツキ慎重ナル考慮ヲ加フルコトナク各人ノ好惡ニ依リ同盟ヲ結ブコトハ好マシクナイコトデアルト」ト反對意見ヲ仄メカサレマシタ。私ハ相手ノ立場ヲ考慮シテコレ以上追及スルコトハ止メマシタガ氏ハ「僕ハ松岡ノヤリ方ニハ反對ダ」ト云ハレマシタ。

一、貴下ノ更迭ガソ聯ニ及ボス影響ハ如何トイフ私ノ同ニ對シテ「モロトフ外相以下要人ハ僕ノ更迭ヲ惜シミ且ツ松岡外相ノ眞意ガ那邊ニアルカヲ不審ガツタ。ソ聯ヲ去ル時盛大ナ送別會ガ開カレタガ、」モロトフ外相ガ二度迄起ツテ演説シタ程ダツタト語ラレマシタ。昭和十六年十月末（日ハ記憶シマセン）東郷氏ノ外相就任直後私ハ氏ヲ外務省ニ訪問シ、祝辭ヲ述べタ後

177-1

178

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於東京

立會人 西 春彦(印)

昭和二十二年(一九四七年)三月二日 於東京

侯達者 富 吉 榮 二(印)

「貫下ハ平和主義者デアルガ東亞軍閥内閣ニ入閣シテ采シテ貫下ノ外交方針ヲ遂行スルコトガ出來ルカ？」

ト反問シタノニ對シ東郷外相ハ

「東郷ハ交渉ニヨツテ總メルトニ努力スルト約言シタカラ入閣シタノデアリ、自分ハ戦争ニナラヌ様交渉妥結ニ全力ヲ盡スツモリデアルト答ヘラレマシタ。

昭和十六年十一月中旬、再ビ東郷外相ヲ外務省ニ訪ネ

「來函大使ヲ派遣サレタノハ謀略デハナイカ？」ト問ヒタ所

「決シテサウデハナイ。飽ク迄交渉ニ依テ解決スルタメ行ツテ貫ツタノデ、謀略ナドトハ以テノ外デアルト強ク否定サレマシタ。

昭和十七年十月(日ハ記憶シマセン)東郷氏ガ外相ヲ辭任シテ鹿兒島ニ歸ラレタノデ私ハ西田町ノ令弟宅ニ訪問シテ其ノ辭任ノ理由ヲ質シマシタトコロ、

「僕ガ大東亞省設置ニ反對シタノハ世間テ考ヘテキル様ニ外務省ノ規模ガ少サクナルカラトカ、權限ガ縮少サレルカラト云フ理由カラデハナク、東亞諸國ヲ完全ナル獨立國トシテ取扱フトイフ趣旨ニ反スルカラデアリ、專ニ軍が外交ニ干渉シ勝手ナコトバカリスルカラ辭メタノデアアル。」

ト語ラレマシタ。

誓フ

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

宣
誓
書

署名捺印 富 吉 榮 二(印)

4

178-2

6.

1090

Def, Doc, # 1029

Exh, # 3628

高橋

9

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣書供述會

供述者 田中隆吉

自分義我口ニ行ハルル方式ニ從ヒ生ヅ別紙ノ題リ宣書ヲ爲シタル上
次ノ如ク其題文シマス

めくれず

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

一、私は東郷茂徳氏とは昭和十一年（一九三六年）二月私が關東軍参謀で
 二、あつた時代より懇話となり爾來歴々會談しました。
 一九三五年七月私が關東軍参謀であつた時蘇聯邦政府は
 日本政府に對し、蘇聯國境紛争處理委員會設置交渉開始に先立ち、蘇聯
 國境線の確定を必要とする、しからざれば委員會の仕事は圓滑に進めら
 れないだらうとの意見であり、爲に右交渉は行き儘みとなつて居りまし
 た。當時歐亞局長であつた東郷氏は昭和十年九月本問題につき關東軍を
 視察の爲西線を新京に派遣しましたが意見の一致を見るに至りません
 でした。昭和十一年二月東京で於て私が東郷氏と面談しました際東郷氏
 は本問題に言及し、右關東軍の意見も一應理由はあるが國境の確定を見
 ないでも委員會の仕事が進められたいわいではない右委員會の設置によ
 つて却つて國境確定問題も促進されるだらうといふことを囁かされて本
 交渉の打點方につき關東軍の協力を要請されました。仍つて私は國境
 紛争委員會設置と同時に國境確定委員會を設置し、兩者並行して仕事を
 進めることとしては如何と申しました。東郷氏は之に賛成を要しましたし
 た。尚ほ私は東光次官ともこの問題につき話し、その賛成を要しましたの
 で新京に歸つてから坂垣参謀長、次いで副司令官にこの事を報告しまし
 た。東郷氏共本案に賛成せられ、その結果日本政府はこの方針で交渉を進

原本不明瞭

裏面白紙

むることとなりました。

三、東郷氏は昭和十六年（一九四一年）十月私が陸軍省兵務局長の時東京内閣の外務大臣となりました。外相就任の直後十月下旬外相官邸に於て會談した際に東郷氏は東條首相も亦日米交渉成立の爲努力することを希望として入閣を承諾したことを私に語りました。

四、真條内閣成立當時陸軍省及參謀本部では文官大臣は事實上軍部の統制下にあるものと考へて居りました。故に十一月初め連絡會議に於て日米交渉不成立の際には、戦争を決意すへきや否やに付審議が行はれた時、東郷氏が交渉不成立は必ずしも戦争を意味せず従つて臥薪嘗膽を以て最も適當且降参ともへしとの意見を述べ戦争に反対したことが傳はつた爲、陸軍では非常な不満を惹起しました。當時は小倉の國家機密事項と雖も參謀本部方面より少壯將校の間に洩るるを常としました。従つて陸軍部内の通敵なる一派の間に東郷氏のこの意見は統帥部を干犯するものと見てやつつりよとの議論もあり、私は中村憲兵司令官に對し東郷氏の身邊の保護を求めたことがあります。

五、昭和十六年（一九四一年）十月末私は東郷氏と外相官邸に於て會談しました。そのとき氏は日米戦争に強く反対である爲辭述したいとの意見を洩らしましたので私は「貴方がこの際諍議する様なことがあつては是を向ふに廻はし及争阻止に努力しする人は直に見當らぬ、反つて松岡

原本不明瞭

裏面白紙

氏の如き人物の復活でも實現すれば戦争の阻止は更に困難となるべく萬一不幸にして崩壊ともなれば日本の国力に僅み潰留して毎朝日に和平の交渉を促ふる必要がある」として東郷氏に留任を懇望しました。

六、昭和十七年（一九四二年）八月末東郷氏はその私設秘書白井胤正氏を私の許に派遣して氏の意見として「官廳内閣の戦争指導方針は誤つて居るその存続は國家の爲不利である又當時起つた大東亞省の設置は外交の根本問題に關するが故に氏は絕對に反對であるからこの問題も提へて國家のため單獨に辭職することなく東郷内閣の維持を目指して最後迄頑張る必算であると申し述べましたので私は「全然同意である東郷内閣の倒壊は國家のためであるから強く迄頑張らねばならぬ、若し失敗すれば私も東郷氏に殉ずる」と答へました。私共が直接會談しなかつたのは當時既に東郷氏は陸軍の秘密警察である三浦隆國の監視下にあつたからでありました。然るに東郷氏は置野辭職をいたしましたので九月中旬、私はその理由を尋ねました。その時氏は「最後迄頑張つたが馬場海軍大臣が訪ねて来た時其比豫定内閣の更迭には官廳方面で反對があり實現不能であることが判明したので終に單獨辭職の已むなきに至つた」と答へました。

七、昭和二十年（一九四五年）七月中旬私は東郷氏を私邸に訪問しました。

原本不明瞭

裏面白紙

氏は嘗時鈴木内閣の外務大臣でありましたので私は「和平は出来ぬか」と尋ねました。氏は「既に著るしく時談を失してあるが、然し其方面に大に努力中である。」と答へました。次で十一月中旬東京郷氏と會談した際同氏は及争終結當時の事情を詳細に語つて兎に角本土決戦を行はずに済んだのは自分の本懐であると語りました。

八、既に述べた昭和二十年七月中旬東京郷氏との會談の際氏は開戦直前海軍軍令部は奇襲奇襲と言つて居たが自分は戦争開始の時間反場所に就ては勿論統帥の秘密事項として正確には知ることは出来なかつたと語りました。そして又、次のことは一九四一年十二月中旬にも同氏から聞いたこととであります。海軍軍令部では十二月七日午後一時華盛頓に於て日本政府の對米電書の交附後相當の余裕を以て開行爲を開始するとの言明があつたにも拘らず眞珠灣の奇襲は華府時間午後一時發露めて僅少の時間の差で開始されたので其直後伊藤軍令部次長に對し此點を詰問したので對し、伊藤氏は只管諒謝した由を語りました。

昭和二十二年（一九四七年）三月六日 東京

共送者 田中隆吉印

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於同所

立會人 加藤傳次郎印

裏面白紙

Def. Doc. # 1029

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ誤ラセズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ
守フ

宣

等

書

(署名
捺印)

日

中

條

吉

印

7

裏面白紙

22-12-17 (5)

3629

Doc. No. 2740

清一

自
分
信
我
國
ニ
行
ハ
ル
ル
方
式
ニ
從
ヒ
先
ツ
別
紙
ノ
通
リ
宣
言
ヲ
爲
シ
タ
ル
上
次
ノ
如
ク

供
述
致
シ
マ
ス

德
東
歐
際
軍
事
裁
判
所

亞
米
利
加
合
衆
國
其
他

對

荒
木
貞
夫
其
他

宣
言
供
述
書

供
述
者
佐
藤
尚
武

裏
面
白
紙

一 私は明治三十八年十一月外務省に入り昭和六年當時駐日耳義大使でありましたか同年十二月九日「ジュネーブ」一級軍艦會議に参列の全權委員を命ぜられ昭和十三年春迄其の任にありました。其後昭和八年より十二年迄駐師大使、昭和十二年外務大臣、昭和十三年九月より十月迄及昭和十六年十一月より同十七年二月迄外務省外交顧問、昭和十七年二月より同二十年八月迄駐師大使に全權大使の任にありました。現在に参議院議員であります。

二 昭和七年の参議院會議に於ける日本代表部の事務部長は在駐大使館参事官東郷茂徳氏でありました。石井謙吉氏も参事官として参事官會議に關する除職の権限が歸せられ多量に参事官會議に参事官の職務に關することとなつたので東郷氏は我々全權に對し参事官會議の職務を遂行せしめんとすべしとの見地より同日本代表部の事務部長は右職に對し参事官會議に於ける日本代表部の事務とは嚴に區別し兩代表部の人員構成も異なるものとすることを提議し松平主席全權に對しその同意を求めました。其の結果一部の人員は尙々私の如く双方に關係してはいたけれども東郷氏は参議院議員の職務には關與せず専ら参議院會議の事務に専念しました。

三 昭和七年八月軍艦會議の長休みに際し東郷氏は軍艦事項に關する打合せの爲一時歸朝を命ぜられ東京に赴きました。十一月伯林に歸任その後數日に於て参府に参り全權に對し報告しました。然るに之より先東郷氏は既に歸朝を命ぜられた爲参府には一週間余り滞在したのみでありました。松岡洋右氏は國際聯盟臨時總會に於ける日本代表者を仰せ付けられました。

裏面白紙

た。臨時總會は同年十月に開かれ松岡氏の到着は其開會後であつたと記憶
します。松岡氏と東郷氏とは第三次に述べた東郷氏の参府歸着後僅に一週
間余り同時に参府に滞在したのみで更にその間も兩氏は全く異なる事務に従
事して居たのであります。松岡氏は軍艦會談に於ける代表部の事務には全
く關係がなかつたのであります。松岡氏は軍艦會談乃至その日本代表部の事務には全く
關係しなかつたのであります。

五 當時参府に於ては日本が滿洲事變に關係し國際聯盟を脱退すへしとの噂が
あり其問題に固より軍艦會談の事務とは無關係でありましたが當然剩下の問題として我々全体の
機密に上りました。私は當時東郷氏が日本は國際聯盟に止り列國との友好關係を維持する機努力す
べきだと我々に屢々語つたことを記憶して居ります。私は固より東郷氏が極
端な措置には反對で諸外國との平和を念とする人であることを承知して居
りました。

六 昭和十六年十月の末頃と記憶しますが一夜東郷外務大臣は大臣官邸に就任
以來初めて我々外務省出身の先輩を晚餐會に招待しました。當時既に日本
と米英兩國との關係は非常に悪化して居た時でありましたので私は食後同
僚の前で東郷外相に對し凡そ次の様な意味の事を申述べて外相の注意を喚起
しました。即ち外務省としては現に行はれつつある米英との交渉に對して
は飽く迄忍耐を以て最後迄結つて貰はねばならぬ。最悪の場合兩國間の戰
争に迄發展せぬとも限らぬ此の危機に際し日支事變の場合の如く碌々平和
的解決の交渉も行はないで始まり數年も引ずられると言ふことでは國民は
到底納得し兼ねる。日米開戦ともなれば今度こそは實に日本に取り生死に

裏面白紙

七

もかゝはることであるから凡ゆる智恵を絞つて平和維持の努力が拂はれ
ねはならぬ。日本政府の凡有る努力に拘らずどうしても戦争が避けられ
なかつたと云ふ事では世論の非難を併して最後迄望みを捨てず是非
でもあらう。外務省としては世論の非難を併して最後迄望みを捨てず是非
とも交渉を極める棟筋力されんことを無望する云々
之に對し東洋外相は自分も責見に全然同意でこの見地から切角努力して
居るのである。と答へられました。

八

其強弱は意外にも相違あり見を甲込まれ曾つて見ると東洋外相は昨夜
の貴下の語は自分も全く同意見で何とかして交渉を成立に導くやう努力
して居るか何分種々の重裝會談や外交面接見に追はれゆつくり物事を考
へる暇がなくつて居る。就ては急縮であるが外務省外交顧問として
自分を助けて貰へまいかと述べました。私は時局の重大なるに懸み外相
の申出を交話し昭和十六年十一月十一日正式に外交顧問に任ぜられまし
た。

東洋外相が一日は正確に記憶しませんでしたか十一月の末二十六日のハルノイト
長到後一日平政府も遂に交渉断絶を決意するの止むなきに至つた旨を洩
らされた際私に外相に今一度難きを忍んで交渉を蒸返して貰ひ度いと切
言したのであります。が外相は自分の力の及ぶ限りは既に今迄に盡し切つ
たのであつて此上は米國の反省を求むる以外何も爲し得ない。若し自分
の先暫中に事態を別の結果に導き得ると云ふ人があるならば戦争回避は
自分の最も望む處であるから自分は喜んで辭職しその人に代つて貰ひた

裏面白紙

いと答へました。私は外務省の先輩は皆東郷氏を信頼し誰も同氏以上の事が出来やうとは思つて居ないのであり今辭職すべきではないと述べました。

九 昭和十六年より十七年にかけての私の外務省顧問時代には時々外務省の顧問に懸するのみで外務省の職務を執ることにはなかつたのであります。九四二年一月外相は私に對し日本に在る敵國の俘虜及抑留者の取扱問題に非常に大專で仕事だから此種の向題に付外交關係に敵國の利益保護問題代表と接觸して三管商の仕事を助けて欲しいとのこととで一九四二年二月末私が駐蘇大使に任命せらるる迄知り難い期間ではありましたが前記代表者と時々會談し石取氏が圓滿に行くやう努めたことがあります。

十 一九四二年七月私が「クイビシエフ」に滞在し東郷外相から日本としては結局に於て可成速に全般的平和を齎らす目的を以て蘇聯戦終止の爲凡有る努力を辭さなむ意圖であるから時々莫斯科に赴き好機來れば蘇聯間に和平の仲介をなす意圖を表現する素地を作り置く様にとの訓令に接しました。然し當時の状況は「ソヴィエト」は「ウクライナ」高加索方面に於て獨軍と死闘を繰りつづつたので兩者間に到底安協の見込はないと認め私はその旨返答しました。併し東郷氏は同年八月中旬新蓋察條約の案文も送つてあることでもあり之が交渉の爲成る可く頻繁に莫斯科に赴き其の機會に蘇聯と接觸して和平問題に胸を展るに努めよとの訓令越しました。私々の事情で私の莫斯科行も容易に實現しない内に同年九月初め東郷氏は辭職することとなり此問題も立消えとなりました。

裏面白紙

Def. Doc. 2740

昭和二十二年（一九四七年）十一月六日 於東京

供 述 者 佐 藤 尚 武

右ハ富立管人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於

立 管 人 西 春 治 郎

裏面白紙

Der. Doc. #2740

良心ニ從ヒ眞實ヲ遠ベ何事ヲモ誤秘セズ又何事ヲモ附加セサルコトヲ誓フ

眞
實
誓

署名捺印
佐
藤
尚
武

裏面白紙

192

6

193

22-12-17(6)
Def. Doc. #2780

Exhibit # 3630

證明第一五三號

證

明

書

元外務大臣

松岡洋右
明治十三年三月四日生

一 昭和七年（一九三二年）十月十一日

瑞西國「ジュネーブ」ニ於テ開催ノ國際聯盟總會臨時會議ニ於ケル帝

國代表者被仰付

一 同年十月二十一日

東京出發

一 昭和八年（一九三三年）四月二十七日

東京歸着

一 同年五月八日

瑞西國「ジュネーブ」ニ於テ開催ノ國際聯盟總會臨時會議ニ於ケル帝

國代表者被免

右ハ外務省保管ノ人事記録ニ照合シ事實ニ相違無くコトニ證明スル

昭和二十二年（一九四七年）四月十日

外務大臣官房人事課長

寺

岡

洪

平

裏面白紙

22-12-17 7
Def. Doc. 2936 (Revised)

Exh. No 363

D. D

2936

(2頁欠)

考稿

如ク供進致シマス
自分儀我ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣醫ヲ爲シタル上次ノ

宣醫 供進書

供進者 島 津 久 大

木 貞 夫 其他

對

極東國際軍事裁判所
亞米利加合衆國 其他

考
稿

如ク供進致シマス

自分機發自ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣醫ヲ爲シタル上次ノ

宣醫供進書

供進者 島 津 久 大

荒木貞夫 其他

封

亞米利加合衆國 其他

蘇東島際軍事裁判所

裏面白紙

一、私は一九三〇年外務省に入り、東郷茂徳氏の第一次外相時代（一九三一年十月十八日より一九四二年九月一日迄）には外務大臣秘書官でありました。私は現在終戦連絡中央事務局の賠償部長であります。

二、當時秘書官としての私の任務は外務大臣の處理する外交關係事務の内容に深く關係することではなく、大臣の閱覽される書類を整理し、大臣と外務省員及外部よりの來訪者との面會を取次ぎ（外交團員と大臣との面會の取次は主として他の秘書官が取扱ひました）又大臣の各議會合に出席の際には之に隨行することでありました。

三、一九三一年十二月六日頃内閣側から東郷大臣に對し同八日午前に大政翼賛會中央協力會議が開かれる豫定だから之に出席して演説することを求めました。そこで東郷大臣は私に對し同會議に於ける大臣の演説用として一つは會議當日米穀争が開始されて居た場合と、今一つは戦争が開始されて居ない場合とに分けて原稿を二つ作れと命ぜられました。併し右演説は結局見合せとなりませんでした。

四、一九三一年十二月八日午前零時少し過ぎグルー米國大使は外務大臣を來訪しルーゾヴェルト大統領より屋下に宛てたメッセーヂの高しき手交しました。右會見後東郷大臣はメッセーヂの翻譯を命ぜられました。翻譯が外務省から届けられるや大臣は私を伴ひ總理官邸に赴きました。總理官邸に着いたのは午前二時頃でした。私は外務大臣が總理と會談して居る間待つて居りました。會談終了後外務大臣と私とは外相官邸に戻り大臣は服を改め午前二時三十分頃参内の爲官邸を出ました。

裏面白紙

替
フ

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ誤認セズ又何事ヲモ附加セサルコトヲ

宣
旨
書

署名捺印
島
津
久
大

裏
面
白
紙

Def. Doc. #2936

THIS IS TO REPLACE PAGE NUMBER "1" OF THIS DOCUMENT.
(Affidavit of SHIMAZU, Hisa)

22-12-17 (17)
大正七年十二月十七日
(東郷英徳)

第1頁

一九一七年十二月八日午後零時少し過ぎグルーネン大使は外務大臣を茶会
し、ルーズヴェルト大統領より陛下に宛じたメツチャイチの書しを手交しま
した。右書見後東郷大臣はメツチャイチの書しを御覧になり長に命ぜられました。
東郷が外務省から居けられるや、大臣は私を呼びよせ外務省に参りました。
東郷が参りたは、たのき平首二階に上りました。私は外務大臣と私とは外務省に居り、
居るに参つて居りました。三十分参り内のお官邸を出ました。

22-12-17 82

Def. Doc. 42945

Exh. 号 3632

高橋義次

高橋

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

貞夫 其他

供進書

供進者 山本 兼一

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣稱ヲ爲シタル上次ノ如ク供進致シマス

トシノ年一ノ七 (22年)
何人年檢以テ
一(年)新(後)

22-12-17 82

Def. Doc. #2945

Exh. # 3632

高橋義次

高橋

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

元木貞夫 其他

宣言供進書

供進者 山本 無一

自分係我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣言ヲ爲シタル上次ノ如ク供進致シマス

裏面白紙

裏面白紙

一、私は一九四〇年九月から一九四二年十一月迄外務省東亞局長又は尋務取扱であり、その間一九四一年十月から一九四二年十一月迄亞米利加局長を兼任し又は尋務取扱でありました。

二、本裁判所の被告岡野純氏の真口供書（法廷証第三四七三號）の第二十六節に於て冒頭に左の記載があります。

「日本の對米最後の回答は外務省に於て起草せられ、山本東亞局長より予の下に送付し來りしを以て、予は常例の如く部下に研究すべしを命じ其の結果最後通牒としては物足らざる感をもし行動の自由を留保すとの文句を挿入するを適當と認め原案に其の文句を記入し山本局長に通達せり。

然るに十二月初め（何日なりや記憶せず）通船會議に於て通牒文を外務省側より配布せられたる際、之を一覽し、予の修正文句なかりしを以て通船會議終了後通牒の點山本局長に對し、之にて最後通牒になるのかと質問せしに之にて差支なしとの返事にて其の儘別れたり。」

三、當時私が海軍省の岡野局長に送付した日本の對米最後の回答案は本法廷に於て、私が先にも發言せる通り、従前の通船會議に於て論議せられた趣旨に従ひ起草したものでありましたが（法廷証第二九一五號）、私は其の後岡局長から右回答案に行動の自由を留保すとの文句を挿入したものを受取つたことも又之につき岡局長と討議したことも

ありませぬ。又私は十二月四日の通商會議に於て對米最後の通商案を
配布しましたが、通商會議終了後席の戸岡局長から之にて最後通商案に
なるのかと質問せられたことも、又之に對し何か返事したことも記憶
しませぬ。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）十二月九日 於東京

供進者 山本 熊一

右ハ堂立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

3

同日於同所

立會人 西 春 彦

裏面白紙

Def. Doc. #2045

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宣

書

書

署名捺印

山

▲

熊

一

4

202

203

裏面白紙

12
E 3633
DEF DCC 6837

自分等我ニ行ハレル方式ニ依ヒ先ヅ別ノニリ宣ヲ爲シタルト左記ノ
如ク供進シマス

宣 善 口 供 守
供 進 音 田 邊 隆 武

荒 木 貞 夫 其 他

TO
22-12-17 (8)
五ノノ
(牛新製機)

家利加合衆門 其 他

家利加合衆門

高橋

12

三 36 33
DEF DCC 6 8837

TOGO

高橋

○ 概算門降算新設場所

亞米利加合衆國 其他

荒木 貞夫 其他

宣 誓 口 供 容

供 述 者 田 邊 廣 義

自分作我門ニ行ハレル方式ニ從ヒ先ヅ別ノニリ宣誓ヲ爲シタルト左記ノ
如ク供述シマス

めくれず

裏面白紙

余ハ昭和十六年十一月六日參謀次長ニ任命セラレ十一月下旬以後開俸セラ
 レタル聯絡會議ニ出席シ、又伊藤海軍々令部次長ト共ニ同年十二月八日ノ
 對米酒告交付時間ニ付官報外務大臣ヲ往訪、打合セタルコトアルガ余ノ記
 憶ニル所左ノ如シ
 昭和十六年十二月三日頃聯絡會議ニ於テ米酒政府ニ對スル交渉打切ニ
 スル報告文ハ十二月七日午後零時半(米酒政府時間)參府ニ於テ米酒政府
 ニ交付スルコトニ決定シタルガ其後ニ至リ海軍ニ於テハ右報告時間ハ之ヲ
 ヒ日午後一時(參府時間)ニ繰下グルコトヲ必要ト認メ隨テ能浦艦長ニ於テ
 モ之レニ同意シ十二月五日伊藤海軍々令部次長ハ自分ト共ニ官報外務大臣
 ヲ往訪シ、右時刻ノ變更ニ同意センコトヲ要請セリ
 右ニ對シ官報外務大臣ハ右時刻ハ段同行為開始前若干ノ時間ヲ存シ居ルモ
 ノナリヤ否ヤヲ質シ、伊藤海軍々令部次長ハ然ル旨ヲ回答シタル後官報外
 務大臣ハ之ヲ承諾セリ
 右打合セテ結果ハ參六日ノ聯絡會議ニ報告セラレ、世ノ承認ヲ得タルコト

記

原本不明瞭

裏面白紙

フヒ日夜小官ハ承知セリ
尚、伊羅次長ヨリハ、大原ニ付シ、右宣業ニ於テ取調行爲開始ノ場所ニ
付テ告ケタルコトナシ

昭和二十二年二月十七日 於メ

供 送 者 田 邊 啓 武

余ノ前向ニ於テ署名、宣業セリ

一九四七年二月十七日 於 白領印皮、スマトラ、メダン、

歩兵大尉

白領印皮、スマトラ、メダン、

テイゾイド・W・パーソンス

白領印皮、

スマトラ、メダン、

ジョン・ドナルド・ジョーンズ

原本不明瞭

裏面白紙

良心ニ從ヒ眞ニマシテ進ベテ切カクモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

昭和二十二年二月十七日

宣 告 書

田 邊 隆 武

原本不明瞭

裏面白紙

13 E 3634
Def Doc 52929

Togo

書稿

昭和十七年六月

昭和十七年六月
大東亞戦争
(資料部)

国際法問題論叢

條約局 第二課

序

財団法人国際法學會では大東亞戦争勃發後生じたる国際法關係諸問題中
重要なるものの今後の国際法の歩むべき方向等に關し特別の委員會を設
け總てより種々研究を行ひ報告局も之に協力しつつあつたが其間夫々
報告委員より報告なる報告が提出せられ報告上も裨益せらるる所等から
ざるものがあつた案を案に於て之等報告を取扱ひ資料の整理を防止併
て今後の研究に資し意見を考へから茲に印刷に付した次第である
尚茲に印刷せられたる各報告は何れも各委員の個人的意見であるが同時
に委員に於て時間的に十分の検討を加ふる餘裕がなかつた爲其内容は必
ずしも各委員の決定的意見と言ふ程度に熟してゐるものではないこと並

13 E 3634
Dof Doo 2929

Togo

書稿

昭和十七年六月

大東亞戦争關係國際法問題論叢

條約編 第二課

序

財団法人國際法學會では大東亞戦争勃發後生れたる國際法關係諸問題中
重要なるものの今後の國際法の歩むべき方向等に關し特別の委員會を設
け豫てより種々研究を行ひ報告の屆も之に協力しつつあつたが其間夫々
報告委員より報告なる報告が提出せられ報告上も裨益せらるる所業から
ざるものがあつた故て本屆に於て之等報告を収録の資料の徵選を所業併
て今後の研究に資し兼て参考へから茲に印刷に付した次第である
尙ほ印刷せられたる各報告は何れも各委員の個人的意見であるが同時
に委員に於て時間的に十分の検討を加ふる餘裕がなかつた爲其旨は必
ずしも各委員の決定的意見と言ふ程度に止してあるものでは無いこと並

Def Doc 52929

報告の取扱に付ては特に注意せられ度いことをお断りして置く
昭和十七年六月

外務省條約局長

松

本

俊

一

2

207-2

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣書ヲ爲シタル上次ノ
何ク供進致シマス

宣書供進書

供進者 湯澤三千男

荒木貞夫 其他

對

亞米利加合衆國其他

極東國際軍務裁判所

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）十二月三日 於東京

漢 逸 者

湯 澤 三 千 男

右ハ當立者人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於 同 所

立 誓 人

七 田 基 玄 印

裏面白紙

裏面白紙

一、私は大正元年十一月内務省に入り昭和十二年二月内務次官として退官する迄約二十四年餘の間内務省の官吏として勤続した。

昭和十六年十月京畿内閣成立するや再び内務次官となり昭和十七年二月内務大臣となり昭和十八年四月退官した。

二、私が内務大臣として在官して居た昭和十七年の七月頃内閣四長官の手元に於て大東亞省の官制案が作製されつゝあるといふ情報を得た。八月に入ると其の内容として東亞諸地域の諸國との政治経済文化等一切の政務は舉げて之を大東亞省の所管とし、外務省は純外交と稱する極めて形式的な案件だけを處理するといふ情報を得た。之では外務大臣が反對するのは當然であり、東郷氏が辭職するの止むなきに至るのではなからうかといふ懸念がした。

之は競争遂行途上に於て好ましからざる出来事であり、又同じ官家出身の關係である私としては東郷氏が永年外務省官吏として勤続した所の外務省が其の機能を喪失する様を場面は直に直に深く同情したのである。

茲に於て私は直に東郷氏に面會し其の真意をたゞし及ばずながら辭職する様を出来事の起らぬ様盡力したいと考へた。八月の末東郷氏に面會して其の真意をたゞした所大東亞省設置案には絶對反對であるといふ事であり、言明はしなかつたけれども進退を賭するの覚悟が看取された。其處で私は東郷氏に對し「貴方の立場は同情に堪へない、私は

何とかして辭職する様な不幸な出来事の起らぬ様盡力したいが、然し
 總理側と貴方との意見が遂に一致せぬ場合は、斯かる重大な時期に於
 て内閣の瓦解を希望せぬ私共第三者側の立場にある閣僚としては、結
 局總理側の意見に同意せざるを得ない結果になるであらう」といふ事
 を話した。他方自分は出来ることなら中立的立場に在る人に依頼して
 首相と外相間の紛争を調停して貰ひ度いと考へ先づ海軍の意向を深
 て見たが、海軍も本案に賛成する由を知り此考を断念した。
 私は其の翌日京浜總理に面會を求め東郷氏が進退を賭して反對する氣
 組なる事を告げ左様な場合となつて迄も案の遂行を斷るの如何なる
 ものであらうか、何とか京浜外務大臣の面目の立つ様を案の緩和を圖
 る事は出来まいかといふ事を力説したが、京浜總理の決心も亦強固で
 あり四長官の手元で作製した新組織案が今日の事態に於ては極めて必
 要である所信を披瀝して譲らない。而して京浜總理大臣は次の閣議に
 於て大東亞省設置を決定したき旨を言明した。茲に於て私は兩者左様
 に強固な決意を有する以上は次の閣議は京浜外務大臣の出席する最後
 の閣議となるであらうから感情に走りず堂々所信を披瀝して立派な討
 論をし最後には笑つて袂を分つといふ態度を採つて貰ひたいといふ希
 望を述べた。

愈々九月一日大東亞省案が閣議に上程された、京浜總理は自ら案の内
 容を説明し其の必要を力説したが要するに其の主旨は競争に入つてか

裏面白紙

ら今日に於ける東亞の狀勢は一變し諸國は相共に戰爭目的に一致し他
人行儀でなく益々此の狀勢を促進する様な特別な組織を設け、一般の外交
と區別する様にする事が必要であるといふにつきる。東郷外相は之に
反對して次の様を所信を述べた。

○此の案に依ると帝國の外交は大東亞と其の他の世界各國とにより主
管省を異にするこゝをり一貫せる外交活動を不可能ならしめるこ
と

○大東亞諸國は其の他の諸外國とは異なる取扱を與へられたりとして日
本に對し不信疑惑の念を生じ此等諸國の自尊心を毀けるべく獨立尊
重の趣旨に反すること

○從來主として中國に對する政務を内地行政の延長の如き形にて行ひ
たる與亞院式の政務執行を中國以外の大東亞諸國にも及ぼすこと、
たるので其の結果は良好ならざるべきこと

○兩者の討論は約三時間に亘りて疑はされ其の關係は沈黙し全く東條總理と東
郷外相との一騎打の氣があつた。兩者共に感情に走る様を事はなく紳
士的に且堂々と意見を開陳し其の所信の貫徹に熱心忠實であつた。結
語は午後更に繼續するといふことと一互休憩になつたが同日夜刻東京
外相は辭職し東條總理が外相を兼ね夜に入りて再び討論が開かれ新く

裏面白紙

して大京亞省は全關係一致して決定したのである。其の翌日私は京郷
氏を訪問し貴方は昨日の閣議に於て充分に意見を開陳し外務大臣とし
て蓋すべきを盡したのであるから遺憾はなからうといふ旨を述べたが
京郷氏は京師大將とは本問題のみならず戦争指導の根本に付ても相當
所見を異にして居ると語つた。

裏面白紙

Def. Doc. 52917

管
フ

長心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

直
書

署名捺印
海
三
千
男

裏面白紙

22-12-17 (13)

Def, Doc 2931 (Revised) E 3436

裏面白紙

大使會議共同聲明の採擇
會談終了後同日、大使會議書記局において次の如き發表を爲し
たり

書記局發表

日本國外務大臣兼大東亞大臣並に在京滿洲國、中華民國、ビ
ルマ國、タイ國及フィリピン共和國各大使は本國政府間の遠東
的協議に基づき大東亞戰爭完遂の方途及共同戰爭に悉く世界
秩序建設の理念につき隔意なき意見の交換を行いたる結果本二
十三日の會談において滿場一致左の如き共同聲明を採擇せり

共同聲明

大東亞各國は米英の飽くなき侵略に對し相拂えて大東亞を米
英の淫話より解放し、その自存自衛を全うせんが爲凡ゆる遠東
を剋服して共同戰爭の完遂に邁進し今日に及べり、
然るに米英は強力をもつて中立諸國を壓迫してこれを戰爭の具
に供し名を是國の解放に藉りてその勢力範圍の擴大と内政干渉
とを恣にし、更に敵對する諸國に對しては國家の存立、民族生
存の基礎は悉よりその固有の文化をもまつ殺せんと企圖しつ、
あり、米英が今日抱懐しつ、あるその戰後計畫なるものは凡ゆ
る政治的粉飾にも拘らず必ず強力を基礎として自己のほつする

秩序を強制擁護せんとするものにして、米英は國際政治をその支配下に置き、恣に全世界の警察に當らんとし、又世界經濟をもろろ斷し、もつて帝國主義的世界支配をいよいよ永久化せんことを策しつゝ、あり、かくて爾余の各國各民族はその生存と榮榮との爲公正且均等の地位を保障せられず、特に大東亞民族に對しては依然として偏見、差別視を露呈して變る所なし、彼我の戰爭目的における決定的相違は實に米英が、る不
 正なる國際秩序を飽くまで維持強化せんとするに反し大東亞の各國はか
 かる專制、獨占、差別を排除し飽くまで正義を基調とする眞の秩序を建
 設せんとほつする點に存す

大東亞各國はさきに共同宣言を發して大東亞戰爭の意義と目的とを闡明
 せるが、今や米英の暴力により國際正義と人類の福祉とが全くじゆり
 んせられんとしつゝあるを詆視し得ず、こゝに大東亞各國はその抱負す
 る共同の戰爭目的に基き、眞世界秩序建設の爲の指導原則を重ねて中外
 に明ならしめ、一方これを阻止破壞せんとする米英の非望に對しては、
 飽くまでその暴力を結集して戰爭を完遂せんとする牢固たる決意を新に
 表明せんとす

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

一、國際秩序確立の根本的基礎を政治的平等、經濟的互惠及固有文化尊重の原則の下、人道等に基く一切の差別を撤廃し、強弱国力を遠旨とする。共存共榮の理念に基くべし。

二、國の大小を問はず政治的に平等の地位を保障せらるべし、且その向上發展に均等の機会を與えらるべく、政治形態は各國の情勢を所に従ひ範圍の干渉を受くることなからるべし。

三、植民地的地位に在る諸民族を尊重して各々その所を治めしめ、異に人類文明の發展に寄與せしめざるべし。

四、資源、交通、國際交通の障害を排除して經濟の相互協力を開り、もつて世界における資源上の不均衡をきとうとし、各國民の勤勞と勤勞と共に

五、各國文化の尊厳を相互に尊重せらるべし、文化交渉により、國際親善並に人類の發展を促進せしめし。

六、不平等、不侵略の原則の下、強國の脅威とならざるべき軍備を排除し、且國際上の軍事を除去し武力によるは國上り、經濟的手段による他國の壓迫、ないし控製を防止せし。

七、安全保障の爲に付ては、大國の専斷並に全世界に互に同一の方法を遵ひ、實情に即したる地方的安全保障の体制を主體とし、所與の世界的安全保障の爲に并する秩序を確立し且不行に進展する世界各々の情勢に即應し、

國際秩序を平和的に改定するの方途を著くべし

提議の諸決議

第一、印度支那諸國の獨立完成支達に關する決議

大東亞共同宣言の本旨に鑑み先鋒獨立を宣言せる安南、カンボジア、アム、ビルマ、ラオス、フランス領インド支那に對し、その欲する形態に於いて新國家としての實を完成し大東亞の有力なる一環として相俾に共同の理想實現に邁進せんことを切望す

第二、大東亞の獨立完成支達に關する決議

大東亞共同宣言の本旨に鑑み大東亞民族がその下境の勢力を日本國の好意的支達により速かに獨立準備を完了しもつてその獨立の待望を達成するに至らんことを切望す

第三、大東亞の常設的連絡機關に關する決議

大東亞の獨立完成支達に大東亞建設のため協力する諸國を以てしむる見地より大東亞の常設的連絡機關を定むる又は臨時聯絡機關を以てしむる見地より大東亞の常設的連絡機關を定むる又は臨時聯絡機關を以てしむることを切望す

原本不明瞭

裏面白紙

第四、印度假政府へ本會議の討議内容並に決定及び決議を報
 方に届する決議
 印度の解放は大東亞の共同の關心にして大東亞各口は、これ
 がため自由印度假政府により行われかる闘争をふらゆる方法を
 つて支援せむことを欲するに於て本會議における討議内容並に本
 會議において採擇せられたる決定及び決議を同政府に通報しそ
 の管回を勧奨す。

裏面白紙

Def, Doo, 2931 (Revised)

右署名捺印ハ自分ノ函頭ニ於テ為サレタリ
同日 於 同 所

立合人 在 武三郎(印)

Rxh, 〆

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書
自分、林、外務省文書課長ノニ在ル書ナル也、茲ニ添付セラレタル
日本語ニ就ツテ書カレ七頁ヨリ成ル大京亞大館會議ト題スル書類ハ日本
政府(外務省)ノ保管ニ係ル公文書ノ最善ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナ
ルコトヲ證明ス

昭和二十二年十二月九日 於東京

林 義太郎(印)

裏面白紙

16

E 3637
Def Doc 82024

高橋

明治四十年一月三十一日勅令第六號公式令被奉

第七條 勅令ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス

ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之
ヲ奉大臣若ハ主任ノ國務大臣ト學ニ之ニ副署ス
タル勅令及貴族院ノ諮詢又ハ議決ヲ經タル勅令
ハ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布スル勅令ノ上諭ニハ同條第二項ニ依ル
旨ヲ記載ス

ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之
ヲ奉大臣若ハ主任ノ國務大臣ト學ニ之ニ副署ス
タル勅令及貴族院ノ諮詢又ハ議決ヲ經タル勅令
ハ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布スル勅令ノ上諭ニハ同條第二項ニ依ル
旨ヲ記載ス

16

E 3637
Def Doc 02024

高橋

明治四十年一月三十一日勅令第六號公式令發布

第七條 勅令ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス

前項ノ上諭ニハ詔書ノ後御璽ヲ鑄シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之
ニ副署シ又ハ他ノ國務大臣若ハ主任ノ國務大臣ト學ニ之ニ副署ス
逕寄願圖ノ諮詢ヲ經タル勅令及貴族院ノ諮詢又ハ議決ヲ經タル勅令
ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載シ帝國憲法第八條第一項又ハ第七十條第一
項ニ依リ發スル勅令ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載ス
帝國議會ニ於テ帝國憲法第八條第一項ノ勅令ヲ承諾セサル場合ニ於
テ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布スル勅令ノ上諭ニハ同條第二項ニ依ル
旨ヲ記載ス

裏面白紙

證 明 書

自分井川克一ハ内閣事務官ノ職ニ居ル者ナル處茲ニ添附セラレタル日
本語ニ依ツテ書カレ一頁ヨリ或ル明治四十年一月三十一日勅令第六号
公式令抜萃ト題スル書類ハ内閣官房ノ保管ニ係ル公文書ノ正確ニシテ
眞實ナル写シナルコトヲ證明ス
昭和二十二年十二月八日 於東京

井 川 克 一 印

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ為サレタリ

同 日 於 同 所

立会人 加 藤 謹次郎 印

裏面白紙